

平成 2 4 年 度

輸出拡大リード事業のうち
国別マーケティング事業
(中国における種苗の市場及び輸出関連制度調査)
調査報告書

(委託先:アイ・シー・ネット株式会社)

平成 2 5 年 3 月

農林水産省

平成 24 年度輸出拡大リード事業のうち
国別マーケティング事業
(中国における種苗の市場及び輸出関連制度調査)

目次

はじめに	2
1. 調査の背景	3
2. 調査の経過	3
2.1. 調査期間.....	3
2.2. 検討委員会の設置.....	3
2.3. 検討委員会の経過	4
2.4. 調査団の構成	4
2.5. 調査の目的.....	5
3. 国内調査の結果.....	7
3.1. 国内調査で把握を試みた事項.....	7
3.2. 電話による聴き取り調査.....	7
3.3. 面談による聴き取り調査.....	10
4. 中国の種苗市場の実態調査結果	12
4.1. 中国現地調査の旅程	12
4.2. 北京市での聴き取り調査の結果.....	13
4.3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査の結果と分析	32
4.3.1. 調査の概要.....	32
4.3.2 回答のまとめ.....	33
4.3.3. 調査結果から	40
4.3.4. 簡易調査のまとめ.....	41
5. 中国における種苗輸出に関連する制度調査結果.....	42
5.1.農業法.....	43
5.2. 外商投資産業指導目録.....	44
5.3. 種子法	45
5.3.1. 品種についての規定.....	45
5.3.2. 種子の生産.....	45
5.3.3. 種子経営許可	46
5.4. 輸入許可制度	49

5.5. 検疫制度.....	51
5.5.1. 検疫上のリスク評価制度.....	51
5.5.2. 輸入検疫制度.....	52
5.5.3. 国内検疫制度.....	53
5.5.4. 検疫対象リスト	53
5.6. 種苗を販売する際の表示制度.....	54
6. むすび.....	56
添付資料	58
添付資料 1. 条約、法令、ガイドラインのリスト.....	59
添付資料 2. 法令、ガイドラインの日本語訳.....	64
添付資料 3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－調査票.....	127
添付資料 4. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－回答票.....	131
添付資料 5. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－とりまとめ表.....	171

【注意事項】

本事業は、農林水産省食料産業局新事業創出課の委託により、アイ・シー・ネット株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

【免責事項】

農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社とその関連会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社とその関連会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社は、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

はじめに

本調査は、日本からの種苗の輸出先として第2位の地位にある中国に対し、日本からの種苗の輸出をさらに促進するため、中国における種苗の市場の構造や流通の実態、輸入に関連する制度を調査したものである。

限られた期間の中で効率的な調査を実施するため、植物検疫、種苗検査、種苗の販売等の専門家である検討委員会委員の皆さんから貴重な助言をいただいた。おかげさまで、たいへん実用性の高い充実した調査報告書ができたと考えている。

本調査の検討を通じて感じたことを3点挙げておきたい。

1点目は、長年にわたり中国では法令とその運用の実態が乖離していたせいか、種苗の販売等の実務に詳しい方々が必ずしも関係法令や制度そのものに詳しいわけではないということである。その点で、ヒアリングを通じて得られた実務的な情報を、関係法令でしっかり裏付けた本調査の意義は大きいと思われる。ヒアリング結果から、これまで運用で柔軟に対応されていたものが、根拠となる法令により厳格になるなど、近年は法令遵守の傾向が強まっており、法令そのものをきちんと確認しておく必要性が高まっていると思われる。

2点目は、種苗の輸入、販売等に関する限り、中国の法令制度はかなりきちんと整備されており、その情報公開度も高いということである。本調査の法令リストは、ほとんどウェブサイトで入手することができた。調べれば簡単に調べられるにもかかわらず、これまで調べられていなかった種苗の輸入や販売に関する法令制度を短期間にきちんと調べ、まとめた本調査の意義は大きいと思われる。

3点目は、中国においても、種苗の品質に対するニーズが高まっている点である。規模が小さいことが必ずしも品質の低下につながっているわけではないだろうが、高品質な種苗を販売できる能力のある規模の大きい販売業者に種苗の流通を集約していこうという動きは、高品質な種苗を輸出できる日本の種苗会社には有利に働く可能性があるものと思われる。

一方、今回の調査では、時間的な制約から、国（中央政府）レベルの調査が中心となり、地方政府における法令の運用の実態について十分に調べることができなかった。この点については、今後、何らかの補完的な調査を期待したい。

いずれにしても、この調査報告書が日本から中国への種苗の輸出の促進に少しでも貢献することができれば、検討委員会としてこれに勝る喜びはない。厳しい時間的な制約の中、効率的かつ精力的に実際の調査を担当された調査団の皆様に敬意を表する次第である。

検討委員会座長

国連大学サステイナビリティと平和研究所

シニア・プログラム・コーディネーター 永田明

1. 調査の背景

中国の種苗市場は、世界第二の規模を誇る巨大マーケットである。国際種子連盟（ISF）の統計によると、2012 年 5 月の時点で、市場規模は米国に次ぐ 90 億ドルであり、前年の 60 億ドルから 1.5 倍に急拡大している。今後も中国国内市場での種苗需要の増加などから、さらなる成長が見込まれる。

日本から中国への種苗の輸出は、この数年 30 億円弱で推移しており、金額ベースでベトナムに次ぐ第 2 位の輸出相手国となっている。しかし、中国種子貿易協会によれば、2012 年、日本から中国に輸入された種苗の量は 336 トンで、輸入種苗としてのシェアは第 8 位と、必ずしも確固とした地位を得られていない現状がある。

中国への輸出をさらに拡大するには、複雑で理解が難しいと言われる、中国の種苗の輸出入や販売等に関する法制度の理解を深めると同時に、どういった種苗が中国で求められているかといった市場ニーズを明らかにすることが求められている。

2. 調査の経過

2.1. 調査期間

2012 年 12 月 21 日～2012 年 3 月 22 日

中国北京市での現地調査：2012 年 1 月 26 日～2 月 2 日

2.2. 検討委員会の設置

本調査事業では、調査の方針、調査の途中経過、報告書の方向性などについて調査団側から報告を受け、専門的見地から助言・指導するために、外部の有識者 5 人で構成する検討委員会を設置した。検討委員会の構成と、主な経過を以下に示す。

検討会委員(敬称略)

古茶 武男 全国植物検疫協会副会長

中井 智二 株式会社サカタのタネ海外野菜営業部長

永田 明 国連大学サステイナビリティと平和研究所 シニア・プログラム・コーディネーター（座長）

松島 義幸 MPS ジャパン社長

山路 良寛 独立行政法人種苗管理センター業務調整部種苗検査課課長

オブザーバー(敬称略)

石川君子 一般社団法人日本生花通信配達協会 花キューピット協同組合 常任顧問
河原昌一郎 農林水産政策研究所上席主任研究官
角屋竜雄 農林水産省消費・安全局植物防疫課生産安全専門官

農林水産省担当官(敬称略)

大島 立大 食料産業局新事業創出課種苗産業室国際企画班課長補佐
小林 万記 食料産業局新事業創出課種苗産業室国際企画班育成者権保護・活用係

2.3. 検討委員会の経過

第一回検討委員会：平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 3 時～午後 5 時

中国北京市への現地調査を控え、事前の国内での種苗会社等への聴き取りの結果、現地調査方針、種子法や検疫制度を中心とした法制度調査の経過などを、事務局側が報告した。委員からは、主に中国での現地調査方針などについて、助言があった。

第二回検討委員会：平成 25 年 2 月 15 日（金）午前 10 時～正午

法制度調査の経過、中国現地調査の結果、報告書の方向性などについて、事務局側が報告し、検討委員からの助言を得た。

第三回検討委員会：平成 25 年 3 月 13 日（水）午前 10 時～正午

報告書作成の方針、報告書初稿について検討委員から助言を得た。

2.4. 調査団の構成

本事業では、下記のコンサルタントが国内・国外調査、検討会の事務局、報告書の作成を担当した。

事業総括／調査担当：アイ・シー・ネット株式会社 田畑 真

調査担当／業務調整：アイ・シー・ネット株式会社 小島 寛明

国内調査／中国現地調査担当：株式会社プラントバンク 下野 章司

中国現地調査担当：平木国際特許事務所 中国弁理士 何 小萍

2.5. 調査の目的

農林水産省が示した本事業の調査項目と、調査団の主な調査の実施方針は次のとおりである。

表 1：中国における市場実態調査の実施 1

仕様書記載の調査項目	調査団の対応方針
① 我が国種苗の輸出実態及び潜在需要（伸びしろ）（特に、潜在的に需要が高い品目及び品種が具備しているべき特性等）	中国現地コンサルタントの協力で、北京市内の種苗会社、販売店を対象に質問票を用いた聴き取り調査を実施
② 我が国種苗等の利用者とその栽培・利用実態	中国への輸出実績のある日本企業からの聴き取り等を実施
③ 我が国から輸出された種苗の商流(採種ほ場から中国における小売まで)	日本国内の種苗会社、北京市内の種苗会社への聴き取りを実施
④ 流通過程におけるバリューの変化、商流ごとのボリューム、シェア	調査項目①に合わせて聴き取りを実施
⑤ 我が国種苗を輸出する際の制度的障壁及び対応策	文献調査、国内調査、中国政府当局者への聴き取りを実施し、帰国後も情報の精査を行った
⑥ 上記を踏まえ、輸出に際して必要となる種苗の調整や具備すべき規格、パッケージ・表示方法等	関連の法令調査、現地調査で収集した種子のパッケージの分析等

表 2：中国における輸出関連制度調査の実施 2

仕様書記載の調査項目	調査団の対応方針
⑦ 種苗の輸入手続き（「輸入許可証」制度、植物防疫等）	文献調査、国内調査、中国政府当局者への聴き取り、帰国後の追加的な情報の精査などで対応
⑧ 種苗に関する表示制度（発芽率、純潔率、健全無病性等に係る要件等）	関連法令の調査、現地調査で収集した種子のパッケージの分析等
⑨ 原発事故に伴う規制措置	日本企業への聴き取り、文献調査など
⑩ その他、農林水産物・食品の輸入に際しての規制措置、要求される認証	調査項目⑤と同様の対応
⑪ 中国市場における中国国内で日本産種苗から生産された農産物と日本産農産物との競合状況や、中国国内における育成者権の保護状況、侵害リスク等についても検討・調査・情報収集する	中国現地コンサルタントの協力で、北京市内の種苗会社、販売店を対象に質問票を用いた聴き取り調査を実施。育成者権については、最新情報の収集

3. 国内調査の結果

3.1. 国内調査で把握を試みた事項

中国での現地調査を前に、調査団は 2012 年 12 月下旬から 1 月下旬にかけて、主に野菜や花きの種苗の分野で、中国でビジネスを展開している日本の種苗会社や、種苗関連団体等を対象に、訪問と電話による聴き取り調査を実施した。国内調査を通じて把握を試みた主な事項は、以下のとおりである。

- ① 中国での取引実態
- ② 中国への種苗輸出手続きの実態
- ③ 中国での輸入許可手続きの取得、検疫手続き
- ④ 中国に種苗を輸出する際に日本企業側が感じている制度上の障壁はあるか
- ⑤ 中国で種苗の取引をする際に、日本企業が留意している中国の国内法
- ⑥ 中国の国内法、例規類と、中国当局の運用実態の間に乖離はあるか

3.2. 電話による聴き取り調査

電話による聴き取りの対象を以下の表に示す。

表 3：電話による聴き取りを行った団体、企業

聴き取り対象	日時等
野菜及び花き関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
きのこ関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
飼料及び牧草関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
果樹関係種苗団体	2012 年 12 月 17 日
花き種苗会社 A	2012 年 12 月 17 日
花き専業種苗会社 B	2012 年 12 月 18 日
花き種苗会社 C	2012 年 12 月 19 日

電話による聴き取りを通じて得られた主な情報は以下のとおりである。

- ・ 現在、日本の外務省は我が国育成者権者の権利保護の観点から、きのこの種菌については輸出禁止規制を行っており、3 万円以下で育成者の許諾を得たものしか輸出できな

いようになっている。2012 年 9 月に外務省及び経産省から、この規制を撤廃したいという話があったが、きのこ業界としては、規制撤廃に反対している。

- ・ 中国への種苗の輸出は、育成者権がきちんと守られるかどうか最も重要で、育成者権が保証されなければ輸出は進まない。
- ・ 特に中国では、過去に森林総合研究所が行った調査で、中国の主要なきのこ 12 品目のうち 11 品目が日本で育成されたものだった。日本からきのこの種菌を輸出しても、中国で自由に増殖されてしまう可能性が高く、日本のきのこ種菌会社はどこも中国に種菌の輸出を行っていない。もし、中国にきのこの種菌を販売するならば、省や県が中心になってきのこの産地を作って、その産地に向けて種菌を提供し、ロイヤリティーを回収する方法があるかもしれない。中国と日本との共同で育成者権を取得して、省や県に中国国内で権利侵害に対応してもらいやり方が今後可能となるかもしれない。
- ・ 中国には、飼料作物や牧草の種子の生産地として、ごく少量の種子の輸出を行っている。中国に飼料作物や牧草の種子の輸出をしているのは、当団体ぐらいではないか。中国に元種を輸出し、中国で生産した種子を再び日本に輸入しているが、量的にはかなり少ない。飼料作物や牧草の種子生産は、ほとんどがアメリカであったが、近年、遺伝子組換えの問題もあり、欧州にシフトしてきている。

2012 年 10 月、東京で CIOFORA（国際栄養繁殖性花き・果樹育成者権者団体）の会議が開かれた際にも、中国の輸入許可証の手続きに非常に時間がかかるという話が出て、申請から許可証の発行までに 1 年ほどかかるということだった。

- ・ 飼料作物や牧草の種子の販売先として中国を見た場合、日本や欧米で育成された品種と、中国で現在求められている品種に違いがある。飼料作物としてはトウモロコシがメインになると思うが、中国では多収が最も重要であり、労力がかかることについては問題ない。一方で、日本や欧米では人件費などの問題もあり、機械化適性が重要で、耐倒伏性なども求められる。中国国内でも、トウモロコシの育種などは積極的に行われており、日本や欧米の品種の販売は、あまりないと思われる。今後、5～10 年先には、中国でも日本や欧米で求められている性能の品種の需要が高まってくると予想されている。そうなれば、中国も飼料作物や牧草の種苗販売の市場として期待できるようになると考える。また、中国では育成者権の保護が適切に行うことができるか不明な点もあり、今後、中国での知財の保護も重要な課題である。
- ・ 会員メンバーに中国への果樹種苗の輸出について問い合わせをしたが、現在、中国に

果樹種苗の輸出を行っている会員はいなかった。現地法人を持っていた企業もあったが、現在はやめてしまっている。台湾については、2〜3 社が日本なしの穂木を輸出して、生産農家はその穂木を高継ぎして花を咲かせて実を取っていた。ある県では、ぶどうの品種について中国で権利の取得を進め、権利保護を進めようとしている事例もあるようだ。

- ・ 中国では昨年から、国内の種苗産業の育成に力を入れている。海外からの種苗の輸出がなければ成り立たない状況は、中国政府や省政府も認識している。「輸入許可証」の取得に 1 年もかかることもあるが、こうした状況は、国内の種苗産業保護の動きによるものではないように感じる。
- ・ 毎年 5 月に花きの親株を輸出している。これまでは、3 月に輸入申請を出し、1〜2 ヶ月で許可が下りていたが、最近は輸入許可申請を出してから 1 年かかると言われている。中国側の取引先が、省政府にプロフォーマ・インボイス（見積送り状）を提出し、その許可書を日本側に送ってくれる。その許可書があれば、日本の植物防疫所の検疫証明書が発行されて、中国の税関を通過して、中国に輸出することができる。2013 年に中国に輸出する数量は、2012 年 10 月までに省政府に報告する必要がある。種苗の輸入促進のための免税措置などに必要なようだ。そのため、2013 年は花き苗 100 万本として、中国側の企業を経由して省政府に提出している。この数字は、おおよその数字で、この数字を下回るのは問題がないが、この数字以上の数量を輸出することはできなくなるので、注意が必要だ。実際は、個別の輸出の際には、輸出する品種名とその数量を正確に記載する。
- ・ フランスの種苗会社の中国の代理店を通して、1、2 品種、中国で育成者権を取得して、中国の農家に販売したことがあるが、最近は、中国への種苗の販売については、少量行っている程度。栄養繁殖系の植物では育成者権の取得は必須であるが、中国では権利の取得費用や違法増殖の対応など、難しい問題が多く、欧米の花き種苗会社でも、中国での種苗販売に力を入れているところはあまり多くない状況である。
- ・ 中国では、やはり、育成者権を取得してまで、その費用に見合うビジネスができるかどうか、そのあたりがネックになっている。将来的にはやはり、中国は切り花や苗など大きなマーケットになることは間違いないが、現状では、中国への種苗の販売には、それほど力を入れている状況にはない。

- ・中国へ花きの苗を輸出しているが、苗の増殖のためで、ほぼ全量を再び日本に輸入している。中国の種苗会社に、苗の増殖を委託している。「輸入許可証」についても、現在はとくに問題はなく、これまでどおり輸出入を続けている。今後、中国での花き苗の販売の可能性は、ないことはない。ただ、現在の体制で、中国での種苗販売や権利保護対応等まで行うのは難しい面がある。

3.3. 面談による聴き取り調査

1月17日 種苗会社 A

- ・輸入代理業者を使って、輸入許可証をとって、中国に輸出している。
- ・これまではすぐに輸入許可証を取ることができたが、昨秋からは1ヵ月程度、場合によってはそれ以上に時間がかかるようになっている。
- ・輸入許可証については、発行の基準が曖昧で、発行されないこともある。また、発行されるまでに、どこで時間がかかっているのかもわからない。
- ・中国には主に、ニンジン、チンゲンサイ、ハクサイ、ブロッコリーなどの種子を販売している。

1月23日 種苗会社 B

- ・中国に輸入するには輸入許可証を中国農業部に申請する必要がある。また、付加価値税13%の免税のためには申請手続きが必要で、申請から営業日ベースで20日、約1ヵ月かかる。
- ・農業部の輸入許可がおりると、省あるいは指定されている都市の種子管理局に検疫許可の申請を行う。輸入量が500kg以上になる場合は、農業部への輸入申請も合わせて必要になる。
- ・原則としては、海外から輸入した種子は、指定された場所でしか栽培してはいけないことになっている。省を越えて栽培を行う際には検疫を受ける必要がある。実態としては、省を越えて、種子の販売が行われているが、黙認状態である。
- ・中国での野菜の種子の輸入許可を得ている会社は、登録上は20-30社あるが、実際に輸入をしている会社は10社程度しかない。
- ・外資系の種苗会社で輸出入の許可を持っている会社は数社あるが、実際に輸出入を行っているところはない。農業分野では付加価値税が13%かかるが、中国の会社には免税措置がある。そのため、13%以下の手数料を払って、中国の会社に輸出入の業務を行ってもらっている。
- ・輸入代理を行っているのは8割が種苗会社、その他は貿易会社などである。

- ・中国では、輸入許可証を取るためには資格が必要で、資本金などの要件がある。最近、この要件が引き上げられた。
- ・日本から野菜種子はパッケージに入ったものが中国に輸入されて、それを主な産地の大手の種苗会社に卸して、そこから種苗店に行く。農家に種子が渡る前に、地元のとりまとめ役が間に入ることもある。リパックする許可（種子経営許可証を取得した種子経営者）を持っている会社はバルクで入れて、自社でリパックして販売することができる。
- ・1990年代に開発輸入が盛んになり、中国で長ネギ、ブロッコリーを生産し、日本に輸入された。売れなかったものや余ったものを中国国内で販売したら、予想以上に売れて、いい結果が出た。それで、今では中国の長ネギの20%ぐらいが日本の種子になった。長ネギは輸送性がいい点が評価された。ブロッコリーは新しい食材として、受け入れられた。
- ・最近では、日本からの種子で生産された農産物の9割近くが中国で消費されている状況で、日本に農産物として再び輸出されるものは1割程度ではないか。
- ・種子管理方法の改正で、種苗会社の業務範囲について、資本金、技術者、施設などの要件が引き上げられて、中国国内の種苗会社が淘汰されている。小規模の会社では合併などが進んでいる。

1月24日 種苗会社C

- ・中国ではニンジン、ネギの種子の販売が多い。
- ・輸入許可証は、500kg以内であればそれぞれの省で、500kgを超える場合には農業部で許可を取る。
- ・中国への野菜種子の販売は毎年、順調に増加している。
- ・中国への輸出にあたっては、特別の障壁があるとは思っていない。
- ・今後、中国で野菜種子の販売を増やしていくためには、品種開発力が必要で、遺伝資源の確保と利用が重要である。
- ・10年ぐらい前から、中国ではF1品種が多くなってきた。
- ・中国でビジネスを行うにはパートナー選びが重要。輸入許可証を取れること、支払いが滞りなくできること。
- ・数年前から、中国国内消費向けの農産物の輸送には高速道路料金が無料になる。そのため、国内での野菜の流通が増加している。
- ・輸入許可証は、中国以外にも、インド、バングラデシュ、アフリカ諸国などにもある。

4. 中国の種苗市場の実態調査結果

4.1. 中国現地調査の旅程

調査団は、2013 年 1 月 26 日から 2 月 2 日にかけて、中国・北京市で現地調査を行った。中国の農業、林業、検疫の各担当部局や、民間企業を通じて、種苗の輸出入に関する制度運用の実態について、理解を深めることが主な目的である。

日程：2013 年 1 月 26 日（土）～2013 年 2 月 2 日（土）

調査団員： 何 小萍 平木国際特許事務所
下野 章司 株式会社プラントバンク
小島 寛明 アイ・シー・ネット株式会社

表 4：現地調査の旅程

1 月 26 日（土）		渡航
1 月 27 日（日）	元中国種子集团有限公司、孫家奇氏 と打ち合わせ	孫家奇氏の案内で市場視察
1 月 28 日（月）	花卉、林木の種苗を扱う「北京林大 林業科技株式有限会社」	品種権出願代理事務所 CN-KnowHow（北京路浩国際特許事 務所）
1 月 29 日（火）	中国国家林業局	コンサルティング会社「北京大来」 と打ち合わせ
1 月 30 日（水）	資料整理	中国国家質量監督検査検疫総局
1 月 31 日（木）	北京天地園種苗有限公司	中国種子貿易協会、中国種子集団有 限公司
2 月 1 日（金）	北京東方九龍種業有限公司	北京市海淀区の種苗市場視察 北京聚宏種苗技術有限公司 北京市海淀区種子管理所
2 月 2 日（土）	元中国種子集团有限公司、孫家奇氏 を中心に、中国の種苗輸出入制度等 についての勉強会	帰国

4.2. 北京市での聴き取り調査の結果

北京市での現地調査では、中国政府当局や民間企業への聴き取り調査を行った。以下は、聴き取りの主な内容である。

1月26日（日）午前：中国種子集团公司 OB と打ち合わせ

今後の視察先の検討、中国の種苗に関連するホームページ（<http://www.seedchina.com/>）の紹介、中国の種苗に関する意見交換

1月26日（日）午後：天壇公園近くの地元スーパーの野菜売り場等視察

多種の野菜や果物が販売されていた。単品で包装された野菜や果物もあった。

2013年1月28日（月）午前：北京林大林业科技股份有限公司

Beijing Forestry University Forest Science Co. LTD.

Seed & Seedling Co.

International Trade Dept.

Dept. Manager

Ms. Yanzhi Sun

- ・日本の大手種苗会社2社と取引があり、同社の重要なビジネスパートナーである。
- ・林木と花の種子などを扱っている。
- ・中国では、花きの種苗についても輸入の資格が必要で、同社は花きの輸入の資格を持っている。
- ・野菜の種苗の取扱いの資格は持っていないので、野菜についての情報は持っていない。
- ・親会社である林大科技は、ホテルや街の設計、造園、花のアレンジメントなどの事業を行っている。Sunさんは子会社の種苗公司貿易部門のマネージャー。
- ・中国では税関毎に、はじめて輸入する花の種類（分類上の種レベル）の場合、植物防疫に関するリスク評価が必要。手続きとしては、国家林業局に申請し、リスク評価を行う。その際に、輸入する品種に関する情報を記載する。
- ・同じ花きでも、税関毎に許可されるため、許可される場合と許可されない場合がある。各税関によって、要求が違う。
- ・日本の種苗会社が中国に輸出をする場合、中国側の会社を選択し、税関を選択することができる。
- ・このように税関毎に要求が違うのは、地域によって病害虫の状況が異なるため。輸入の手続きとしては、まず輸入許可証（import permit）の申請を行い、その地域に初めて入れる花きの種類の場合はリスク評価も行う。ピートモスが付いている場合は、その検査の許

可も必要。事前に 1 kg 郵送して検査を行い、問題がなければ許可証をもらうことができる。輸入許可と検疫許可は一つのシートにまとめて書いてある。その中に、検疫の対象が記載されている。

- 中国の輸入許可証のコピーをもらって日本の検疫当局に出し、日本の検疫の証明をもらい、種子を郵送して中国へ。到着したら許可証の原本を出して、日本の検疫証明書の原本と原産地証明書の原本を中国の検疫に提出。中国の検疫当局は送られた種苗のサンプルを取って実験室でチェックし、それで問題がなければ、輸入できる。
- 通常は、種子と苗木はこのような手続きで輸入できるが、CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の認可が必要になることがある。過去に日本のある会社が花を入れようとしたところ、CITES に抵触する恐れがあるのを理由に、入れることができないケースがあった。サボテンなどが該当する。CITES にあたる場合は、日本の関連部局の許可をもらい、中国の許可をもらって輸出が成立する。
- 花きの種苗の輸入申請は、国家林業局の下にある森林防疫ステーションで行う。花きの一部は農業部にも申請できる。
- 花き種苗の輸入申請がスムーズに進むかは、導入する中国側の会社にかかっている。輸出する海外の会社としては検疫に合格するように進めればよい。種子は病害が出にくいですが、苗の場合にはリスクが高くなる。中国のどのような会社と進めるかが重要。
- 「中国で種や苗を輸入する場合、栽培する場所を特定しないといけない。そこから移動する場合は、さらに検疫の手続きが発生すると聞いているが、毎回毎回検疫の手続きをとるのか」→ある品種が北京に来て、もしまだ別のところに行く場合は、規定によっては、検疫が必要。リスクが低いもの、病虫害が付きにくいものは、検疫を通さずに移動する場合もある。
- 「国内移動の際の検疫の取り締まりが厳しくなっていると聞いているが」→ますます厳しく管理されるようになっていく。ただ、移動については日本企業が関与することは少なく、日本企業はあまり深入りせず、中国のカウンターパートの会社を中心に対応するのがいいと思う。病虫害の広がるのが心配で厳しく管理するということのようなのだ。
- 「農業分野では、輸入ができる会社などの要件が 2011 年秋に引き上げられたと思うが、林業分野でも同様の動きがあるか」→同じルールがあり、誰でも出来るわけではない。林業については、要件は変わっていないと思う。最近、新しい動きや強化の話は聞いている。私たちは資格があるので、何も問題になっていない。
- 林木についていい品種があれば関心がある。日本の大手種苗会社のような林木の会社があれば交流したい。
- 花きの種苗の販売は、主に農家や花きの生産会社向けで、種苗会社への販売はない。販売は他部門で行っている。
- 輸入許可代行の手数料は、花きの種類により、また、初めて導入するものかなどにより、変わり、一概に言えない。

- ・ 輸入許可申請から許可証が出るまでの期間は、20 日（20 営業日）以内。

<まとめ>

同社は、北京林業大学の出資で 2000 年に設立された。林木（草花も含む）及びその種苗の輸出入、生産、販売の他、造園設計等を行う。林木の輸出入権、経営権を持ち、自ら貿易、販売が可能であり、日本の大手種苗会社 2 社とも花きの種苗について取引がある。花きの種苗の輸入についても初めて中国に輸入する種類については、税関毎にリスク評価が必要である。地域によって病害虫の発生状況が違うために、税関毎にリスク評価を行うとのことであった。具体的な花きの種子の輸入の手続きとしては、中国で発行された輸入許可証の写しを日本の検疫当局に提出し、日本の検疫証明書を取る。中国に種子を送付する際に、日本の検疫証明書を添付する。中国に種子が到着したら、輸入許可証原本、日本の検疫証明書原本、原産地証明書原本を中国検疫当局に提出する。検疫当局はサンプルを検査し、問題がなければ輸入することができる。CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に規定する植物については、日中政府のそれぞれの許可が必要となる。

同社は花きの輸入代行も行っているが、代行のフィーは、花きの植物種によって、また、中国へ初めて輸入する植物の種類であるかどうかによって変わる。輸入許可申請から許可証の発行までは 20 営業日以内。

中国に輸入された種苗については栽培場所を特定すること、また、省を越えて移動する場合には検疫が必要とされていることについて、そのように規定されているが、リスクの低いもの、病害虫の着きにくいものなどは実際には検疫が行われていない場合があるとのことであった。

林業分野では、種苗会社の要件などについて、特段の変更はないとのこと。

1月28日（月）午後：北京路浩国際特許事務所

CN-Know How Intellectual Property Agent Ltd.

Vice Manager Procedure Department Zhai Weihua

Vice President Patent Attorney QU Weijun(Jane)

Patent Engineer AO Lian

- ・日本からの出願状況は 1999 年から 2012 年までで 49 品種（ラン 10、キク 17、イネ 9 など）。うち 19 品種（キク、ラン、イネ、メロン、モモなど）が登録された。
- ・海外からの出願はとくに増加はしていない。2012 年はオランダ 40、米 31、日本 4。
農業部に種子管理局ができて、品種権保護はその下に置かれている。権利行使の強化がなされている。管理局の管轄している分野に品種の審定のプロセスがあり、審定と保護を一貫して担うようになった。一カ所で審定と保護を管理する。
- ・「種苗会社の大型化をはかる方向と聞いているが」→もっと、機能的な管理をし、もっと市場を管理することになったのだと思う。販売に関する規定も厳しくなる傾向にある。
- ・「権利侵害に関する訴訟は、たくさんあるのか」→育成者権をめぐる訴訟はあるが、話題になった訴訟はとくには聞いている。当事務所では、訴訟はあまり手がけていない。クライアントについても訴訟に関する話はとくにない。中国でも、知的財産保護の意識が向上している。
- ・「輸入許可を得るにはどのくらいかかるか」→国家林業局のほうは、2 週間ぐらい。農業部は 1〜3 カ月ぐらい。詳細はわからない。輸入許可証は、取引のある企業に依頼するだけ。当事務所で対応するのは輸入許可証だけで、日本側に用意してもらうのは検疫証明書と原産地証明書。つまり、原産地証明書、日本の検疫証明書、輸入許可証の 3 種類が必要になる。
- ・ほかの国の場合、輸入許可証は送らなくてもいい場合がある。輸入許可証を要求しているのは、確か日本のルールではないか。
- ・「許可取得が難航したケースはあったか」→北京の場合、日本から北京への過去の輸入記録があった場合はやりやすい。初めての場合、リスク評価があるので難しくなる。輸入禁止のリストに掲載されているもの、ポテトなどは難しい。過去に、ある品種を日本から入れようとした際に、北京から入れた実績がなかったので、ほかに輸入の実績があるところから入れたケースがあった。
- ・「国内移動についての検疫などの規制が厳しくなったということがあるか」→法律上、国内移動についても要求はあるが、厳しくチェックをしているということはないので、とくに心配していない。確かに、昨年秋ごろから厳しくなったと感じている。新しい規定ができたとか、通知が出たということではなく、もともとあった規定の運用を強化したということだと思う。

・「税関で、品種権侵害に関する検査の状況は」→商標についてはあるが、品種権について調べることは非常に少ない。品種権の侵害については、権利者からの申し立てによる発見が多いのだと思う。商標は、目で見てわかるものが多いから、税関でも調べることができる。

<まとめ>

中国の植物品種保護は、植物の種類によって、その管轄が農業部と国家林業局に分かれている。また、海外の育成者が中国で品種権を取得するためには、中国の代理機関を使うことが定められている。農業部への代理機関は2つあり、同社は最大手であり、日本からの出願をほぼ独占的に扱っている。

日本からの出願は累計で49品種、登録となったものは19品種。海外からの出願状況には特に増減はない。権利侵害訴訟については、最近特に話題になったものはなく、同社のクライアントも訴訟になっているものはない。

同社は、品種権の出願を代行するために、海外からの種苗の輸入手続きを行っている。輸入許可証は他社に依頼している。日本の育成者は、検疫証明書と原産地証明書を用意する。輸入許可証の取得には、国家林業局は2週間程度、農業部は1〜3ヵ月程度かかる。

輸入許可証の取得には、その植物の種類を初めて入れる地域（税関のある場所）ではリスク評価が必要になり、そのための時間がかかったり、取得できなかったりする場合もある。そのために、輸入実績のある地域から輸入許可証を取得するなどの対応策をとっている。

国内移動についての検疫規制については、法律上定められているが、特に厳しくチェックしていることはない。昨秋以降、厳しくなったと感じているが、もともとあった規定の運用を強化したのではないかとのこと。

1月29日（火）午前：中国国家林業局

General Administration of State Forest Tree Seeds and Seedling State Forestry Administration
P.R.CHINA

Chief, Senior Engineer

MS. Zhou Jing Li

Department of International Cooperation

Program Officer-Bilateral Cooperation

Zhang Yang

- ・中国の種子管理は主に、農作物種子と林木種子に分かれている。農作物種子は農業部、林木種子は国家林業局が種子法に基づいて管理している。苗木、種子も含まれる。
- ・2000年に種子法が発効した。種子の試験を行い、合理的に品種を選択し、利用すること

が法のおもな目的である。種子の生産、販売についても管理している。育成者、生産者、利用者の権利を守り、種苗の品質を確保することを目的としている。

- ・ 林木種苗にも生産の許可制度がある。ただし、主要な林木について許可するもので、すべてが許可制の対象となるものではない。対象は、国や省が公表している。
- ・ 商用の苗木と種子を生産するための許可証は、林木の優良品種は省レベルで、普通のもののは市や県で発行する。具体的な条件は条例で定められており、申請書に詳細が書いてある。
- ・ 経営、販売についても許可が必要。(生産) 許可証を取得後に、商工管理局に申し込みを行う。これも国レベル、省レベル、地区レベルがある。
- ・ 国レベルの許可は、輸出入にかかわる企業。
- ・ 育種、生産、経営もそれぞれ許可が必要。
- ・ 資本金 2 千万元以上の会社は、国レベルで発行する。
- ・ 優良品種については、省レベルで発行する。
- ・ 普通の林木は県と市が発行する。
- ・ 輸入、輸出許可証は国家林業局から発行している。
- ・ 種子法 29 条に経営の具体的な条件も定められている。主に、内容、量によって決まる。経営する場所、設備も備えなければならない。種子のチェックをするなどの技術者の配置も必要。種子については、加工・保存の要件、種子バンクの要求、品質の検査などもある。輸入、輸出にかかわる会社は、貿易の許可も取得する必要がある。商工管理局で申し込むことができる。
- ・ 現在、外国企業については、(林木種苗には) 国内企業との違いはない。外国からの投資を促進する立場である。
- ・ 導入(輸入) 品種については、国に 3 つの標準がある。林木種子に関する標準、苗木に関する標準、コンテナ内の苗木に関する標準。これらは国が規定する標準である。
- ・ 中国の標準に達していなくても、両社の合意があれば、輸入できることもある。全ての植物に標準があるのではない。まずは、所在する省で確認して、必要な場合には国家林業局に確認してほしい。
- ・ 検疫には、国家質量監督検査検疫総局、農業部、国家林業局が関わっている。
- ・ 動植物には、輸入禁止のリストもある。禁止リストに掲載されていても、研究用のために質検総局の特別の許可を得て輸入することができる。遺伝子組換え作物は質検総局の許可が必要。輸送についても質検総局の許可が必要なものがある。
- ・ 病害虫のリストは、農業部と国家林業局が管理している。禁止リストは質検総局が管理している。
- ・ 「経営許可の許可要件に変更はないか」 → 2000 年に種子法が発行されてから、林業の分野では許可基準は変わっていない。農業部は変えたと言っているが、林業局は変えていない。林業分野については、いまのところ、変える必要を感じていない。

- ・「種子法 30 条の許可証の有効区域とは」→国が発行した場合は、全国が有効区域となる。輸出入を行う会社も国が発行する。省が発行した場合は、省が有効区域となる。種子法関連で、林業分野では 14 の規定があるが、今まで変更はない。
- ・「49 条に関し、国家林業局と検疫当局との役割分担はどのようになっているか」→禁止リストなどは国家質量監督検査検疫総局、それ以外は、農業部と国家林業局。
- ・「林業分野については病虫害のリストも林業局で管理しているという理解でよいのか」→検疫そのものは質検総局が行う。禁止以外の品目を管理するリストは国家林業局が決めている。
- ・「50 条の輸出入の許可証について」→輸入、輸出の許可以外については、所在地で許可を取得する。遺伝子組み換え作物についても規定がある。省の場合は省の貿易の担当部局が審査し、最終的には省の林業局が許可を出す。例えば、北京市で貿易の許可をとった場合、最終的には、国家林業局に回ってくる。
- ・「どの程度、輸入許可証を出しているか、統計はあるか」→他の部局が行っているので、許可証をどの程度出しているか、こちらではわからない。
- ・「リスク評価の手続きとは」→はじめて輸入される植物は、リスク評価が必要になる。これは、時間がかかる。とくに技術的に難しいということではなく、一周期、とくに病害について一周期、観察する。過去に、南の地域で海藻が入ってきた際、想定よりも繁殖が激しくて、魚がたくさん死んだケースがあり、環境に悪影響があった。こうした経緯から、厳しく管理をしている。
- ・「主要林木の種類は」→全国で 128 種類。ホームページで公表している¹。
- ・「最後に、日本からの種苗の輸入拡大についてのお考えは」→日中間で林業関係の交流など行っている。今後、日中で、林木の育成、選別、評価、利用についての協力をしていきたいと考えている。育種協力のプロジェクトに日本に人を派遣している。中国南部の育種にも役立っている。もっと協力を進めたいと考えている。今後の大きな課題である。

＜まとめ＞

中国では、農作物種子は農業部、林木種子は国家林業局が種子法に基づき、管理している。林木の種苗の生産にも許可制度があり、主要な林木については、国と省が対象を公表している。経営、販売についても許可証が必要となる。輸出入の許可証は国家林業局が発行する。それぞれの条件は、種子法に規定している。

中国での検疫は、国家質量監督検査検疫総局、農業部、国家林業局の 3 つの部局が関わっている。動植物の輸入禁止リストに関するものなどは国家質量監督検査検疫総局、その他の病虫害のリストは農業部、国家林業局が所管している。

農業部では、生産、経営の許可要件を最近、変更しているが、国家林業局では、経営許可の要件など 2000 年の種子法発効以降に変更したことはなく、現在も、変更の必要性は感

¹ (法 9) 参照

じていないとのことであった。林業分野では、種子法に関連する 14 の規定があるが、今まで変更はない。

リスク評価については、初めて輸入される植物について行う。時間はかかるが、技術的に難しいことはない。過去に環境に悪影響を及ぼした事例があり、厳しく管理を行っている。

1 月 30 日（水）午後：中国国家質量監督検査検疫総局

General Administration of Quality Supervision,

Inspection and Quarantine of the People's Republic of China

Department for Supervision on Animal and Plant Quarantine

Division of Plant Quarantine

Director

Huang Yajun

Plant Quarantine Division

Deputy Director

He Pengfei

Research Center for Standard and Technical Regulations

Senior agronomist

Wu Xingxia Ph.D

中国国家質量監督検査検疫総局では、事前に調査団が提出した質問票に基づき、回答いただいた。

- ・「病気害虫のリスト、最新版はどのようになっているか」→92 年のものは 84 種類であったが、いまは 439 種類になっている。リスク評価に従って進めている。詳細はネットで公開しているので確認してください²。
- ・「検疫として、サンプルを採取する目的は」→植物を検疫する際に、サンプルをとらないといけないので、採取している。サンプルを採取することは、科学的な検査が目的。植物毎に国際的なやり方があり、日本も同じであると思う。採取方法も流動的なので、量が多くなったり、少なくなったりすることがある。採取方法は固定的なものではない。
- ・「採取方法の変更は公示しているか」→この件については別の部門の所管で、その部門で随時、質問は受け付けると思う。我々は IPPC（国際植物防疫条約）をはじめ、国際基準に則って、検疫を行っている。

² （法 20）参照

- ・「中国で検疫をスムーズに進めていくための留意点は何か」→中国の関連規定、まずは検疫許可を取ることが重要。禁止される病害虫を調べるもの。国際標準に基づいて禁止されるものが付いていてはいけない。種子については、品質の規定もある。その他の中国の部局の規定もある。新しい品種を入れる際には、リスク評価も必要になる。有害生物のリスク評価もある。リスク評価も様々なレベルのリスク評価があり、全国範囲でのリスク評価もある。
- ・リスク評価以外に、農業部または国家林業局の許可が必要であり、その許可を取ることが重要。この許可を得ていないと中国に輸入ができない。また、中国が監視する重要な病害虫が付いていてはいけない。
- ・日本の植物防疫所で検査を受ける段階で、病害虫が付いていないようにするのが大切。日本企業のカウンターパートとなる中国企業に対する規制もある。日本では検疫を合格したものでも中国で実際に病害が発見され、廃棄や没収されることもある。
- ・日本の元種が中国に輸入されて、それを親として中国で種子を生産し、再び、日本に戻ることがある。この場合、こちらから、日本の検疫に対して通知している。
- ・「リスク評価で、例えば以前、上海で通ったものも北京から初めて入れる場合、あらためて評価の手続きが必要になるか」→上海でリスク評価を受けたものについて、2度リスク評価が発生することはない。通常はない。ただ、例外はありえる。
- ・「国内移動時、省を越える場合に、毎度毎度、許可証は必要になるのか」→省をまたぐ移動は、農業部と国家林業局の検査になるので、そちらに聞いてほしい。輸入した種苗は、検疫の許可証の中に期限が入っている。その期間内、1、2 ヶ月以内であれば、例えば、天津から上海に自由に動かしてもいい。
- ・「検疫条例は、農業部と国家林業局の所管か」→そうです。
- ・「国内の検疫が厳しくなっているという話を聞いているが」→農業部の所管なので、詳しくは農業部に聞いてほしい。

＜まとめ＞

中国での植物検疫は、IPPC（国際植物防疫条約）などの国際基準に則っている。

病害虫リストは 1992 年は 84 種類であったが、現在は 439 種類となっており、詳細はネットで公表している。

中国に初めて輸入する植物の種類については、リスク評価が必要である。ある地域でリスク評価を行っていれば、他の地域から輸入する場合には、基本的にリスク評価が再度必要となることはない。

輸入種子の省を越えた移動については農業部及び国家林業局が検査を行う。なお、検疫許可証に期限が入っているので、その期間内の 1、2 ヶ月以内であれば自由に移動させても問題ないとのことであった。

1月31日（木）午前：北京天地園種苗有限公司

Celestial Seeds Co., Ltd.

Managing Director

Senior Agronomist

Zhiping Wang

- ・2012年から種苗会社への管理が厳しくなって来ている。検疫を通すのが難しくなっている。ただ、日本の種苗会社との業務に影響はない。
- ・「検疫が難しくなっているというのは具体的にはどういった状況か」→2年前から国際種子連合が原産地表示を強化している。これまでは、いろいろな国で生産した種子でも、オランダから輸入する場合には、EUの検疫の証明書をもらえばよかった。しかし、最近は、生産国と輸入する国（貿易国）を別々に記載する傾向が強くなっている。種苗会社はリスク回避のために、同じ品種の種子でも北半球南半球いろいろな国で採種をしている。このようなものを一緒にすることができなくなってくる。
- ・中国も検疫の基準が難しくなっている。非主要作物についても2年間のテストをしてから、販売するようになった。以前より厳しくなっている。主要作物の審査は別のさまざまな規定がある。
- ・「資本規制が強まったが、影響はあるか」→2011年に国から考えが示された。それまで小企業がたくさんあった。小さな企業ばかりでは種苗業界の発展によくないと政府は考えている。これまで、種苗会社は約8,700社あった。その中に、育種をしたり、品質の検査をしたり、加工をしたりする設備を持たず、貿易に特化した企業があったが、基準をあげると政府は判断した。その基準は、ネットで公表している。①主要農作物種子を扱うかどうか、②全国販売か、地区限定か、③輸出入業務を行うかどうか、などで分かれる。種子業界に残るには、資本金を増額しなければならない。野菜や花きを扱う種苗会社も資本金を500万元にすることを求められている。天地園もいま、資本金500万元への増額が求められている。
- ・業界と農業部の協議で、意見書を出して、資本規制の緩和を求めて、現在は、野菜の種子だけ扱う場合には200万元で可能となった。輸入の許可も得たいのだが、非常に難しい。
- ・いまは、資本金200万元でいいが、加工設備、検査室、技術者の配置など様々な要件を満たすよう求められている。イネなどの主要作物を含めて、すべてのものを経営したい場合、1億元の資本金が求められている。
- ・「種苗業界に影響はあるか」→営業をあきらめる小さな会社は多い。ほかと合併して大きくなるしか方法はない。
- ・「天地園はどうか」→元から条件を満たしていた。
- ・「増資する会社は」→多い。あるいは、合併したり、大きな会社、集团公司の代理のみを

やるなど。天地園は輸入許可を得ていないので、3,000 万元必要であるが、その申し込みをしているところ。現在は、他の会社代理をお願いしているが、今後は、（政府は）代理をさせない方針ではないか。2 年間のテストなども（代行会社に）かかってくるので、今後も輸入代行を依頼していいのか。難しくなるのではないかと考えている。2 年間のテストのことはひとつの例で、代理ではなく、（輸入についても）責任を持たないといけなくなるのではないか。

- ・「天地園で扱っている日本の野菜種子は」→キャベツ、ハクサイ、トマト、タマネギなど。
- ・「品種の更新は」→温室で生産するものは早い。
- ・「日本の野菜種子で人気の高いものは」→ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、カリフラワー、チンゲンサイ、日本ネギ
- ・「日本の種子を買うお客さんは」→多すぎて、説明しきれない。
- ・「日本からユーザーまでの種子の販売ルートは」→日本→中国種子集团公司・上海恵和など輸入許可を得ている種苗会社→中堅種苗会社→他の省の種苗販売会社→生産企業（インスタントラーメン会社など）
- ・北京ではハクサイは審定が必要で、中国種子集团公司は扱う権利も持っているが、上海経由で北京に入れることがある。種子法の規定で、主要作物 5 作物＋各省 2 作物の 7 作物は審定が必要で、審定は国レベルと省レベルの 2 つある。北京ではスイカとハクサイが国の審定が必要。非主要作物では、2 年のテストがあればそれだけでよく、とても簡単だ。
- ・「省を越える場合の検疫は」→省の規定はあるが、徹底されていない現状がある。今後は、いまよりも厳しくなるかもしれない。輸入種子の場合、例えば天津に入れてから北京に入れる場合には、北京で受け入れる私たちが証明書を取っている。国産の種子の場合は、この証明書を取らない場合が多い。例えば、北京にスイカの種子を入れて、上海に 100kg 入れる場合、上海で検疫の許可を取る。アメリカの州の検疫も同じではないか。
- ・「今後、日本から中国へ種子の輸出が増えるためには」→高品質な種子を入れることが重要である。
- ・「日本以外の海外は」→キャベツ、ハクサイは中国。日本に入ったものもある。
- ・ハクサイ、ダイコンは韓国がいい。
- ・「日本の種苗会社へのメッセージあれば」→いいものがあれば、扱いたい。日本には小さな種苗会社があるが、中国には出たくないという会社があるようだ。聞いた話では、中国に種子を輸出すると、農産物が日本に戻ってくるのではないかと心配している。日本の中小の種苗会社でいい品種を持っているところがある。

＜まとめ＞

同社は、1997 年に設立された野菜の育種、種子生産、販売を行う種苗会社で、日本を含む海外との取引も行なっている。

日本を含む海外から種苗の輸入実務を行っている種苗会社としての話を聞くことができた。

2 年前から国際種子連合（ISF）が原産地表示を強化し、種子の生産地と貿易国を別々に記載する傾向が強くなり、採種地の違う種子を一緒にして販売することができなくなっている。種苗会社はリスク回避のため同一品種を世界のいろいろな国で採種している。

中国国内の検疫基準も厳しくなっている。非主要作物も2年間の栽培テストを行ってから販売できるようになった。

2011 年に種苗会社の資本規制などが強化されて、営業をやめる会社や合併などが進んでいる。今後、輸入代行なども規制されるようになるのではないかと懸念している。

同社で扱っている日本の野菜種子は、キャベツ、ハクサイ、トマト、タマネギなど。中国で人気のある日本の野菜種子は、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、カリフラワー、チンゲンサイ、日本ネギなど。日本には小規模だが、いい品種を持っている種苗会社があり、輸入したいが、中国に種子を輸出すると農産物が日本に戻ってくるということで、中国に種子を出したがない会社がある。

日本の野菜種子が中国のユーザーに渡るまでの主な販売ルート：日本の種苗会社→輸入許可を得ている中国の大手種苗会社→中堅種苗会社→地域（省）の種苗販売会社→加工野菜などの生産企業

北京市はスイカとハクサイは審定が必要になる。

省を越えて種子の販売を行う場合には、規定上は検疫が必要であるが、実行は難しい。輸入種子の場合、種子を受け入れる側が検疫証明書を取ることにになっている。国産種子の場合には証明書を取らない場合も多い。

1 月 31 日（木）午後：中国種子貿易協会、中国種子集团公司

CHINA NATIONAL SEED TRADE ASSOCIATION

Vice President & Secretary General

Mr. Liu Hang

中国種子集团有限公司

CHINA NATIONAL SEED GROUP CO., LTD.

Business Development Center

Assistant of General Manager / Director of Imp.&Exp. Dept.

Ms. Weihong(Alison) Tian

中国種子貿易協会

Secretariat

Ms. Long Lin

Ms. Zou Dan

- ・中国種子貿易協会は中国種子集团有限公司とほぼ一体と考えられる。
- ・中国種子集团有限公司は現在、化学メーカーSINOCHEM の 100%子会社
- ・中国種子貿易協会は 1998 年に成立。現在、百数十のメンバーがいる。
- ・中国には中国種子協会と中国種子貿易協会の 2 つの協会がある。貿易協会には、国際貿易、輸入輸出に携わる企業がメンバーとなっている。
- ・メンバーの要件は下記のとおり、
 1. 中国の輸入輸出にかかわる企業
 2. 各省の種子協会のメンバー
 3. 中国国内資本の種苗会社
 4. 中国国内の中小企業、個人企業
- ・種子協会は半官の組織なので、外国の合資会社、独資はメンバーになれない。貿易協会のメンバーになることはできる。貿易協会は、海外の合資や独資のメンバーに、政策や制度改正などの情報を、定期的に提供している。国際種子連盟（ISF）のメンバーでもある。
- ・2014 年 5 月 24 日～29 日には、北京で国際種子大会を開催予定。
- ・会員向けのトレーニングのサービスも行なっている。
- ・外国企業向けに、新しい政策を知らせるサービスもある。中国には日本の野菜、花き、林木関係の会社の事務所があるが、まだ、メンバーになっている会社はない。
- ・野菜種子についての統計は、2012 年の実績で、7,697 トンの輸入量、金額ベースで 105 億元となっている。日本と中国の輸出入も大きく、日本からの輸入は 2012 年で 366 トン、種子の量としては 8 位、金額ベースでは 1 位となっている。高い金額で少ない量が入ってきているので、品質の高い良いものが輸入されているという傾向がある。中国からは、日本は、第 4～5 番目の貿易相手国。中国からの野菜種子の輸出量は輸入より少なく 6 千トンの実績である。
- ・日本の種苗会社は優秀で、大手種苗会社を中心に中国市場で活動している。韓国企業も優秀。日本からは、キャベツ、カリフラワー、ニンジンなどの種子が輸入されている。
- ・検疫については、種子類は法律で検査が義務付けられている。農業部と国家林業局の行政許可制度もある。種子は生きているものなので、検疫は厳しい。栽培も管理している。
- ・種苗を中国に輸入するには、輸入許可が必要。農家を保護するためと考えられる。
- ・新しい品種の場合、2 年間の栽培テストをしてから、輸入が許可される。この 2 年間でパフォーマンスがよくて、病虫害の懸念がなければ、許可される。
- ・中国の審定制度について。7 種類の作物について審定が必要で、別に、省毎に 2 種類まで定めることができる。北京の場合、ハクサイとスイカは、審定制度がある。
- ・新疆では、ヒマワリとテンサイについて審定が必要となっている。
- ・「2 年間の試験栽培が、最近、厳しくなったと聞いたが、もう少し詳しく聞きたい」→野菜なので審定ではない。2 年と説明したが、正確には 2 つの周期。病虫害がないか確認す

るため、目的は検疫。パフォーマンスなど他の特性も観察する。

- ・キャベツを例にすると、日本で人気があっても中国で受け入れられないこともある。生産量は、中国のユーザーに受け入れられるかどうかで決まる。キャベツの外側の葉は、日本ではカバーのため厚めのほうが人気あるが、中国では必ずしもそうではない。
- ・中国では75日の生育期間よりも、45日のほうが歓迎される。このようなことも考慮する必要がある。
- ・中国種子集团公司には販売の研究チームがあり、どんなものが中国でよく売れるのか研究をしているので、協力することができる。
- ・「2 周期の検査が必要になったということか」→はい。以前から要求されていた。もともと中国には種子の国際貿易はなかったが、80年代に条例ができて、90年代から貿易が拡大した。海外からF1の親を中国に輸入して、中国国内で採種をして、再び海外に輸出する貿易が増加してきた。この結果として、様々な新しい病害が出てきた。とくに、トマトは、数年前から病害がひどくなっている。
- ・貿易協会の会員になるには
 1. 中国の法人でなければならない（合資、独資も入会可）
 2. 協会の規定、権利義務を順守する
 3. 年会費は設立当初は500ドル、現在は3500元。
- ・会員企業が受けられるもの
 - 1、制度情報のメール配信
 - 2、トレーニングコース
 - 3、理事会に出ることによる交友関係の拡大
- ・「7種類の審定品種については、外国資本は扱えないのか」→独資は特別のルールがある。
- ・「輸出入ができる企業の規模要件などが、一気に引き上げられた。貿易に対する影響は」→大きく見たら、それほど影響はない。2011年の改正前、中国には8,700社の種苗会社があり、設備も持たず、技術者もいなく、マンションの一室でやっているような種苗会社がたくさんあった。これからは、しっかりした会社を残していこう、という考え方である。水稻、麦、大豆などの主要農作物は影響を受けるが、海外の企業や野菜種子を扱う種苗会社にはあまり影響がない。種苗会社の管理をしやすくし、農家のリスクを減らすのが制度改正の趣旨である。改正して2年前の8,700社から6,900社にまで減少した。反対に、外国企業数は増えている。外国企業の進出を我々は歓迎する。
- ・「輸入許可を得ている会社のリストはあるか」→農業部のインターネットに載っている³。輸出入ができなくなる例も当然ある。経営許可証の更新時に、更新できなくなる。輸入

³注：経営範囲に輸入輸出の記載が入っている経営許可証を有する企業のリストは次のウェブサイト参照のこと。<http://www.seedchina.com.cn/InfoListSearch.aspx?Id=104>

許可を得ている会社は現在、40～50 社程度。2015 年までには、輸入許可を得ている企業数は、かなり減少すると考えている。

- ・「どの程度が適正規模だと考えるか」→個人的には、3,500～5,000 社が適正だと思う。計画経済の時代は、2,300 社の種苗会社があった。これは地域に 1 社態勢で、競争がなかった。2 社あれば競争がある。そうすると、5,000 社ぐらいが適正と思う。減った会社は多くは合併によるもの。ほかの会社の傘下に入ったところもある。産業の発展のため、このようなステップが加速すると思う。
- ・「香港経由の種子の輸入は」→香港を通して、一部本土に入ってくる。日本のスイートコーンは、香港経由で南部の山岳地帯に輸入されて、栽培されている。
- ・山東省の青島ではあきたこまちが栽培されている。吉林省では、日本の商社が加工して日本に輸出したこともある。

<まとめ>

中国種子貿易協会は、1984 年に中国農業部内に設立された協会（中国種子協会及び中国種子貿易協会）であり、現在は、貿易会社、各省の種子協会、中小種苗会社等 140 社がメンバーとなっている。

同協会では、メンバー向けに政策や制度改正の情報などを定期的に提供している。合資や独資の種苗会社もメンバーとなることができるが、まだ、日本の企業でメンバーとなっているところはない。種子協会は半官の組織のため、合資や独資の種苗会社はメンバーとなることができない。

中国の野菜種子の貿易に関する統計は、2012 年の実績で、総輸入量は 7,697 トン、金額で 105 億元。日本からの輸入は、366 トン、種子量では 8 位、金額ベースでは 1 位。日本からは品質の高い、高価格な種子が中国に輸入されているという傾向が示されている。中国から日本への種子の輸出量は 6,000 トン。穀物や油糧作物はほとんどない。

日本の種苗会社は、大手種苗会社を中心に中国市場で活動している。キャベツ、カリフラワー、ニンジンの種子が輸入されている。韓国の種苗会社も中国市場で活動している。

輸入については、新しい品種の場合、2 年間の栽培テストをしてから輸入が許可される。正確には 2 周期。目的は、病害虫がないか確認する検疫のためであるが、その品種のパフォーマンスなど他の特性も観察する。

中国の種苗会社は、2011 年の「農作物種子生産経営許可管理規則」の改正により、これまで 8,700 の種苗会社があったが、6,900 社に減少した。これまで、設備もなく技術者もないような種苗会社があったが、今後は、しっかりした会社を残していこうという方針と考えられる。主要作物を扱う種苗会社には影響があるが、海外の企業や野菜種子を扱う種苗会社にはあまり影響がない。現在、輸入許可を得ている種苗会社は、40～50 社程度。2015 年までにかなり減少するのではないか。輸入許可を得ているを持つ会社のリストは農業部のホームページに掲載されている。

2月1日（金）午前：北京東方九龍種業有限公司

Oriental Dragon Seed CO.,LTD.

Li Hao Xi

- ・中国ではこれまで自社で輸入ができる会社の条件として、最低資本金 1 千萬元が要求されていたが、2011 年 9 月から、3 千萬元になった。北京市種子公司はこの権利を持っている。
- ・商社を経由するという考え方は中国にはない。九龍では南部の省の会社に輸入代行を依頼している。農業科学院関連の会社で社員持ち株のような会社になっている。
- ・中国においては自分で輸入するか、代理機関に頼むかの方法しかない。九龍は日本の種苗会社と独占契約に近い契約を結んでいる。種子は日本でパッキングして中国に輸入している。
- ・中国に種子を輸入する場合、北京を経由して、黒竜江省や内モンゴルに輸出するルートがある。地域に出すときには、ほかの競合先に種を出さないようにして、意図的に地域独占の形をつくることが多い。
- ・九龍の取引先はほとんどが、卸売業者。大きな農家が直接問い合わせてくるケースも、少しある。
- ・APSA に参加していて、国際会議で、日本の会社と交流を持つことがある。大規模な種苗の展示会、毎年 4 月に武漢、9 月に北京、11 月にハルビン、12 月に広州で開催される。このような会合から日本の種苗会社と中国の種苗会社のビジネスが始まることもある。
- ・九龍は会社を 2 社設立しており、1 社は 97 年、もう 1 社は 2004 年に設立。
- ・中国国内で種子の委託生産をして、海外に輸出することが多い。
- ・外国の種子の扱いでは、韓国 60、日本 20、USA20 ぐらいの割合。
- ・社員は現在、12 人。
- ・全体としては、外国からの輸入はだいたい 4 割で、残る 6 割は中国国内での委託生産など。種子の販売先は、どこもいいものを安く買いたい、ということで同じ。その意味では、日本の種はやはり高い。中国からは、種子を安価で輸出している。

<まとめ>

同社は 1997 年設立、野菜種子の輸入、販売、種子委託生産（2004 年に子会社を設立）を行なっている。

輸入種子と自社の割合は 4 対 6 で、輸入種子は日本（25%）、韓国（60%、大根、ハクサイ、とうがらし等）、米国（20%、ハウレンソウ、トマト、玉ねぎ等）から輸入している。輸入に当たっては、同社は輸入許可を得ていないため、輸入許可を得ている中国の大手の種苗会社に輸入の代行を依頼して、いる。日本の種苗会社とは独占契約に近い契約を結び、

日本でパッキングされた種子を同社のある北京に入れてから、中国各地に出荷している。出荷先は卸売業者で、地域で独占販売の形をとっている。APSA の国際会議や中国各地の種苗展示会などから日本の種苗会社とビジネスが始まることもあるとのこと。

2 月 1 日午後：北京市海淀区の種苗市場視察、北京聚宏種苗技术有限公司、北京市海淀区種子管理所を視察

2013 年 2 月 1 日午後：北京市海淀区種子管理所、北京海淀種子商会

元会長 張燕明

Beijing Haidan Seed Management Station

Ex-Chairman

Yanming Zhang

- ・「日本の種子の評判はどうか」→世界中でよい。カリフラワー、ブロッコリー。
- ・「なぜ、日本の種子はうけるのか」→品質、つまり発芽率が表示以上で、種子の純度が高い。中国の野菜の生産者は価格はそれほど気にしない。高い種子でも買う。野菜種子の場合、価格は重要な要素ではない。穀物の種子の場合は、種子価格も重要な要素。
- ・中国では初め、日本へ輸出するためにニンジン「黒田五寸」の種子を買って生産していた。芯まで赤く、先まで太くなっている形のもの。この日本の規格が中国のニンジンのスタンダードになっている。
- ・トマトは、日本のものは完熟させる品種が多いが、中国は輸送距離が長いために適さない。中国ではピンク色の大玉がいい。欧米の品種は、黄化葉巻病抵抗性があり、中国では必要な形質。日本のように温室栽培でネットを張れば大丈夫だが、中国ではこの抵抗性があれば売れるし、なければ売れない。末端の消費者よりも流通加工業者が野菜については、一番力を持っている。「こういうものなら買う」と農家に言えば、農家はそういう野菜の種子を買うようになる。
- ・日本の種子が一番高価だが売れる。農家は収益を一番に考える。種子代が 100 元高くても 500 元高く売れば儲かるのでよいと。今は高く売れることを一番に考えている。
- ・中国の生産者のほとんどが、今は収入の事しか考慮していないと思うが、近いうちに省力化、薬品を多く使わないといった点が重視されるようになるだろう。
- ・すでに、中国の農業も日本と同様、高齢化が始まっている。中国の働き手（農家）がいなくなっている。1 畝当たり 300～500 元程度しか利益が出ない品種でも、水やり不要、肥料少量でよく、簡単に作ることができるために売れているものもある。あるカリフラワーの品種はなぜ売れるのか。通常のカリフラワーは収穫時期が短く、真っ白だったものが色が変わってしまう。しかし、この品種は 1 ヶ月畑に置いていても真っ白のままで、花蕾がばらばらにもならない。農家は 1 ヶ月の間で、相場のいい時期を見て出荷

することができる。種をまいて、収穫だけすればいい、といったものが、生産者のニーズになりつつある。

- ・ダイコンはこれまで、秋のものだったが、晩抽性品種が出てきて、春に出荷できるようになった。耐暑性の品種は夏に作ることができる。これは日本が最初に作った。これまでダイコンは秋から冬にしか出荷できなかった。
- ・このように、他にないものは高く売れる。他に、品質のよい＝生産物の品質のいいもの、美味しいもの、珍しいもの、健康にいいものがこれから中国では売れる。
- ・種子代は農業生産のコストのごく小さい部分。農薬を少なくし肥料を少なくし、省力化できて長距離輸送できるものが売れる。
- ・ダイコンやハクサイは韓国。果菜類やウリ科は欧米のものがいい。欧米の扱う野菜は種子の単価が高い。日本は、チンゲンサイ、ブロッコリー、キャベツ、ネギなど種子の単価の低いものが多い。
- ・オランダの野菜育種会社 Rijk Zwaan はトマトの種子で年間 1 億円を売り上げていると聞いている。他のトマトが 50 元でもオランダのものは 1,200 元でも売れて、生産者に受け入れられている。この会社は農家のために流通業者を紹介して、技術指導をして、販売先のコンサルティングまでやっている。色つきがそれほどよくないものも、耐暑性に優れている点で売れているようだ。
- ・このように種苗会社には、特徴のあるものが必要。また、生産する地域も考慮することが必要。このトマトの場合、長江の南、黄河の北が適地。流通業者も地域の気温を調べて、暑いときは北部に出すなど、工夫をしている。通常トマトは生産者レベルの販売価格は、1kg あたり 1.2 元ほどだが、この品種は 1kg あたり 2.2 元ほどで 2 倍近い。大きなトマトや日本で好まれる完熟のトマトは中国では遠くまで運べない。オランダの会社は、様々なサービスをしたうえで、生産物の価格の上昇を約束したうえで、来年もつくってほしいと農家をお願いをしている。このような品種の種子であれば、農家は 1,200 元であっても種子を買う。
- ・農家への技術指導やマーケティングなど、多面的に考えて種子のセールスをするといいのではないか。対抗品種はどの地域で使われて、どの地域に生産物は販売されているのか。対抗品種との特徴を比べてみて、自社の品種の長所短所を考えてみる必要がある。
- ・カウンターパートになる中国企業とは、長期的な協力関係を築く必要がある。中国のいいパートナーがいるところが成功している。
- ・北京海淀種子商会に相談してもらえれば、海淀区の様々な種苗会社を紹介することができる。そうした企業との長い協力関係をつくってほしい。
- ・日本の品種の栽培テストをして、中国のいろいろな品種もあわせて栽培し、中国のいろいろな種苗会社の人を呼んで、自社の品種を気に入ってくれるところを探すとよい。新しい品種は、少なくとも 3 年～5 年はみてみないと本当に売れる品種かどうかわからない。中国の審定制度にも留意すべきだ。日本の企業には、中国の種子の管理制度を知らせる

必要がある。様々な制度を知ったうえで、細かな規則まで、中国側の企業が守っているのかどうか。相手会社がどのような資格を持っているかよく知った上で、進めることも重要である。

- ・私たちの海淀区には 130 の種苗会社がある。北京市海淀区種子管理所では、試験や調査もできる。メンバーを紹介することもできる。天地園や九龍もみな、ここのメンバー。この部屋の隣には、日本のビール会社の合弁企業がコチョウランの生産をしている。ここでは、クローン苗も作っている。

＜まとめ＞

北京海淀種子商会は北京市海淀区にある 130 の種苗会社がメンバーとなっている。中国への進出を検討している外国企業などに対して、種苗会社の紹介も行なっている。また、北京市海淀区種子管理所に、栽培試験や調査なども依頼することが可能である。

日本の野菜種子は、発芽率が表示以上で、種子の純度が高いため、評判が高い。中国の農家にとっては価格はそれほど重要な要素ではない。農家は収益性を第一に考えるので、種子代が高くてもそれ以上に収益が上がればよい。中国の農家も高齢化が始まっていて、今後は、省力化できる品種、農薬や肥料が少量でよい品種なども重視されるようになるだろう。収穫時期が長い品種などのニーズも高まっている。生産物の品質のよいもの、美味しいもの、珍しいもの、健康によいものなども、今後、中国では売れるようになってくるだろう。他の品種が持っていない特性を持つ品種の種子は高くで売れる。

オランダの種苗会社は、農家が収穫物を販売する流通業者まで紹介し、販売先のコンサルティングや技術指導まで行っている。

中国にいいパートナーがいる日本の種苗会社は成功している。中国の企業と長期的な協力関係を築くことが大切である。中国の企業がどのような資格を持っているかもよく確認することが重要である。

〈中国現地調査まとめ〉

今回の現地調査では、野菜の種子に関する聴き取りが中心であったが、花きについても可能な限り、聴き取りを行った。

日本から中国への種子の輸出にあたり、中国から輸入許可証の発行を受けて、その許可証に基づいて、日本の検疫当局の検疫証明書を取得する。日本から中国へ送った種子とあわせて、日本からの原産地証明書、検疫証明書、中国の輸入許可証を提出し、中国の検疫当局の検査を受ける。そして、問題がなければ、中国国内に種子を入れることができる。中国国内では、輸入許可書に記載してある期間内であれば、自由に移動させることができる。

輸入許可証を取得するためには、中国国内に初めて入れる植物の種類の場合には、2 周

期のリスク評価が必要となる。これは、検疫が目的ではあるが、あわせて、特性なども観察される。このリスク評価は、審定などの栽培試験と比較すると、それほど難しいものではないとのことであったが、許可がおりないこともあるとの聴き取り結果もあった。この中国へ初めて入れる植物のリスク評価は、中国国家質量監督検査検疫総局の聴き取りでは、中国のある地域でリスク評価を行っていれば、再びリスク評価を行う必要はないとのことであった。が、例外もあり得るとのことであった。中国の企業や団体の聴き取りでは、このリスク評価は、地域毎に、植物の種類毎に違うので、過去にリスク評価を行ったことのある地域から輸入許可証を取得するなどの対策をとっているとのことであった。

省を越える種子の移動については、規定上は、省毎に検疫を受けなければならないことになっていて、受け入れ側が検疫許可証をとることになっている。実行は難しく、中国国産の種子の場合には、許可証を取らない場合が多いということであった。

中国では輸入許可を得ている会社は限られていて、中国の多くの種苗会社は輸入代行を依頼している。今回の視察先では、北京林大林業科技、中国種子集団会社が輸入許可を得ており、輸入代行も行っていた。輸入代行の費用は植物の種類やリスク評価経験の有無により違うことなどから明確な回答を得ることはできなかった。

2011 年の農業部による「農作物種子生産経営許可管理規則」の改正により、中国の種苗会社は、資本金や設備の充実、技術者の確保などを求められ、営業をやめたり、合併したりすることで、8,700 社が 6,900 社に減少している。

北京市海淀区には 200 社を超える種苗会社があり、今回の視察先では北京林大林業科技、北京天地園種苗、北京東方九龍種苗が海淀区にあった。北京市海淀区種子管理所には、栽培試験や調査などを依頼することもできるとのことであった。また、北京海淀種子商会には 130 の種苗会社がメンバーとなっていて、日本の種苗会社に紹介することもできるとのことであり、今後、中国への種子の輸出を検討する日本の種苗会社の窓口として、利用することができると考えられる。

今回の現地調査は、準備期間が短かったこと、訪問時期が中国の春節の前ということもあり、現地調査の視察先のアポイントメントを取ることが非常に困難であった。検討会委員の協力や、現地で元中国種子集団会社の孫家奇氏の協力を得て、視察先を確保することができたが、農作物種子を所管する農業部を訪問することはできなかった点が残念であった。

4.3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査の結果と分析

4.3.1. 調査の概要

調査期間：2013 年 2 月 23 日～28 日

調査方法：中国側現地コンサルタントである北京大来創傑諮詢有限公司（北京市朝陽区光

華路甲 8 号和喬大廈 C 座 903 室) に依頼して、調査票を用いた調査を実施した。

調査対象と調査数：北京市内を主な調査地域として、16 の種苗販売会社・販売店に聴き取り調査を実施した。

調査内容：資料として、調査票を添付した。

4.3.2 回答のまとめ

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

扱っている：12 件

扱っていない：4 件

日本の野菜種子を扱っている会社の割合は 75%であった。

売り上げに占める日本の野菜種子の割合と回答数は下記のとおりであった。30%が 1 件、25%が 1 件、15%が 2 件、5%以下が 7 件であった。

表 5 日本の種子を扱っている企業・店舗の
売り上げに占める日本の野菜種子の割合 (%)

No	日本	中国	その他
1	30	40	30
2	25	50	25
3	15	20	65
4	15	70	15
5	5	75	20
6	5	95	0
7	5	60	35
8	5	90	5
9	5	40	55
10	1	97	2
11	1	98	1

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)キャベツ：7 件

販売量：10～2,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い、病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(2)カリフラワー：5 件

販売量：10～1,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(3)ニンジン：3 件

販売量：300～3,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(4)ブロッコリー：2 件

販売量：～160kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

(5)油菜：2 件

販売量：～3,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 色が良い

その他上位 3 位に挙げられた種類は、ミニキュウリ、ネギ、タマネギ、チンゲンサイであった。

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？
(例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等)

価格に関するもの：7 件

・価格が安いこと

- ・ 価格が高すぎると販売量が減少してしまう
- ・ 価格が国内品種と同等かやや低いこと
- ・ 輸入種子の質はいいが価格が高すぎる
- ・ 価格が安くなること
- ・ 重要なのは価格である。いくつもの販売店の手を通した後、価格が高くなってしまうことがある。例えば元々20～30 元/袋のものが 50 元に引き上げられる。直接に生産会社から買う場合、価格が低いので販売量も増える
- ・ 価格が安定していること（高くても安くてもかまわない。安定して上昇するかもしれない安定して下落するかのどちらでもいい）

価格と品質に関するもの：3 件

- ・ 価格と品質の向上
- ・ 重要なのは価格で、質がよくて価格が安いのが一番である
- ・ 価格が安くて生産量が高いものであれば売れる

価格と流通チャンネルの利益に関するもの：3 件

- ・ 末端の価格を低くし、流通チャンネルの利益を高めること
- ・ 価格がもう少し安く、流通チャンネルが得られる利益を高めること
- ・ 日本の品種の流通チャンネルが得られる利益が高いことを望む

販売拠点や展示、販売に関するもの：9 件

- ・ より多くのマーケティング活動を展開し、より多くの販売拠点を設置して展示を行う必要がある
- ・ 見本展示をより一層行う
- ・ 種子供給・販売拠点を多く設置して代理販売店が仕入れやすいようにする
- ・ 販売する前に栽培に適宜である主な地域で拠点を設置し、展示販売を行って、販売店が品種に対して視察をしやすいようにする
- ・ より多くの日系企業が入ってきて多くの流通チャンネルが共存することで競争局面を構築すること
- ・ 中国国内に日本種子の輸入に対してリスクを分担する組織や機関を設け、意思疎通が容易で、直接に日本と連絡せずに済むようにする
- ・ 少量に種子を提供し、手続きの簡略化（現在のところ、海外から輸入した種子の販売手続きが複雑である）を図り、テスト販売をする
- ・ 販売形態について、独占代理が望ましい
- ・ 日本の販売モデルが中国の環境に適し、最大限の現地化を望む

品種の優位性や品質に関するもの：10 件

- ・ニンジンなら韓国のものを買うなど、品種の優位性を強調する
- ・品種が独自の優位性を備えていること
- ・品種に総合的な優位性があること
- ・品質が優れていること
- ・品種の品質が現在の国内市場で販売されている国内外の種子よりよいこと
- ・純度がすでに高いので、病虫害に強く、口当たりが良ければ販売量が増えると思う
- ・聞いたところによると、日本にはトマト黄化葉巻ウイルスに強い品種がないそう
- ・日本の品種は品質がいいが、輸送途中で腐りやすい
- ・品質が市場で認められ、生産量が安定していること
- ・利益率が高いのがとても重要である

政治環境に関するもの：4 件

- ・政治環境が良好であることを望む
- ・良好な政治環境は販売にいい
- ・政治環境が良好であること
- ・政治環境が日本種苗の輸出に影響するので政治環境が良好であることを望む

その他：9 件

- ・市場のニーズ、消費者のニーズにあつてこそ販売量が増える
- ・長年にわたる栽培を通じ、農民に認められて初めて取扱量が増える
- ・品質はすでに認められているので、更に向上する必要がある
- ・広告する必要もない
- ・品種とも関係している。例えば、徐州では、日本のキャベツを普及する価値は高いがカリフラワーを普及する価値は余り高くない。なぜかというと、カリフラワーは基本的に台湾の種子に独占されている。山東省などの地域では日本の野菜種子は人気がある
- ・チンゲンサイ（日本）は普及してみたいと思う。
- ・業務がプチトマトに特化しており、日本に特に優位性のある品種がない
- ・適切な製品がないので当分日本の種苗を取り扱う計画はない

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)ハクサイ：6 件

販売量：400～10,000kg

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい

(2)油菜：5 件

販売量：50～4,000kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(3)トマト：4 件

販売量：20～500kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(4)キュウリ：3 件

販売量：100～10,000kg

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 利益率がよい

(5)ダイコン：3 件

販売量：150～15,000kg

(6)チンゲンサイ：3 件

販売量：～1,000kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い

(7)セイヨウカボチャ：2 件

販売量：400～15,000kg

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い

このほか、トウガラシ：2 件、キャベツ：2 件、ソラマメ、カリフラワー、レタス、タマネギ、スイカ、マクワウリ、エダマメ、セロリ、パクチョイがあげられた。

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)セイヨウカボチャ：4 件(アメリカ、オランダ)

販売量：10～10,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(2)ハクサイ：3件(韓国)

販売量：50～20,000kg

〔栽培時の特徴〕 利益率が高い

(3)キャベツ：2件（韓国）

販売量：500～10,000kg

(4)ダイコン：2件（韓国）

販売量：100～150kg

(5)トマト：2件(オランダ)

販売量：5～250kg

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔栽培時の特徴〕 色が良い、利益率が高い

(6)ナス：2件(フランス、韓国)

販売量：1～50kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(7)中国セロリ：2件(アメリカ)

販売量：1,000～5,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い、病害虫に強い

(8)カリフラワー：2件（台湾、オランダ）

販売量：60～2,700kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、消費者の人気の高い

その他に、レタス(イタリア)、タマネギ(アメリカ)、ニンジン(韓国)、ブロッコリ(フランス)、特菜があげられた。

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

[仕入元] 会社・団体等の形態：6 件

- ・ 広東良種引進服務公司を通じて輸入する
- ・ 華冠は広東良種輸入服務公司の北京販売店（北京碩源と坤力和）から仕入れる
- ・ 輸入業者である香港高華種子有限公司、北京特菜種苗（北京市農業局に属する）から仕入れている
- ・ 杭州三雄
- ・ 北京奥力沃公司などの代理業者から仕入れる。（北京、天津の）一次卸売業者から仕入れる
- ・ 広州輸入代理服務（サービス）公司

[仕入元] 地域（省など）：3 件

- ・ 広東省、北京、上海、浙江省
- ・ 北京
- ・ 広州

[販売先] 会社・団体等の形態：9 件

- ・ 全国に向けて販売している
- ・ 主に卸売りをやっている
- ・ 主に卸売り
- ・ 子会社は全国の販売店、販売会社、小売店に卸売りしてからそれらのところを通じて農民に小売する.会社から全国の大規模農家（300 ムー）に販売する
- ・ 全国各地の代理店に卸売してから最終的に農家に小売する。販売店に小売りして最終的に北京周辺の農家に小売する
- ・ 主に農民や大規模農家に小売している
- ・ 北京周辺の農民に小売する
- ・ 販売店に卸売りし、北京周辺の農家に小売する
- ・ 北京周辺の小売店に卸売りするか、北京周辺の農家に小売する

[販売先] 地域（省など）：4 件

- ・ 北京周辺及び河北省周辺、天津
- ・ 安徽省で小売する
- ・ 一部は江蘇向けで、一部は全国向けである
- ・ 南通現地

質問 7： 昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

売上高：9 件

6,000 万元：1 件、1,500 万元：1 件、500 万元：2 件、200 万元：4 件、100 万元：1 件であった。

4.3.3. 調査結果から

日本の野菜種子については、8 割近くの種苗会社が扱っている状況にあるが、それぞれの種苗会社の売り上げに占める日本の野菜種子の割合は 15～30%が 4 社、5%以下が 7 社で、その割合は低い。

今後、日本の種苗の取扱いが増えるための条件としては、以下のような点が挙げられた。

- ・日本の野菜種子の価格は高いので、もっと安くする
- ・品質が良くて価格を安くする
- ・流通チャネルの利益を高めるようにする
- ・販売拠点を多くする
- ・展示販売を多くする
- ・販売の手続きを簡素化する
- ・他品種と比べて優位性を備える
- ・日本と中国の政治環境を良好に保つ

日本からの種苗の仕入元については具体的に種苗会社 6 社の名前が挙げられた。仕入元の地域としては、北京市、上海市、広州市、浙江省、広東省の 2 省 3 市が挙げられた。

主な販売の形態としては、全国に向けて卸売りしている種苗会社、北京市周辺の農家に小売りしている種苗会社に分けられた。

今回の調査に回答をした会社は、大規模種苗会社（売上高 6,000 万元）1 社、中堅種苗会社（売上高 500～1500 万元）3 社、小規模種苗会社（売上高 100～200 万元）5 社であった。

日本製の野菜種子で売上の高い上位 3 位の種類に挙げられたのは多い順に、①キャベツ、②カリフラワー、③ニンジン、④ブロッコリー、⑤油菜で、その特徴は共通していて、[種子としての品質] 種子純度が高い、発芽率が高い、[収穫時の特徴] 色が良い、利益率が高い、消費者の人気の高い、などがあげられる。

中国製の野菜種子で売上の高い上位3位の種類に挙げられたのは多い順に、①ハクサイ、②油菜、③トマト、④キュウリ、⑤ダイコン、⑥チンゲンサイなどで、その特徴としては、[収穫時の特徴] 利益率がよいこと。

日本、中国以外の国から輸入された野菜種子で売上の高い上位3位の種類に挙げられたのは多い順に、①セイヨウカボチャ、②ハクサイ、③キャベツ、④ダイコン、⑤トマト、⑥ナス、⑦中国セロリ、⑧カリフラワーで、その特徴は種類毎に異なっている。

4.3.4. 簡易調査のまとめ

中国では、日本の野菜種子の品質のよいことはよく理解されているが、価格が高いことなどから、まだ十分に普及しているとは言えない状況にある。今後、他の品種と比較して優位性のある品種を、適切な価格帯で供給できるようになれば、一層、中国で日本の野菜種子の普及が進むものと考えられる。また、販売にあたっては販売拠点を多く設置し、中国の種苗会社とスムーズな意思疎通ができるようにするとともに販売手続きを簡素化するように努めることが重要である。見本ほ場での展示を充実し、より多くの中国の種苗会社関係者に品種の特徴などを理解してもらう機会を作るなどの工夫も必要である。日本の野菜種子の販売にかかわる中国側の流通チャネルにも十分な利益が得られるよう配慮する。日中間の政治環境が良好であることも非常に重要である。

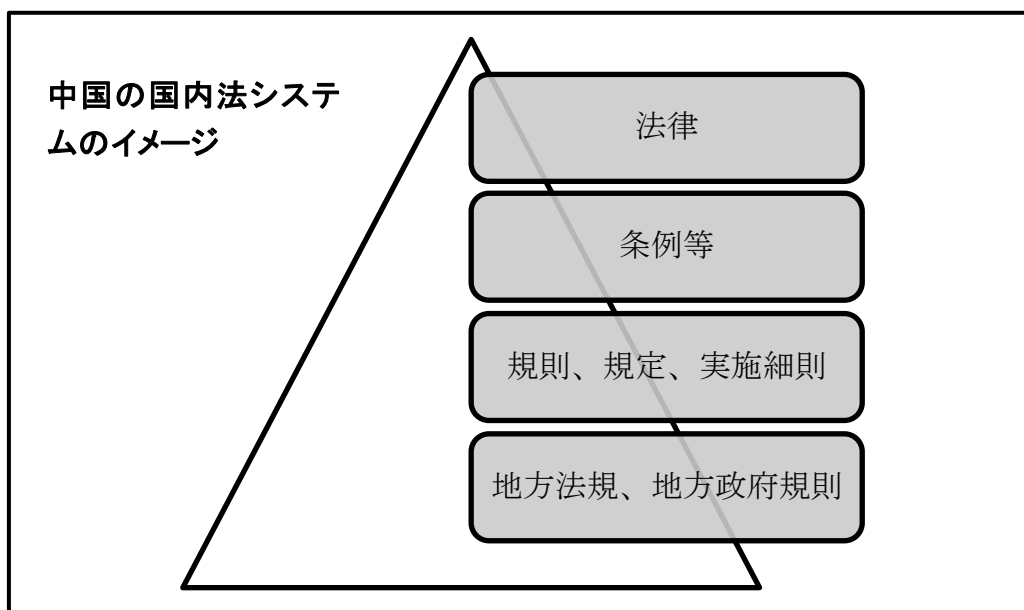
中国で取扱いの多い日本の野菜種子については、[種子としての品質] 種子純度が高い、発芽率が高い、[栽培時の特徴] 病害虫に強い、[収穫時の特徴] 色が良い、利益率がよい、消費者の人气が高い、という点で、中国や他の国の野菜種子と比べて、非常に明確に、その特徴が理解されている。今後も、このような長所を持つ、高品質な野菜種子の開発生産販売を継続していくことによって、中国における日本の野菜種子の一層の差別化を図り、日本産ブランドに対する高い信頼を得ることによって、中国の大きな野菜種苗市場で、日本の野菜種子が大きなシェアを持つことができるようになると思われる。

5. 中国における種苗輸出に関連する制度調査結果

中国向けに種苗を輸出し、ビジネスを円滑に進めていくためには、種子法や、検疫関連の諸制度について理解を深める必要がある。調査団としては、こうした認識に基づき、主に種子法、検疫制度、外資規制を中心に関連する法令の入手、分析を行った。分析にあたっては、中国農業部種子管理局（<http://www.seedchina.com.cn/>）、中国国家林業局（<http://www.forestry.gov.cn/>）中国農業部（<http://www.agri.gov.cn/>）、国家質量監督檢驗検疫総局（<http://www.aqsiq.gov.cn/>）のホームページに掲載されている法規類を利用した。和文については「現行 中華人民共和国六法」（ぎょうせい、中国総合研究所・編集委員会編集、法務大臣官房司法法制調査部職員監修）に掲載されている法令を使用した。また、検疫関連の法令については、主に日本貿易振興機構（JETRO）が公開している仮訳（出典）を使用した。既存の和訳が無いものについては、調査団の手により翻訳し、添付資料として本報告書で公表する。本報告書の作成に用いた法令等は添付資料 1 に一覧表としてまとめ、原文、和約の入手先についての情報を盛り込んだ。本文中に引用された法令等には、(法 1) のように参照番号を付け、原文、和約を参照する際の便宜を図った。

中国では法律を頂点とした下のような法体系となっている。

- ・ 法律
- ・ 国務院が制定する行政法規：「条例」と呼ばれるものが多い。
- ・ 部門規則：日本の省庁にあたる部や委員会が制定する規則で、規則、規定、実施細則等の名称が付けられている。
- ・ 地方法規、地方政府規則：地方政府が制定し、当該地方だけで効力を持つ。



5.1.農業法

2003 年に公布された中華人民共和國農業法(法 1)は、農業の近代化、農村改革、生産力の強化など、中国の農業分野の政策目標を示す法律である。中国への種苗の輸出制度を検討するうえで重要と考えられる条文を以下に示す。

第 3 条 国は、農業を国民経済発展の首位におく。

第 16 条 国は、農民及び農業生産経営組織が当該地区の実情を考慮し、市場の需要に従い、農業生産構造を調整し、及び優良化し、栽培業、林業、牧畜業及び漁業の発展につき協力・調整し、優良品質の、高生産の、及び高効果・利益の農業を発展させ、農産物の国際競争力を高めるよう誘導し、及び指示する。

同条第 2 項 栽培については、品質を優良化し、品質を高め、及び効果・利益を増加することを中心とし、作物の構造、品種の構造及び品質の構造を調整する。

第 18 条 国は、動植物品種の選択育成、生産及び更新並びに良種の普及使用を扶助・指示し、品種の選択育成と生産・経営との結合を奨励し、種子工程及び家畜・家禽の良種工程を実施する。

第 23 条第 2 項 国は、優良品質の農産物の生産を奨励し、及び扶助・支持する。県級以上の地方人民政府は、当該地区の状況を考慮し、国の関係規定に従い措置を講じ、優良品質の農産物の生産を発展させなければならない。

第 30 条 国は、農産物輸出入貿易の発展を奨励する。

同条 3 項 農産物の生産販売秩序及び公平な取引を維持保護するため、農産物輸入事前警告制度を確立し、特定の輸入農産物が国内の関連農産物の生産に対し重大な好ましくない影響を既にもたらし、又はもたらすおそれのある場合には、国は、必要な措置を講じることができる。

第 41 条第 2 項 国は、措置を講じ、農業が外資の利用を拡大するのを促進する。

中国は、農業を国の最重要産業と位置付けている。種子については、優良な品種の選抜育成、生産や経営を支援する立場を取っている。輸出入の奨励も規定しているが、特定の輸入農産物が中国国内での農産物の公正な取引、生産や販売をめぐる秩序を阻害するおそれがある場合、国が必要な措置を講じることができるとしている。農業法におけるこうした輸入関連の諸規定は、種子法に定める輸入許可制度などの上位に位置づけられる概念だと考えられる。農業法はまた、農業分野における外資の導入を促すことを規定している。

5.2. 外商投資産業指導目録

2011 年 12 月 24 日付で、2011 年改訂版の外商投資産業指導目録(国家發展改革委員会・商務部令第 12 号)(法 8)が公布された。外国企業による中国国内への投資活動を奨励、許可(奨励、制限、禁止のいずれにも分類されない場合には許可類に分類される)、制限、禁止に分類したものであり、中国の外商直接投資政策の根拠となるものである。

この中で、種苗に関連したものを見てゆくと、「造林(竹)及び優良品種の栽培、倍数体樹木の新品種の栽培」は外商投資を奨励する産業とされている一方で、「農作物の新品種の選抜育成及び種子の生産」は外商投資を制限する産業とされ、中国側の持分支配が保たれるべきものとされている。更に、「中国の稀有及び貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)」及び、「遺伝子組換え生物の研究開発及び遺伝子組換え農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産」は外商投資を禁止する産業に分類されている。

このことから、優良品種の普及を図ると同時に、育種、種子生産については外国の投資を制限することにより中国企業の育成を図ること、更に、中国の遺伝資源の利用、遺伝子組換え作物の開発については、外国の投資を禁止するという、中国政府当局の極めて明確な政策が読みとれる。

5.3. 種子法

中華人民共和国種子法（2000年7月8日採択、2004年8月28日改正、同日交付・施行、以下、種子法）（法2）、種子資源の保護、品種選抜及び審査・決定、種子生産、種子経営、種子の使用、種子の品質、種子の輸出及び対外合作などについて規定している。種子とは農作物及び林木の栽培材料又は繁殖材料をいい、種子、果実、根、茎、苗、芽及び葉等が含まれる（種子法第2条）農産物は中国農業部、花卉を含めた林木種子は国家林業局が所管するが、花卉の一部については、農業部も所管するとされる。種子法が定める諸制度の理解は、本調査の中心的課題の一つでもある。本稿においては、農業部における種苗関連の制度について主として述べることとする。

5.3.1. 品種についての規定

種子法では、第12条及び第15条に品種に関する規定を置いている。

まず、種子法第12条に基づき、国は植物新品種保護制度を実行し、新規性、区別性、均一性、安定性を備えた品種について、植物新品種権を付与することとなっている。また、「植物新品種保護条例」を1997年10月1日に公布している。

更に、種子法第15条に基づき、主要農作物品種及び主要林木品種については、普及・使用する前に、国家級又は省級の審査・決定を通過しなければならないとされている。申請は申請者が直接行うことができる。国家級の審査を通過した品種については、中国全土の適当な生態区域において普及させることができ、省級の審査を通過したものは、当該行政地域内の適当な生態区域において普及させることができる。

「主要農作物」としては、種子法第74条第3項で定める、イネ、小麦、トウモロコシ、綿、大豆の他に、菜種、ジャガイモが定められている（2001年2月26日発布「主要農作物範囲規定」）。（法4）この7種の農作物の他に、省、自治区、直轄市では1ないし2の作物を主要農作物として指定することができる（同）。

主要林木としては、国家林業局が2001年5月22日に可決した、主要林木リスト（第1組）に129種の林木が主要林木として指定されており、この中には主要な果樹や花木が含まれている。（法9）。

国家又は省、自治区、直轄市においては、それぞれ専門委員により構成する農作物品種、林木品種審査・決定委員会を設立し、審査・決定業務を実施することとなっている。

5.3.2. 種子の生産

種子法第20条によれば、主要農作物及び主要林木の商品種子生産については、許可制度を実行することとなっている。主要農産物の交雑種、その交配母本、通常の作物の原種生

産については、生産地の県レベルで審査し、省レベルで許可証を発給する。その他の種子については、生産地の県レベル以上の地方政府が審査し、許可証を発給することになっている（下表参照）。

表 6：許可証の発行主体

生産する種苗の種類	許可証の種類等
交配種、交配母本、原種、原原種	省、自治区、直轄市の政府農業担当部門が許可証発行
その他の種子	県以上の政府農業担当部門が許可証発行

種子法第 21 条第 1 項によると、農作物の種子を生産するための条件として次のことが求められている：

- (1) 種子を繁殖させる隔離及び培育条件を有する；
- (2) 検疫の対象となる病虫害のいない種子生産場所を有する；
- (3) 種子生産に適当な資金、並びに生産及び検査施設を有する；
- (4) 相応する種子生産の専門家、技術要員を有する；
- (5) 法律および法規の定めるその他の事項。

具体的な要件は「農作物種子生産経営許可管理規則」（以下、許可管理規則）（法 3）が定めている。許可管理規則はその第 7 条において、種子生産許可証を取得するための条件を定めている。この中で、特に、イネ及びトウモロコシの交配種及びその交配親品種の生産許可を得るためには、最低 3 千萬元の資本金を有すること、その他の主要農作物の種子の生産許可のためには、最低 5 百萬元の資本金を有することが述べられている。同 7 条には、種子生産許可証を得るために必要な検査室の規模、設備、必要な技術要員についても定められている。種子生産許可証取得にかかる期間は最長で 20 営業日で、審査時には、政府当局への必要書類の提出が求められるほか、生産地点、種子の乾燥施設、検査施設などの実地調査も行われる。（許可管理規則第 9 条）、許可証の有効期限は 3 年である（許可管理規則第 11 条）。

5.3.3. 種子経営許可

種子法第 26 条によれば、中国における種苗会社の経営には原則として許可制が採用されており農作物種子経営許可証の取得が義務付けられている。農業従事者が個人で種子を繁殖させ、余った種子を市場で販売する際には、例外的に許可が不要となる（種子法 27 条）。種子法第 26 条によると、経営許可の申請先、審査発給機関は次のように定められている：

表 7：経営許可の種類、審査・発給機関等

経営許可の種類	申請先、審査	審査発給機関
主要農作物の交配種、その交配母本、通常品種の原種の種子経営許可証	所在地の県級人民政府の担当部局	省、自治区、直轄市の人民政府の担当部局
育種、生産、経営を統合して実行し、所定以上の資本金を有する種子会社、並びに、種子の輸出入業務に従事する会社	省、自治区、直轄市の人民政府の担当部局	国務院の担当部局
通常の種子経営許可証	所在地の県級人民政府の担当部局	所在地の県級人民政府の担当部局

種子法第 29 条に、経営許可を得る条件について次のように述べられている：

- (1) 種子の種類及び数量に適応する資金及び、独立して民事責任を引き受ける能力を有する；
- (2) 種子を正確に識別し、種子の品質を検査し、種子の貯蔵及び保管技術を掌握することのできる人材を有する；
- (3) 種子の種類及び数量に適応する営業場所並びに加工、包装及び貯蔵施設、保管施設、並びに種子の品質を検査する測定機器設備を有する；
- (4) 法律および法規の定めるその他の事項。

許可の具体的な要件については、「農作物種子生産経営許可管理規則」(法 3)の第 13 条から第 16 条に詳しく述べられている。「農作物種子生産経営許可管理規則」は 2011 年 8 月 22 日に改訂版が公布され、9 月 25 日より施行されたが、各レベルの経営、生産、許可等の基準が大幅に引き上げられた。この結果、小規模の種苗会社の経営統合や廃業などが進んでいる。以下に許可の要件についてまとめた表を掲げる。

表 8 交配イネ、トウモロコシ及びその交配親品種の経営許可取得の主な条件
(管理規則第 13 条)

設備等	条件
資本金	3000 万元以上
固定資産	1000 万元以上
倉庫	500 平方メートル以上

穀物干し場または乾燥施設	1000 平方メートル以上
経営面積	300 平方メートル以上
種子加工技術者	5 人以上
種子貯蔵技術者	3 人以上
種子検査者	5 人以上

表 9：非主要農作物の種子経営許可証取得の主な条件（管理規則第 14 条）

設備等	条件
資本金	200 万元以上
固定資産	100 万元以上
倉庫	300 平方メートル以上
穀物干し場または乾燥施設	500 平方メートル以上
経営面積	200 平方メートル以上
種子加工技術者	3 人以上
種子貯蔵技術者	3 人以上
種子検査者	3 人以上

表 10：輸出入業務の営業許可を得るための条件（管理規則第 15 条）

設備等	条件
資本金	3,000 万元以上
固定資産	1,000 万元以上
その他	許可証発行のその他の要件を具備

表 11 育種、生産、経営を統合して実行し、
一億円以上の資本金を有する種子会社の営業許可を得るための主な条件
（管理規則第 16 条）

設備等	条件
固定資産	5000 万元以上
倉庫	1500 平方メートル以上
穀物干し場または乾燥施設	3000 平方メートル以上
経営面積	5000 平方メートル以上
育種関係中級研究員	5 人以上
育種関係高級研究員	1 人以上
種子検査者	5 人以上

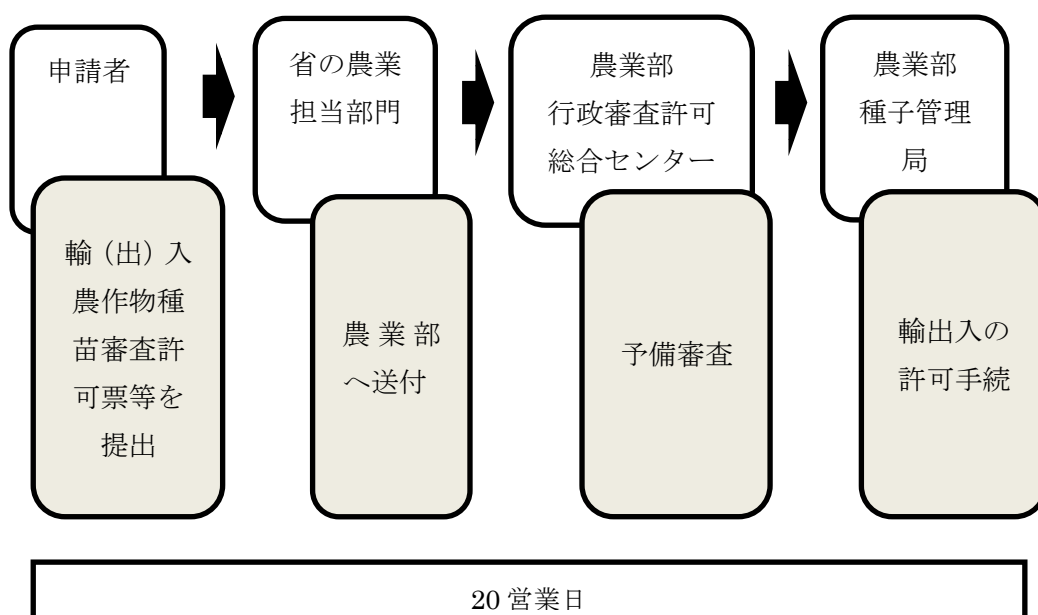
申請の実務については、農作物種子経営許可証に対する審査許可(指 2)が公表されている。

中国種子貿易協会によれば、農作物種子生産経営許可管理規則の改正で、2011 年秋の時点で、中国全土で約 8,700 社の種苗会社があったが、規則改正後 1 年半ほどで約 6,900 社にまで企業の整理、統合が進んだという（2012 年 1 月末のインタビュー時点）。同協会の幹部は、中国農業部が規制を強化した意図について「主に種苗会社の管理をしやすくする目的ではないか」とみている。計画経済の時代は、主に、1 社の種苗会社が地域の種苗販売を独占する体制で、全国に約 2,300 社があったという。同協会幹部は、少なくとも 1 地域に 2 社の種苗会社があることで競争環境が維持されることが望ましいとみており、中国全土で 5,000 社ほどが適正規模とみている。こうした動きについては、中国国内においては「外資企業」である日本企業にとっても無縁ではない。中国国内でビジネスを展開している日本企業も、施設の増強などの対応を迫られている。

5.4. 輸入許可制度

商品としての種苗の輸入には、5.3.3 で解説した種子経営許可証及び種子の輸出入業務の営業許可証の取得が義務付けられている（種子法第 50 条）。更に、国外からの農作物等の種子を導入することに関する審査・決定権限、輸出入審査・認可については、輸出入農作物種子(苗)の管理暫定規則（1997 年 3 月 28 日 農業部令 14 号）(法 7)に基づいている。それによると、種苗を商品として輸入しようとする者は毎年 8 月末までに次期 1 年間の種子輸入計画を、所在地のある省級の農業主管部門に報告しなければならない。省級の農業主管部門は一括審査した後 10 月までに農業部に報告する(暫定弁法第 10 条)。

■輸入許可申請手続きの流れ



輸入される種苗は以下の条件を満たしていることが求められる（暫定弁法第 9 条）：

- ① 品種は、国または省レベルの農作物品種審査委員会の審査に合格する；
- ② 中国国内における審査経験のない植物種、あるいは輸入が急を要する植物種の品種の場合は、最低 2 生育周期の（申請者による）試験報告を提出する；
- ③ 種子の品質が国家または業界の基準を満たしていること（あるいは、そのような基準が無い場合には、契約書の中で定めるか、国際基準を参考にする。）。

更に、輸入する品種が主要農作物に属する場合は、種子法第 15 条に基づき品種審定を経なければならない(5.3.1 参照)。

輸入許可証の取得手続きには、以下の文書の提出が必要となる：

- ① 輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表；
- ② 農作物種子経営許可証；
- ③ 企業法人経営許可証；
- ④ 輸出入貿易許可証：輸出入権を保有していない企業や個人は、権利を保有している機関に代理で提出してもらう；
- ⑤ 品種審査許可証：主要農作物を輸入する場合に必要となる；
- ⑥ 農業遺伝子組換え生物安全審査許可証、その他農業遺伝子組換え生物輸入許可文書：遺伝子組換え種子を輸入する際に必要となる。

農作物種苗の輸入許可の詳細は 2008 年 8 月 28 日に公表された「農作物種子輸入に対する審査許可」(指 1)に詳しく述べられている。林木種子・苗木については「林木種子・苗木輸入に対する審査許可」(指 3)に詳しい説明がある。

ただし、日本の種苗会社への聴き取り結果からは、中国に現地法人を設立している企業の中には、独自に輸入許可を取得している例もあるが、こうした企業であっても、取引のある中国企業に輸入許可を代行申請してもらっているという。現地法人を設立していない日本企業は、中国側から種苗の注文を受ける際に、中国側の取引先に輸入許可申請を依頼している。日本企業が中国に種苗を輸出し、円滑にビジネスを進めるには、こうした輸出入の手続、制度に精通しており、中央および地方政府との太いコネクションをもつ現地企業をパートナーとすることが、極めて重要であるといえる。

5.5. 検疫制度

種子法第 49 条よると中国国内に輸入される種苗は必ず検疫を実施することとなっている。その際の手続きについては、「農作物種子（苗）の輸出入管理暫定規則」第 18 条によれば「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）、「中華人民共和国進出境動植物検疫法实施条例」（法 14）、及び植物検疫の規則や規定に基づくとされている。検疫制度は極めて広範な分野を含むため、本稿においては、種苗の中国への輸入にとって特に重要と考えられるリスク評価、輸入検疫、国内検疫について述べることとする。

5.5.1. 検疫上のリスク評価制度

中国は 2001 年 12 月 11 日に世界貿易機関（WTO）に加盟し、植物検疫については「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS 協定）（条約 1）に基づいて行うことが義務付けられた。SPS 協定においては、各国政府が、国際機関において WTO 加盟国政府が作成した国際的な基準、指針や勧告に自国の措置を「調和させる」か、それらに基づくことを奨励している。ここでいう国際機関とは植物の健康に関しては FAO の国際植物防疫条約組織（IPPC）（条約 2）のことを指している。自国の基準を国際基準に基づいて設定しない場合には自国の基準の正当性を証明するよう求められる。この正当性は、科学的証拠及び関連するリスク分析に基づくとされている。

「入管植物及び植物産品リスク分析管理規定」（法 15）はこのような SPS 協定の要請に従うために、2002 年 12 月 19 日に国家品質監督検査検疫総局局務会議で審議、可決され、2003 年 2 月 1 日から施行された。同管理規定が施行されるまでは、中国の植物検疫の準拠法であった「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）には、リスク分析という考えが明確に記されておらず、同管理規定の施行により、中国においても科学的な植物防疫を実施するための法的基盤が整備されたと評価できる。すなわち、同管理規定第 4 条にはリスク分析を行う際の原則を次のように定めている：

- （一） 科学を根拠とする；
- （二） 国際植物保護条約組織が制定した国際植物検疫措置基準、準則及び提案を準拠する；
- （三） 透明、公開及び非偏見性を原則とする；
- （四） 商取引に対する不利益な影響を最小限におさえる。

同管理規定第 3 条によると、リスク分析の業務は、国家品質監督検査検疫総局が担当する。同管理規定第 8 条によると、ある植物種、あるいはその産品が初めて中国に持ち込まれる時に、リスク分析が発動される；その際、初めて持ち込む国家または地域は、その国あるいは地域の公的植物検疫機関から書面にて中国の国家品質監督検査検疫総局に申し入れる必要があるほか、リスク分析に必要な技術資料を提出しなければならない（同第 9 条）。

ただし、リスク分析を発動するときには、当該產品に類似するリスク分析が既にされたかどうかを確認する必要がある、リスク分析が既にされている場合、それが有効であるかを審査する；審査の結果、元のリスク分析が有効である場合には新しいリスク分析は行わない（同第 13 条）とされている。このことから、通常は、いったんリスク分析が終了した植物種に属する他の品種を中国に輸出する際には新たなリスク分析は必要とされないと解釈できる。しかしながら、聴き取り調査によると、リスク分析は税関ごとに行っており、税関により対応が異なることが報告されている。地域により病虫害の状況が異なるためという説明がなされている。

日本企業への聴き取り結果によれば、リスク分析には 2 年以上かかるケースもあるとされ、中国への種苗の輸出に携わる企業にとっては負担の重い制度である。

リスク分析に続き、リスク評価が行われることになるが、国家品質監督検査検疫総局は定性、定量あるいは両者を結びつけた方法でリスクを評価することとされ（同第 14 条）、有害生物のリスクを評価する際には、有害生物が検疫を必要とする有害生物にあたるか、伝播と拡散の可能性、潜在的な経済への影響を評価する（同規定第 15 条）。続く第 16~18 条では、検疫性有害生物の確定、伝播と拡散の恐れ、経済に対する影響について評価する際に考慮すべき要素が示されている。

第 20 条~24 条においては、リスク評価の結果、対象の植物等がリスク管理対象となった場合の措置について規定している。この際のリスク管理とは、検疫性有害生物の伝播と拡散リスクを低減する手段を意味するものであり、本規定には明言されていないものの、以下に述べる、輸入検疫、国内検疫がこれに該当する。

5.5.2. 輸入検疫制度

輸入検疫をめぐるのは、主に「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）に、手続き等が規定されている。「中華人民共和国進出境動植物検疫法」は、植物だけでなく動物も含めて全般的な検疫についての手続きおよび考え方を定めた法である。同法が対象とする植物は、栽培植物、野生植物、種子や苗、その他の繁殖材料を指し、輸入検疫については、第 10 条~第 19 条に定めがある。まず、植物種子、苗その他の植物繁殖材料を輸入する場合は、事前に申請を提出し、検疫審査許可手続きをする必要がある（同法第 10 条）。貿易により種子を輸入する際には、その輸入契約書の中に、中国の方に定める検疫要求を明記し、かつ、輸出国の植物検疫機関が発行した検疫証明書を添付しなければならないことを明記する必要がある（同法第 11 条）。荷主やその代理人は、検疫対象物の入境前か入境時に、輸出国の検疫証明書、貿易契約書などの書類を提出し、輸入する港湾にある植物検疫機関に対して、検疫の申告をしなければならない（同法第 12 条）。従って、日本企業が種苗を中国へ輸出する際には：

- ① 検疫審査許可手続き (同法第 10 条) ;
- ② 輸入契約書への輸出国の検疫証明書の添付(同法第 11 条) ;
- ③ 検疫申請 (同法第 12 条) ;

をすることが求められている。

実際の申請に当たっては、国家品質監督検査検疫総局が公表している「輸入(国境通過)動植物及びその製品に対する検疫許認可」(指 5) に従って手続きが行われている。

この過程は、外国人にはわかりにくい点も多いことから、専門の中国人の代理人に依頼することが多い。

輸入植物で検疫に合格したものは、輸入が許可される。税関は港湾動植物検疫機関が発行した検疫証明書、又は、通関申告書に押印した印により通関を許可する；税関管理監督区から移動させて検疫する必要のあるものについては、税関は港湾動植物検疫機関が発行した「検疫移動通知書」によって移動を許可する (同法第 15 条)。

上段から推測されるように、検疫については、輸入する港湾にある植物検疫機関に対して、検疫を申請する必要がある。当該植物検疫機関の管轄地域からの移動は、次に述べる国内検疫制度に基づいている。

5.5.3. 国内検疫制度

国内検疫は、「植物検疫条例」に基づき実施されており、同条例はその第 7 条第 2 項において、

(2) 種子、苗木その他の繁殖材料については、検疫をしなければならない植物及び植物製品のリストに掲げられていると否とを問わず、並びに運送される場所のいかんを問わず移動運送する前に、必ず検疫を受けなければならない。

と定めている。一方で、日本、中国双方の種苗会社関係者らの話によれば、中国国内資本の企業については、必ずしもこうした規定が徹底されていないという。省をまたぐ移動の際には、必ず検疫を受けるとなれば、手続きが煩雑になりすぎるといふ事情が背景にあるとみられる。ただ、近年、こうした規定についても取り締まり強化の動きがあると指摘する企業関係者もいる。

5.5.4. 検疫対象リスト

中国においては、「中华人民共和国进出境动植物检疫法」第 5 条、及び「中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例」第 4 条及び第 7 条に基づき、「中華人民共和国植物検疫の輸入禁止品リスト」(法 19) を定め、日本からの大豆、ジャガイモ種子の輸入を禁止している。

更に、「中華人民共和国輸入植物検疫の有害生物リスト」(法 20)を定め、随時更新が続けられている。このリストに掲載されている病害虫は有害生物とされ、「中华人民共和国进出境动植物检疫法」第 5 条により、中国への輸入が禁止されており、国境で発見された場合には消毒が義務付けられる。中華人民共和国国家质量监督检验检疫总局によれば、92 年の時点ではリストに掲載されている病害虫等は 84 種類だったが、2013 年 1 月末現在では、439 種類となっている⁴。このため、種苗の輸出に携わる日本企業としては、随時更新されるリストの最新情報の把握に努める必要がある。

5.6. 種苗を販売する際の表示制度

種子法は、種苗を販売する際の表示制度についても定めている。日中の種苗会社への聴き取りによれば、近年、中国政府が模倣品などへの取り締まりを強めている流れを受け、種苗のパッケージの表示内容に対する監視も強まっているという。表示内容について定めている種子法第 35 条は、次のとおり規定している。

第 35 条 販売される種子にはラベルを貼付しなければならない。ラベルには、種子の類別、品種名称、産地、品質指標、検疫証明編成番号、種子生産及び経営許可証編成番号又は輸入審査・認可文書番号等の事項を表示しなければならない。ラベルに表示される内容は、販売される種子と適合しなければならない。輸入種子を販売する場合には、中国語のラベルを貼付しなければならない。遺伝子組み換え植物品種種子を販売する場合には、必ず目立つ文字を用いて表示しなければならない。かつ、使用する際の安全規制措置を提示しなければならない。

種苗を販売する際の表示方法については、「農作物商品種子加工包装規定」が、詳細を定めており、参照されたい。調査団はまた、北京市での現地調査時、種苗市場内にある小売店で販売されていた日本産のキャベツの種子を購入し、表示制度の理解を試みた。パッケージ記載の主な表示項目を以下に示す。

表 12 パッケージの表示項目

表示項目	表示内容（調査団の分析に基づく）
種類名	種子の種類
品種名	種子の品種
純度	品種としての純度
浄度	不純物等が混じっていないか

⁴ （法 20）には 435 種類を掲載

発芽率	発芽検査の結果
水分	含水率
重さ	パッケージに含まれる種子の重さ
産地	日本
生産年月	生産された年月
生産した企業	生産した日本企業の名称
生産した企業の所在地	生産した日本企業の所在地
輸入企業	種子を輸入した中国企業
所在地	輸入した中国企業の所在地
電話・ファクス	輸入した企業の電話番号、ファクス番号
輸入許可証の番号	輸入許可証の番号
種子検疫証明番号	検疫を通過した際に取得した番号
種子輸入貿易許可番号	輸入した種苗の取扱許可を得た際の番号

6. むすび

短期間の調査であったが、関係者の協力を得て報告書の形にまとめることができた。種苗の輸入に関する中国の制度については、種子法と中華人民共和国進出境動植物検疫法を軸とする法制面を分析すると同時に、その実際の運用について日本・中国の種苗会社、中国の関係官庁において聴き取りを行った。中国においては、野菜は農業部、花きは基本的に国家林業局の管轄となっている、本報告書においては、農業部の管轄に属する法制について主として記述することとし、国家林業局に関することについては、対応する林業関係の法令等の名称、その入手先等を示すにとどめた。

中国で種苗を輸入しようとする場合には、種子法 50 条に基づき輸入許可証を取得すること、さらには、種子法 49 条に求められているように、検疫を実施することとなっている。検疫の手続きは「中華人民共和国進出境動植物検疫法」に定められている。

2001 年に中国が WTO に加盟した結果、植物検疫についても SPS 協定で定められたリスク評価の導入が図られ、検疫について、中国においても国際的なスタンダードが適用されるようになったことは評価できる。しかしながら、検疫措置の適用が厳しくなってきているという聞き取り結果もあり、今後の動向についても注意を払う必要がある。

中国市場における日本の種苗、特に野菜類の競争力については、日本の強い作目、その競争力の基となっている日本の種苗の優れた点などについて、一定の傾向が明らかとなった。しかしながら、市場調査は北京並びに北京近郊に限られており、農村部においてどのようなメカニズムにより購買する種苗が決定されるかについては今後の調査に待つ必要がある。

新品種保護制度については、既に同様の調査が過去になされていることもあり、今回は調査の範囲外としてある。

本報告書においては、種苗の輸入に関係した各種の法制度、指南書を示しながら手続きの解説に努めた。と同時に、中国へ種苗を輸出している実務者の経験についても収録してある。中国へ種苗を輸出しようとする者の参考となれば幸いである。

添付資料

添付資料 1. 条約、法令、ガイドラインのリスト

本調査に当たって参照した条約、法令、ガイドライン(指南)等の一覧を書きに示す。条約、法令、ガイドライン名は原語で示し、その入手先へのリンクを掲載した。カッコ内には一般的な日本語訳を付け、その、日本語訳の入手先を示した。

参照番号	条約、法令、ガイドライン等
条約 1	Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures WTO Website: http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/legal_e.htm#sanitary (衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)) 農林水産省ホームページ: http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/pdf/agreement_text_e-j.pdf
条約 2	International Plant Protection Convention IPPC Website: https://www.ippc.int/index.php?id=1110845&tx_publication_pi1[showUid]=13742&frompage=1110485&type=publication&subtype=&L=0#item (国際植物防疫条約) 農林水産省ホームページ: http://www.pps.go.jp/law_active/Notification/basis/1/1/html/1.html
法 1	中华人民共和国农业法 中国人大网: http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2012-12/29/content_1749530.htm (中華人民共和国農業法) 「現行中華人民共和国六法」(ぎょうせい)
法 2	中华人民共和国种子法 中華人民共和国農業部ホームページ: http://www.moa.gov.cn/zwllm/zcfg/flfg/200601/t20060123_540512.htm (中華人民共和国種子法) 中国通信社ホームページ: http://www.china-news.co.jp/node/46910
法 3	农作物种子生产经营许可管理办法

	中華人民共和國中央人民政府ホームページ： http://www.gov.cn/flfg/2011-09/02/content_1938883.htm (農作物種子生産経営許可管理規則) 本調査による翻訳：報告書に添付
法 4	主要农作物范围规定 http://www.moa.gov.cn/zwl/m/tzgg/bl/200210/t20021018_15777.htm (主要農作物範圍規定) 和訳無し
法 5	农作物种子标签管理办法 http://zj.natesc.gov.cn/Html/2007-5-28/1994_28725_2007-5-28_39655.html (農作物種子表示管理規定) 和訳無し
法 6	农作物商品种子加工包装规定 http://www.ycsagri.gov.cn/ShowDetails.aspx?id=3094 (農作物商品種子加工包裝規定) 和訳無し
法 7	进出口农作物种子（苗）管理暂行办法 http://www.biodiv.gov.cn/images_biodiv/laws/seed_exp_imp.htm (農作物種子（苗）の輸出入管理暫定規定) 本調査による翻訳：報告書に添付
法 8	外商投资产业指导目录（2007 年修订） http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf (外商投資産業指導目錄)（2007 年修正） JETRO による和訳あり。
法 9	中华人民共和国主要林木目录（第一批） http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/3094/content-459892.html (中華人民共和國主要林木リスト)（第一組） 本調査による翻訳：報告書に添付
法 10	林木种子生产、经营许可证管理办法

	http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/26/content-204732.html (林木種子生産・経営許可証管理規定) 本調査による翻訳：報告書に添付
法 11	林木种子质量管理办法 http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/26/content-204702.html (林木種子品質管理規定) 和訳無し
法 12	林木种子包装和标签管理办法 http://www.changshu.gov.cn/zgcs/Zfxgk/showinfo.aspx?infoId=2be9bb67-a4db-43fd-ae9b-37911306d46b&categoryNum=001002002003 (林木種子包装及び表示管理規定) 和訳無し
法 13	中华人民共和国进出境动植物检疫法 http://www.gov.cn/banshi/2005-07/13/content_14434.htm (中華人民共和國進出境動植物検疫法) 「現行中華人民共和國六法」(ぎょうせい)
法 14	中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例 http://www.gov.cn/flfg/2005-08/06/content_21042.htm (中華人民共和國進出境動植物検疫法実施条例) 「現行中華人民共和國六法」(ぎょうせい)
法 15	進境植物和植物產品風險分析管理規定 (入管植物及び植物產品リスク分析管理規定) 和訳無し
法 16	植物检疫条例 http://www.gov.cn/flfg/2005-08/06/content_21028.htm (植物検疫条例) 「現行中華人民共和國六法」(ぎょうせい)
法 17	进境动植物检疫审批管理办法 http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/zjl20012002/200610/t20061027_12118.htm

	(輸入動植物検疫検査管理規定) 和訳無し
法 18	须办理检疫审批的进境动植物、动植物产品和其他检疫物名录 http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/ywxx/dzwjy/201011/t20101109_260328.htm (検疫検査のための輸入動植物、動植物産品及びその他の検疫対象物リスト) 和訳無し
法 19	中华人民共和国进境植物检疫禁止进境物名录 http://www.moa.gov.cn/ztzl/gjzwbhgy/tjxx/201205/t20120506_2617767.htm (中華人民共和国植物検疫の輸入禁止品リスト) 本調査による翻訳：報告書に添付
法 20	中华人民共和国进境植物检疫性有害生物名录 http://www.sc.gov.cn/scszfxxgkml_2/sbgt_27/fggw/gz/200711/t20071121_226902.shtml (中華人民共和国輸入植物検疫の有害生物リスト) 本調査による翻訳：報告書に添付
法 21	进境植物繁殖材料隔离检疫圃管理办法 http://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content_60142.htm (輸入植物繁殖材料隔離検疫圃場管理規定) 和訳無し
法 22	进境植物繁殖材料检疫管理办法 http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/zjl19992000/200610/t20061027_12285.htm (輸入植物繁殖材料検疫管理規定) 和訳無し
法 23	进境植物和植物产品风险分析管理规定 http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/zjl20012002/200610/t20061027_12132.htm (輸入植物及び植物産品分析管理規定) 和訳無し
法 24	引进林木种子、苗木及其它繁殖材料检疫审批和监管规定

	http://xby.forestry.gov.cn/portal/xby/s/1311/content-127135.html (林木種子、苗木及びその他の繁殖材料の検疫検査のための規定) 和訳無し
指 1	実務指南 农作物种子进口审批 中華人民共和国農業部ホームページ： http://www.moa.gov.cn/fwllm/zxbs/xzxk/bszn/zygls/nzwzzjksp/201006/t20100624_1587365.htm (実務指南 農作物種子輸入に対する審査許可) 本調査による翻訳：報告書に添付
指 2	実務指南 农作物种子经营许可证审批 http://www.moa.gov.cn/fwllm/zxbs/xzxk/bszn/zygls/nzwzzjyxkzsp/201006/t20100624_1587358.htm (実務指南 農作物種子經營許可証に対する審査許可) 本調査による翻訳：報告書に添付
指 3	実務指南 林木种子苗木进口审批 http://www.forestry.gov.cn/portal/main/cjsfw/no_30/jutiye.html (実務指南 林木種子・苗木輸入に対する審査許可) 本調査による翻訳：報告書に添付
指 4	実務指南 林木种子经营许可证核发 http://www.gov.cn/fwxx/bw/lyj/content_2261236.htm (実務指南 林木種子經營許可証の交付) 本調査による翻訳：報告書に添付
指 5	実務指南 进境（过境）动植物及其产品检疫审批 http://www.ahciq.gov.cn/system/2011/10/28/00001333.shtml (実務指南 輸入（国境通過）動植物及びその製品に対する検疫許認可) 本調査による翻訳：報告書に添付
指 6	実務指南 进境动植物及其产品的检疫审批—许可证的申请 www.aqsiq.gov.cn/cms/data/1847/11040.doc (実務指南 入国動植物およびその製品に対する検疫審査許可)

添付資料 2. 法令、ガイドラインの日本語訳

(法 3) 農作物種子生産経営許可管理規則

第一章 総則

第一条 農作物種子の生産・経営の許可管理を強化し、農作物種子の生産・経営の秩序をルール化するために、『中華人民共和国種子法』に基づき本規則を制定する。

第二条 農作物種子の生産・経営許可証の申請・審査・発行および監督管理を行うに当たって、本規則を適用する。

第三条 県級以上の人民政府農業行政主管部門は、職責に従い分業し、農作物種子の生産・経営許可証の受理・審査・発行および監督管理の責任を負う。

第四条 農作物種子の生産・経営許可証の審査、発行の責任を負う農業行政主管部門は、農作物種子の生産・経営許可証の手続き要件、手順などを執務の場に公示しなければならない。

第五条 農業行政主管部門主管部門は、農業生産の安全、農作物品種の選別・育成と生産レベルの向上、および公正な競争促進の保障に利するという原則に基づき、法により農作物種子の生産・経営許可証を発行しなければならない。

第二章 生産許可

第六条 主要農作物商品の種子を生産する場合、法により主要農作物種子の生産許可証（以下、種子生産許可証とする）を取得しなければならない。

主要農作物交配種およびその原種、原原種の生産許可証は、生産所在地の県級人民政府農業行政主管部門が審査し、省級人民政府農業行政主管部門が発行する。その他の主要農作物種子の生産許可証は、所在地の県級以上の地方人民政府農業行政主管部門が発行する。

生産所在地では主要農作物ではなく、その他の省（自治区、直轄市）では主要農作物である場合において、生産者が種子生産許可証の手続きを申請するときは、生産所在地の農業行政主管部門が受理し、且つ法によりこれを発行しなければならない。

第七条 種子生産許可証の受領を申請するには、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

（一）稲の交配種、トウモロコシの交配種およびその原種の生産許可証を申請する場合、資本金が 3,000 万元を下回ってはならない。その他の主要農作物種子の生産許可証を申請する場合、資本金が 500 万元を下回ってはならない。

（二）生産する品種は、品種の審査に合格する。植物の新品種権を有する種子を生産する場合、その品種の権利者の書面による同意を得なければならない。

(三) 整った純度測定機器、電子はかり、発芽試験装置、電気泳動計、電気泳動槽、サンプル粉碎器、乾燥機、生物顕微鏡、冷蔵庫各 1 台(式)以上、電子天秤(感度 1/100、1/1000、1/10000) 1 式以上、試料抽出器、試料均分器、発芽ボックス各 2 台(式)以上を所有している。稲の交配種、トウモロコシの交配種の生産許可証を申請する場合、更に pcr 増幅計、酸度計、オートクレーブ、磁力誘導攪拌機、定温水槽、急速冷凍遠心機、ピペット式各 1 台(式)以上を備えている。

(四) 検査室 100 平方メートル以上ある。稲の交配種、トウモロコシの交配種およびその原種の生産許可証を申請する場合、検査室 150 平方メートル以上ある。

(五) 倉庫 500 平方メートル以上、穀物干し場 1,000 平方メートル以上又は相当する種子乾燥施設を有する。

(六) 専属の種子生産技術者、貯蔵技術者と省級以上人民政府農業行政主管部門の審査に合格した種子検査者(は場検査、サンプル採種および室内検査を含む。以下同様)各 3 名以上。うち、稲の交配種、トウモロコシの交配種およびその原種を生産する場合、種子生産技術者と種子検査者各 5 名以上いる。

(七) 生産地点に検疫性有害生物がない。

(八) 種子生産規定の要求に合致する隔離・生産要件。

(九) 農業部が規定するその他の要件。

第八条 種子生産許可証を申請するには、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 種子生産許可証申請表。

(二) 資産検査報告又は申請日から直近 1 年の財務諸表、仲介機関の監査報告など資本金証明資料の謄本。種子検査などの設備台帳と領収書の写し。生産地の所在省(自治区、直轄市)の種子検査室、倉庫の財産権証明書の写し。生産地の所在省(自治区、直轄市)の穀物干し場の財産権証明書(又は賃借契約書)の写し又は種子乾燥施設の財産権証明書の写し。計測検定機関が作成した計測に関する検査設備検定証書の写し。関連施設の状況説明と実物写真。

(三) 種子生産、貯蔵、検査技術者の資質証明および雇用契約書の写し。

(四) 種子生産地点の検疫証明。

(五) 品種審査証書の写し。

(六) 植物新品種権を有する種子の生産は、品種権利者の書面による同意書を提出。

(七) 種子生産上の安全隔離要件の説明。

(八) 農業部が規定するその他の資料。

種子生産許可証申請者がすでに関連作物の種子経営許可証を取得している場合、上記の第二号が規定する資料および種子の貯蔵、検査技術者の資格証明書及び雇用契約書写しの提出が免除される。但し、種子経営許可証の写しを提出しなければならない。

第九条 審査機関は、申請受理日から 20 営業日以内に審査を終了しなければならない。

審査時は生産地点、穀物干し場又は乾燥施設、貯蔵施設、検査施設などに対し実地調査を行い、関連証明資料の元本を検証しなければならない（相当する作物種子経営許可証を有するものには生産地点のみを実地調査）。本規則が規定する要件を満たす場合、審査意見に署名し、発行機関に報告する。審査が不合格の場合、書面で申請人に通知して理由を説明する。

発行機関は審査意見と申請資料を受領した日から 20 営業日以内に発行を終了しなければならない。発行機関が必要と認める場合、実地調査を行うことができる。要件を満たした場合、種子生産許可証を発行して公告する。要件を満たせなかった場合、書面で申請人に通知して理由を説明する。

第十条 種子生産許可証は、許可証番号、企業名、住所、法定代表人、資本金、発行機関、公告文書番号、発行日、および生産種子の作物の種類、品種名、審査番号、植物新種権利番号、生産地点、有効期限などの項目を明記しなければならない。

許可証番号は「____（x）農種生許字（x）第 x 号」とする。そのうち、最初の括弧には証書発行機関の名称、二つ目の括弧には最初に証書を発行した年、三つ目番号は 4 桁の通し番号とする。「____」には生産種子の種類を記入する。b は稲の交配種とトウモロコシの交配種およびその原種、c はその他の主要農作物の種子とする。

第十一条 種子生産許可証の有効期限は 3 年とする。同一企業が生産許可証の有効期限内に、同じ発行機関に同類作物品種の生産増加を申請するについては、発行機関が元の証書にその品種を追加記入し、生産許可証を別途発行しない。

品種生産許可証の有効期限に達した後に、種子生産者が同一発行機関で新しい証書を発行してもらう必要がある場合、許可証の期限満了 70 日前に再申請を提出しなければならない。

第三章 経営許可

第十二条 農作物種子を経営する場合、法により農作物種子経営許可証（以下、種子経営許可証とする）を取得しなければならない。

主要農作物交配種およびその原種、原原種の経営許可証は、種子経営者所在地の県級人民政府農業行政主管部門が審査し、省級人民政府農業行政主管部門が発行する。

次の各号に掲げる種子の経営許可証は、種子経営者所在地の省級人民政府農業行政主管部門が審査し、農業部が発行する。

（一）種子の輸出入業務に関わる会社の種子経営許可証。

（二）選別・育成、生産、経営を連動しながら行い、資本金が 1 億元以上の会社の種子経営許可証。

その他の農作物種子の経営許可証は、種子経営者所在地の県級以上の地方人民政府農業行政主管部門が発行する。

第十三条 稲の交配種、トウモロコシの交配種およびその原種の経営許可証を申請するには次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(一) 資本金が 3,000 万元、固定資産が 1,000 万元をそれぞれ下回らない。

(二) 整った純度測定機器、電子はかり、発芽試験装置、電気泳動計、電気泳動槽、サンプル粉碎器、乾燥機、生物顕微鏡、冷蔵庫各 1 台(式)以上、電子天秤(感量 1/100、1/1000、1/10000) 1 式以上、試料抽出器、試料均分器、発芽ボックス各 2 台(式)以上、pcr 増幅計、酸度計、オートクレーブ、磁力誘導攪拌機、定温水槽、急速冷凍遠心機、ピペット式各 1 台(式)以上を備えている。検査室が 150 平方メートル以上ある。

(三) 本規則第七条第五号が要求する種子倉庫、穀物干し場又は相当する乾燥施設があり、経営面積が 300 平方メートル以上ある。

(四) 種子加工ユニットがあり、総計加工能力がトウモロコシの交配種で 10t/h、稲の交配種で 5t/h を下回らず、加工工場面積が 500 平方メートル以上ある。

(五) 専門の種子加工技術者が 5 名以上、種子貯蔵技術者が 3 名以上、省級以上の人民政府農業行政主管部門の審査に合格した種子検査者が 5 名以上いる。

(六) 農業部が規定するその他の要件。

第十四条 稲の交配種、トウモロコシの交配種およびその原種以外で、加工、包装しなければならない農作物種子の経営許可を申請するには、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(一) 主要農作物の種子経営許可証を申請する場合、資本金が 500 万元、固定資産が 250 万元をそれぞれ下回らない。主要農作物でない種子の経営許可証を申請する場合、資本金が 200 万元、固定資産が 100 万元をそれぞれ下回らない。

(二) 整った純度測定機器、電子はかり、発芽試験装置、電気泳動計、電気泳動槽、サンプル粉碎器、乾燥機、生物顕微鏡、冷蔵庫各 1 台(式)以上、電子天秤(感量 1/100、1/1000、1/10000) 1 式以上、試料抽出器、試料均分器、発芽ボックス各 2 台(式)以上。検査室が 100 平方メートル以上ある。

(三) 主要農作物の種子を経営する場合、本規則第七条第五号が要求する種子倉庫、穀物干し場又は相当する乾燥施設があり、経営面積が 200 平方メートル以上ある。主要農作物でない種子を経営する場合、倉庫 300 平方メートル以上、穀物干し場 500 平方メートル以上又は相当する乾燥施設があり、経営面積が 200 平方メートル以上ある。

(四) 在来種の稲、小麦種子を経営する場合、種子加工ユニットの総計加工能力が 10t/h 以上ある。大豆種子を経営する場合、種子加工ユニットの総計加工能力が 3t/h 以上ある。綿花、アブラナを経営する場合、種子加工ユニットの総計加工能力が 1t/h 以上ある。その他の農作物の種子を経営する場合、相当する種子加工設備を備えている。

(五) 主要農作物の種子を経営する場合、種子加工工場が 500 平方メートル以上ある。主要農作物でない種子を経営する場合、種子加工工場が 200 平方メートル以上ある。

(六) 専属の種子加工技術者、貯蔵技術者および省級以上の人民政府農業行政主管部門の審査に合格した種子検査者それぞれ 3 名以上いる。

農業部が規定する、加工、包装をしなくてよい農作物の種子経営許可証を申請する場合、

その資本金と固定資産が前記の第一号の規定に合致していなければならない、種子の検査、貯蔵施設と人員の具体的な要求については省級人民政府農業行政主管部門が規定し、農業部に報告して記録にとどめる。

第十五条 種子の輸出入業務を行う会社が種子の経営許可証を申請するには次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(一) 資本金が 3,000 万元、固定資産が 1,000 万元をそれぞれ下回らない。

(二) 本規則が規定する相当の農作物の種子経営許可証発行のその他の要件を備える。

第十六条 選別・育成、生産、経営を連動しながら行い、資本金が 1 億元以上に達する会社が種子の経営許可証を申請するには、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(一) 固定資産が 5000 万元を下回らない。

(二) 整った純度測定機器、電子はかり、発芽試験装置、電気泳動計、電気泳動槽、サンプル粉碎器、乾燥機、生物顕微鏡、冷蔵庫各 2 台(式)以上、電子天秤(感量 1/100、1/1000、1/10000) 2 式以上、試料抽出器、試料均分器、発芽ボックス各 3 台(式)以上、pcr 増幅計、酸度計、オートクレーブ、磁力誘導攪拌機、定温水槽、急速冷凍遠心機、ピペット式各 2 台(式)以上を備えている。検査室が 200 平方メートル以上ある。

(三) 主要農作物の種子経営を申請する場合、倉庫 1,500 平方メートル以上、穀物干し場 3,000 平方メートル以上又は相当する種子乾燥施設があり、営業面積が 500 平方メートル以上ある。主要農作物でない種子経営を申請する場合、倉庫 300 平方メートル以上、穀物干し場 500 平方メートル以上又は相当する乾燥施設があり、営業面積が 300 平方メートル以上ある。

(四) 稲の交配種、トウモロコシの交配種および原種の経営を申請する場合、その種子経営規模に見合う種子乾燥施設を備え、稲の交配種とその原種加工式設備の総計加工能力が 10t/h 以上ある。トウモロコシの交配種およびその原種加工式設備の総計加工能力が 20t/h 以上、加工工場面積が 800 平方メートル以上ある。その他の農作物種子経営を申請する場合、加工能力と加工工場が本規則第十四条第四、五号の要求に合致する。

(五) 専属の種子生産、加工、貯蔵技術者および省級以上の人民政府農業行政主管部門の審査に合格した種子検査者それぞれ 5 名以上いる。

(六) 専門の育種機関があり、専属の育種担当者と作業経費があり、年間科学経費の投入が年間利益の 10%を下回ってはならない。独自の科学研究実験室が 300 平方メートル以上、育種用地 100 ムー以上があり、うち全国 3 カ所以上の異なる生態地区でそれぞれ 3 つ以上のテスト地点があり、各地点に 10 ムー以上の試験用地と相当する作付け、収穫、種子の審査施設がある。また専属の科学研究育種に携わる中級以上の職位(又は関連専攻の学部以上の学歴)を有する研究員 5 名以上いる。主要農作物の種子を経営する場合、各種作物でさらに科学研究育種に携わる専属上級職位(又は関連専攻の修士以上の学歴)を有する研究員 1 名以上いる。

(七) 種子生産基地を有する。うち、主要農作物の種子を経営する場合、基地 5,000 ムー

以上、その他の農作物の種子を経営する場合、基地 500 ムー以上ある。

(八) 健全なアフターサービスがある。

(九) 主要農作物の種子経営を申請する場合、申請企業の名義をもって単独で申請し、国家級の審査に合格した品種が 2 つ以上あるか、又は申請企業の名義をもって単独で申請し、少なくとも 3 つの省（自治区、直轄市）で省級の審査に合格した品種が 5 つ以上ある。主要農作物でない種子の経営を申請する場合、申請企業の名義をもって単独で植物新品種権を取得した品種が 5 つ以上ある。

(十) 作物類の経営を申請する種子の経営量が申請日から 3 年以内（申請当年を含まない）に、1 年以上全国において当該品種作物の市場シェアが 1% 以上ある。自主知的財産権品種の経営量が会社経営総額の 10% 以上を占める。

(十一) 農業部が規定するその他の要件。

第十七条 種子経営許可証を申請するには、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 農作物種子経営許可証申請表。

(二) 資産検査報告又は申請日から直近 1 年の財務諸表、および仲介機関監査報告など資本金と固定資産証明資料の謄本。申請者の種類、資本構成などの基本状況を証明する資料。

(三) 種子検査、加工など施設の台帳と領収書の写し。種子検査室、加工工場、倉庫の財産権証明書の写し。穀物干し場の財産権証明（又は賃借契約書協）の写し又は種子乾燥施設の財産権証明書の写し。計測検定機関が作成した計測に関する検査設備検定証書の写し。計量検定機関が発行した計量に関する検査・包装設備検定証明書の写し。関連施設の状況説明と実物写真。

(四) 種子検査、加工、貯蔵など関連技術者の資格証明と雇用契約書の写し。

(五) 農業部が規定するその他の資料。

第十八条 選別・育成、生産、経営を連動しながら行う会社が、農業部が発行する農作物種子経営許可証を申請するには、第十七条が規定する資料以外に、さらに次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 育種機関の状況説明：科学研究育種施設の自主財産権証明書の写しと実物写真。育種の科学研究と品種試験用地 5 年以上の流動契約書の写し。

(二) 育種担当者の職位（又は学歴）証明資料と雇用契約書写し。

(三) 申請日より直近 3 年の財務諸表と仲介機構による監査報告書の写し。

(四) 品種審査証書又は植物新品種権証書の写し、品種自主生産経営権を有する証明。申請日より直近 3 年の許可された作物の種子経営量、売上高および全国市場シェアに関する説明と関連する証明。自主知的財産権品種の種子経営量、売上高に関する説明と関連する証明。

(五) 採種地点（村まで具体的に記載）、採種面積、地点が所在する村（グループ）の連絡先と採種委託人の電話番号表、および採種契約書写し 10 部又は土地流動契約書写しを含

む申請日より直近3年の種子生産基地証明資料。

(六) アフターサービス制度とアフターサービスネットワーク構築状況などを含む健全なアフターサービスの証明資料。

(七) 有効期限満了前に再度申請する場合、さらに元の種子経営許可証有効期限内の種子生産経営と科学研究育種状況を証明する資料を提出しなければならない。

第十九条 審査機関は申請受理日から20営業日以内に審査を終了しなければならない。審査機関は営業場所、加工・貯蔵施設、検査施設に対し実地調査を行い、関連証明資料の元本を検証しなければならない。本規則が規定する要件を有する場合、審査意見に署名し、発行機関に報告する。審査が不合格の場合、書面で申請人に通知して理由を説明する。

発行機関は、申請資料と審査意見を受領した日から20営業日以内に発行を終了しなければならない。発行機関が必要と認める場合、実地調査を行うことができる。要件を満たした場合、種子経営許可証を発行して公告する。要件を満たせなかった場合、書面で申請人に通知して理由を説明する。

第二十条 種子経営許可証は許可証番号、企業名、住所、法定代表者、資本金、発行機関、公告文書番号、発行日、および経営作物の範囲、経営方法、有効地域、有効期限などの項目を明記しなければならない。

(一) 許可証番号は「____(x)農種経許字(x)第x号」とする。一つ目の括弧には発行機関名、二つ目の括弧には最初に発行した年、三つ目の番号は4桁の通し番号とする。「____」には経営種類を注記する。aは農業部発行で、選別・育成、生産、経営を連動しながら行うもの、bは稲の交配種とトウモロコシの交配種とその原種、cは稲の交配種、トウモロコシの交配種以外の主要農作物種子、dは主要農作物でない種子、eは種子の輸出入業務に携わるものとする。

(二) 作物の経営範囲について、主要農作物は、作物の名称を記入し、主要農作物でないものは野菜、花、アサ類など作物の品目を記入する。

(三) 種子の経営方式については、加工、包装、卸売り、小売又は輸出入を記入する。

(四) 有効地域については、行政区域に基づき記入し、最大でも発行機関の管轄範囲を超えず、発行機関が決定する。

第二十一条 種子経営許可証の有効期限は5年とする。有効期限内に許可証に注記されている項目を変更する場合、元の申請手続きに従って変更手続きを行い、相当する証明資料を提供しなければならない。

経営許可証有効期限満了後引き続き種子の経営を行う場合、種子経営者は期限満了6カ月前に再申請しなければならない。

第二十二条 種子経営者が、更に小分けしない包装された種子を専門で経営するか、又は種子経営許可証を有する種子経営者が書面で委託された種子を代理販売する場合、種子経営許可証を取得しなくてもいい。但し、定まった営業場所を持たなければならない。

小分けしない包装された種子を専門で経営する場合において、種子を買い入れるときは、

種子経営許可証を持つ種子企業と仕入れ・販売契約に調印しなければならない。

種子経営許可証を有する種子経営者からその種子の代理販売を受託する場合、委託側と代理契約に調印しなければならない。

第二十三条 種子経営者が経営許可証が規定する有効地域で支店を設立する場合、工商行政管理機関において工商登記を行い、営業許可書を取得又は変更した 15 日後に、現地の県級人民政府農業行政主管部門ともとの許可証を発行した機関に報告し記録にとどめなければならない。記録にとどめるときには種子経営許可証、営業許可書の写しおよび支店の住所、経営方式、責任者の氏名、連絡先などを提出しなければならない。

第四章 監督管理

第二十四条 主要農作物種子の生産者は種子生産許可証の規定に基づき種子の生産を行わなければならない。種子生産者は種子生産記録を作成し、種まき後 30 日以内に生産地点、品種名、生産面積などの情報を生産所在地の県級人民政府農業行政主管部門に報告しなければならない。県級人民政府農業行政主管部門は生産情報を総括した後、級を追って報告し、農業部まで至るようにしなければならない。

第二十五条 種子経営者は種子経営記録書類を作成し、種子の出所、加工、貯蔵、輸送および品質検査各段階の概要説明と責任者、販売先などの内容を明記しなければならない。

種子経営企業は毎年 5 月末に前年度の主たる経営活動を許可書発行機関に報告しなければならない。当該発行機関は、種子経営情報を総括した後、農業部に報告しなければならない。

第二十六条 県級以上の人民政府農業行政主管部門は、種子の生産、経営者の種子生産、経営行為について監督・検査しなければならない。

第二十七条 許可証の有効期限内に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、許可証の発行機関は許可証を取り消し、かつ公告しなければならない。

(一) 種子の生産者・経営者が生産・経営活動を 1 年以上停止している場合。

(二) 種子の生産者・経営者が本規則が規定する許可要件を備えず、期限内に是正しても要件に達していない場合。

第二十八条 申請人が関連状況を隠蔽し、又は虚偽の資料を提供して種子の生産・経営許可証を申請した場合、農業行政主管部門は許可を認めず、関連状況を通報しなければならない。申請者は、1 年以内に種子の生産、経営許可証を再度申請することはできない。

申請人が詐欺、賄賂など不正な手段によって種子の生産・経営許可証を取得した場合、農業行政主管部門は行政許可を撤廃し、関連状況を通報しなければならない。申請者は、3 年間以内に種子の生産・経営許可証を再度申請することはできない。

第二十九条 上級の農業行政主管部門は下級の農業行政主管部門の種子の生産、経営許可に対して監督・検査しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、是正を命じ、主たる直接責任者とその他の責任者に対し法により行政処分を科す。犯罪を構成する場合、法により司法機関に移し刑事責任を追及する。

- (一) 発行権限なくして種子の生産・経営許可証を発行した場合。
- (二) 発行基準を無断で引き下げて種子の生産・経営許可証を発行した場合。
- (三) その他法によらず種子の生産・経営許可証を発行した場合。

第三十条 農業行政主管部門が法により不法な行為をなした者が保有する種子の生産、経営許可証の取り上げ、撤廃、取り消しを行う場合、決定後 5 営業日以内に工商行政管理機関に法により営業許可書の取り消し、又は変更を通知しなければならない。

第三十一条 農業行政主管部門は種子の生産・経営許可を管理する上でのポータルサイト検索システムを構築し、許可関連情報を開示しなければならない。但し、法により秘密保持が必要な場合はこの限りでない。

管理の過程で知り得た種子の生産者・経営者の営業秘密について、農業行政主管部門およびその職員は法により機密を保持しなければならない。

第五章 附則

第三十二条 本規則が言う種子の生産とは、種子の栽培、採集・収穫、日干し又は火干しの活動を指す。

本規則が言う種子の経営とは、生産した種子に対し清浄・選別、等級分け、乾燥、コーティングといった加工処理、および包装、ラベリング、販売といった活動を指す。

第三十三条 本規則が言う種子加工ユニットとは、本体と補完装置が相互に組み合わせて加工工場内に取り付けられ、種子の選別、計量および包装という流れ作業の機能を実現する種子加工システムを指す。本体は主に風選精選機（風選部は前後にエアダクトと二重の沈降室、精選部は 3 層以上のふるいが必要）、重力式精選機とコンピューター計量・包装および数字打刻設備を含む。補完装置は主に輸送システム、貯蔵システム、除塵システム、不純物除去システムと電気制御システムを含む。稲の交配種の加工ユニットには更に長い精選作業ができるインデンツシリンドラー精選機が含まれる。

本規則が言う固定資産とは、企業が製品の生産、役務の提供、賃貸又は経営管理のために有し、使用時間が 12 カ月以上の非貨幣資産を指し、家屋、建築物、機器、機械、輸送ツールおよびその他の生産経営活動関連の設備、器具、ツールなどが含まれる。

第三十四条 本規則が規定する種子の科学研究・生産・加工・検査・貯蔵などの人員は、所属企業と 3 年以上の雇用契約書を結ばなければならない。

本規則が規定する種子の生産・加工・検査施設、および種子検査室、倉庫、種子乾燥施設、加工工場は、申請企業が自ら所有する財産権でなければならない。

第三十五条 遺伝子組み換え農作物の種子生産・経営許可の規定については、農業部が別に制定する。

第三十六条 農業行政主管部門が設立されていない区（県、市）は、種子の生産、経営許可証については、地区（市）級人民政府農業行政主管部門が審査する。

第三十七条 農作物の種子生産・経営許可証は、農業部が統一して印刷し、関連様式は農業部が統一に制定する。

第三十八条 本規則は 2011 年 9 月 25 日から施行する。農業部が 2001 年 2 月 26 日に發布し、2004 年 7 月 1 日に改正した『農作物種子生産経営許可証管理規則』（農業部令第 48 号）は同時に廃止する。農業部が本規則の施行前に發布し種子生産、経営許可に関する規定が本規則と合致していない場合、本規則を適用する。

本規則の施行前に農作物の種子生産許可証を取得し、且つ有効期限が本規則の施行日から 2012 年 4 月 1 日までに満了する企業は、その種子生産許可証の有効期限が自動的に 2012 年 4 月 1 日まで延長する。すでに農作物の種子経営許可証を取得し、且つ有効期限が本規則施行日から 2012 年 9 月 25 日までに満了する企業は、その種子経営許可証の有効期限が自動的に 2012 年 9 月 25 日まで延長する。

（法 7）農作物種子（苗）の輸出入管理暫定規則

（1997 年 3 月 28 日公布 農業部令第 14 号）

第一章 総則

第 1 条 種子管理法規の徹底の実施、遺伝資源の管理の強化、我が国の農作物の種子(苗)の対外貿易並びに協力交流の促進のために、この規則を制定する。

第 2 条 本規則において、輸出入される農作物の種子（苗）（以下「農作物種子」という）には、国外から輸入或は国外との交換のための研究用遺伝資源（以下「輸出入遺伝資源」という）、輸出入される生産用種子を含む。輸出入される生産用種子には、試験用種子、大規模農場用の商品種子及び対外向けの種子繁殖用の種子を含む。

第 3 条 生産用種子の輸出入業務に従事及び国外に遺伝資源を提供する機関は、中国の法人格を有していなければならない。個人による生産用種子の輸出入業務及び国外への遺伝資源の提供は禁止する。

輸出入される大規模農場用の商品種子は、その輸出入種子の類別に対応した種子の生産並びに経営権、及び輸出入権を有していなければならない。輸出入権がない場合、農業部指定の農作物種子の輸出入権を有する機関の代理が必要である。

第二章 遺伝資源の輸出入管理

第 4 条 国外に遺伝資源を提供する場合、作物の遺伝資源の分類目録管理に基づかなければならない。「対外交換の条件を有する」及び「対外交換可能」な遺伝資源は、省級の農業

行政主管部門の審査を受け、中国農業科学院作物品種資源研究所（以下「品資所」という）に送付し、品資所が農業部の同意を得た後、審査手続を行う。

遺伝資源が「対外交換できないもの」及び分類目録管理に列記されていない場合、国外提供をしてはならない。特殊な状況で提供が必要な場合は、品資所の審査を受け、農業部の審査、許認可を受けなければならない。遺伝資源の輸入機関並びに個人は、品資所に登記をし、適量の種子を保存と利用の目的として提出しなければならない。

第 5 条 国外に遺伝資源を提供する場合の申請及び審査

（一）国外に遺伝資源を提供する機関は、審査機関に申請を行い、規定の書式及び指定の「対外交流農作物種質資源申請表」（附属文書 1 参照）に記入し、国外に提供する遺伝資源の説明内容を提出する。審査機関の許可を受けた後、再び許認可機関に提出し、審査、批准を受ける。

（二）許認可機関の申請許可を得たものは、品資所が統一して作成している「対外提供農作物種質資源準許証」（附属文書 2 参照）の「農業部対外交流農作物種質資源審批専用章」に押印する。国外に遺伝資源を提供する機関は、「対外交流農作物種質資源準許証」を提出し、植物検疫機関で検疫審査の手続をする。「対外交流農作物種質資源準許証」は、税関の通関時の法律的根拠となる。

第三章 生産用種子の輸出入管理

第 6 条 輸出入される生産用種子は、所在地にある省級の農業行政主管部門の審査を受け、農業部により審査、批准される。

第 7 条 試験用種子は少量かつ良質のものを輸入する原則を維持しなければならない。輸入される品種は、種子の場合 10 ムーに播種する量、苗木の場合 100 株を上限とする。

第 8 条 輸入される試験用種子は、国又は省の農作物品種審査委員会の統一的な指導の下に種子試験を行う。

第 9 条 大規模農場用の商品種子の輸入申請は、以下の条件を満たしていなければならない。

（一）品種は国又は省級農作物品種審査委員会の審査に合格していること。国内の審査業務が暫定的に行われていない、かつ生産上、輸入が急を要する農作物の品種は、最低 2 回の生育周期における種子試験報告を提出しなければならない。

（二）種子の品質が国家基準又は業界基準に到達していること。国家基準や業界基準がない場合、契約書の中で定めるか又は国際基準を参考にする。

第 10 条 対外向けの種子繁殖用種子の輸入は第 9 条の制限を受けない。ただし繁殖した種子は、国内で販売することはできない。

第 11 条 輸入される大規模農場用の商品種子を扱う機関は、毎年 8 月末までに翌年 1 年間の種子輸入計画を、所在地にある省級の農業行政主管部門に報告しなければならない。省級の農業行政主管部門は、審査した後、10 月末までに農業部に報告する。

第 12 条 国は種子の輸出を奨励するものの、「対外交換ができない」に列記されている遺伝資源と分類目録管理に列記されていない品種、及びハイブリッド作物の種子親は原則上、輸出することはできない。特殊な状況においては、農業部へ申請を行い、批准を受ける。

第 13 条 生産用種子の輸入申請と審査、批准

(一) 輸出入する機関は、審査機関に申請を行い、規定の書式及び指定の「進(出)口農作物種子(苗)審批表」(附属文書 3 参照)に記入し、輸出入する種子品種の説明内容を提出する。輸入される対外向けの種子繁殖用種子の手続に関しては、対外種子繁殖用種子契約書(又は合意書)を提出しなければならない。

輸出入される大規模農場用の商品種子の手続は、関連する「種子経営許可証」、「営業執照」(営業許可証)、及び種子輸出入権取得の証明書類を提出しなければならない。審査機関の許認可を受けた後、再び許認可機関に提出し、審査、批准を受ける。

(二) 許認可機関の許認可が下りた場合、「中華人民共和国農業部進出口農作物種子審批專用章」に押印する。種子の輸出入機関は、効力のある「進出口農作物種子(苗)審批表」を提出し、植物検疫機関で検疫審査手続を受ける。輸出される農作物種子の手続は、農業部により「動植物苗種進口免稅審批証明」(附属文書 4)が交付され、通関時の免稅措置の法律的根拠となる。

第四章 農作物の種子輸出入管理の監督

第 14 条 品資所は、各四半期の最初の 1 か月の 10 日までに、前四半期の遺伝資源の輸出入審査の状況を農業部に報告しなければならない。また、毎年 1 月 10 日までに、農業部に前年の業務を総括し報告しなければならない。

第 15 条 農業行政主管部門と関連部門の職員が、本規則が規定する輸出入の審査、許認可又は検疫審査に違反した場合、当該機関又は上級機関が行政処分を行う。犯罪を構成した場合、司法機関に移し、その刑事責任を追及する。

第五章 付則

第 16 条 「進出口農作物種子(苗)審批表」は農業部が統一して印刷する。「対外交流農作物種質資源申請表」、「対外提供農作物種質資源準許証」は、農業部が品資所に委託し、統一して印刷する。

第 17 条 「進出口農作物種子(苗)審批表」の有効期限は 6 か月、「動植物苗種進口免稅審批証明」、「対外交流農作物種質資源準許証」の有効期限は 3 か月である。有効期限を超えた、又は輸出入の種子の品種、数量、輸出入する国又は地域の変更が生じた場合、新たに許認可手続をしなければならない。

第 18 条 輸出入される農作物の種子は、植物検疫の手続をしなければならない。具体的な方法は「中華人民共和國進出境動植物検疫法」、「中華人民共和國植物検疫条例」、及び関連の植物検疫の規約、規定に基づいて行われる。

第 19 条 本規則は農業部が解釈権を有する。

第 20 条 本規則は発布の日から施行する。

附属文書 1. 対外交流農作物種質資源申請表(略)

附属文書 2. 対外交流農作物種質資源準許証(略)

附属文書 3. 進(出)口農作物種子(苗)審批表(略)

附属文書 4. 動植物苗種進口免稅審批証明(略)

(法 8) 外商投資農作物種子企業設立の審査・許可及び登記管理に関する規定 (農農発〔1997〕9 号)

本規定の目的：対外開放の需要へ対応し、外商投資農作物種子企業のクオリティーを保証し、遺伝資源の管理を強化し、我が国の種子事業の健全なる発展促進のために、本規定を制定する。

【公布機関】農業部、国家計画委員会、対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局

【公布文書番号】農農発〔1997〕9 号

【公布日】1997 年 9 月 8 日

【発効日】1997 年 9 月 8 日

【効 力】

【備 考】各省、自治区、直轄市、計画単列市の農業庁(局)、計画委員会対外経済貿易委員

会(庁)、工商行政管理局に対し、「外商投資農作物種子企業設立の審査・許可及び登記管理に関する規定」を印刷公布するので、厳格に遵守されたい。 1997 年 9 月 8 日

第 1 条 対外開放の需要へ適応し、外商投資農作物種子企業のクオリティーを保証し、遺伝資源の管理を強化し、中国の種子事業の健全なる発展促進のために、本規定を制定する。

第 2 条 本規定が称する外商投資農作物種子企業とは、中外の合資、合作により農作物種子の開発、生産、経営を行う企業を指す。外商投資による経営販売型の農作物種子企業及び外商独資農作物種子企業の設立は、暫定的に許可しない。

第 3 条 外商投資農作物種子企業の設立は、外商投資及び種子管理に関わる法律、法規を遵守しなければならない。

第 4 条 外商投資農作物種子企業の設立は、関連法律、法規の規定する条件、及び中国の種子産業政策に合致する他、以下の条件を備えていなければならない。

(一)外商投資農作物種子企業の設立を申請する中国側は、農作物種子の生産経営資格を有し、かつその主管部門の審査により同意を得た企業でなければならない。外国側は、高い科学研究レベルの育種、種子生産技術と企業管理レベルを有しており、信用のある企業でなければならない。

(二)海外(地域外)の優良品種(遺伝資源)、先進的な種子技術と設備を導入又は取り入れることができる。

(三)登録資本金が以下の条件を満たしていること。

穀物、綿花、油糧作物種子企業の登録資本金は 200 万ドル以下であってはいけない。その他の農作物種子企業の登録資本金は 50 万ドル以下であってはいけない。

(四)穀物、綿花、油糧作物の種子企業の設立において、中国側の投資比率は 50%以上でなければならない。

第 5 条 外商投資農作物種子企業設立の申請は、以下の手続に従い行われる。

(一)中国側投資者は、プロジェクト提案書及びフィージビリティ・スタディ(F/S)報告書を現行の外商投資基本建設、技術改良プロジェクト審査・許可権限及び審査・許可手続に基づ

き、省級以上の審査・許可部門に申請し、審査・許可を受ける。審査・許可部門は、プロジェクトの立ち上げに関する許可の前に、省級以上の農業行政主管部門の審査意見を求めなければならない。穀物、綿花、油糧作物の種子企業の設立は、省級の農業行政主管部門の予備審査後、農業部に申請し、審査意見の発行を受ける。農業行政主管部門の審査による同意がない場合、プロジェクトの立ち上げを批准しない。プロジェクトの立ち上げが批准された場合、関連規定に基づき、工商行政管理機関に対し、企業名称の事前審査・許可申請を行う。

(二)中国側投資者は、契約書、定款及び関連文書を、現行の審査・許可権限及び審査・許可手続に基づき、省級以上の審査・許可部門に送付し、審査・許可を受ける。審査・許可により同意を得た場合、審査・許可部門より「外商投資企業批准証書」が交付される。

(三)中国側投資者は、農業部に経営許可の申請手続を行い、農業部は関連規定に基づき、「農作物種子経営許可証」を交付する。

(四)中国側投資者は、プロジェクト提案書及びフィジビリティスタディ(F/S)の批准文書、「外商投資企業批准証書」、「農作物種子経営許可証」並びに関連書類を持参し、国家工商行政管理局、又はその授権された地方工商行政管理機関に企業法人登記の申請手続を行う。

第 6 条 「農作物種子経営許可証」の申請をするとき、中国側投資者は農業部に対して、以下の書類を提出する。

(一)プロジェクト提案書及びフィジビリティスタディ(F/S)の批准文書

(二)外商投資種子企業設立に関する契約書及び定款

(三)契約書、定款の許可文書及び審査・許可部門が交付した「外商投資企業許可証書」

(四)外商投資農作物種子企業の董事会メンバーリスト及び各董事の任命書

(五)その他の提出すべき証明書、書類

第 7 条 外商投資農作物種子企業は、商品用種子を生産する際に、関連規定に基づき、播種の一か月前までに、生産所在地の省級の農業行政主管部門に申請し、「農作物種子生産許可証」を受け取らなければならない。

第 8 条 外商投資農作物種子企業が、合資側、合作側又は開発範囲の変更を行う場合、本規定第 5 条所定の手続に基づき、審査・許可及び登記の変更を申請しなければならない。

第 9 条 台湾、香港、マカオ地区の投資者が農作物種子企業を設立する場合、本規定を参照し、実施する。

第 10 条 本規定は公布日より施行する。本規定の公布前に設立された外商投資農作物種子企業は、本規定公布日より 6 か月以内に、本規定に基づき、農業行政主管部門に「農作物種子経営許可証」を申請し、受領しなければならない。

(1997 年 9 月 8 日、農業部、国家計画委員会、對外貿易經濟合作部、国家工商行政管理局公布)

(法 9)中華人民共和國主要林木リスト（第一組）

(2001 年 5 月 22 日国家林業局第二回局務會議で可決し、2001 年 6 月 1 日公布、公布日より施行)

科		番号	中国語名	学名
松科	Pinaceae	1	松树	Pinus spp.
		2	落叶松	Larix spp.
		3	金钱松	Pseudolarix amabilis(Lindl.)Gord
		4	雪松	Cedrus deodara(Roxb.)G.Don
		6	云杉	Picea spp.
		7	冷杉	Abies fabri(Mast.)Craib

杉科	Taxodiaceae	8	杉木	<i>Cunninghamia lanceolata</i> (Lamb.)Hook
		9	柳杉	<i>Cryptomeria fortunei</i> Hooibrenk ex otto
		10	水杉	<i>Metasequoia glyptostroboides</i> Hu et Cheng
		11	池杉	<i>Taxodium axcendens</i> Brongn
		12	落羽杉	<i>Taxodium distichum</i> (L.)Rich
柏科	Cupressceae	13	侧柏	<i>Platycladus orientalis</i> (L.)Franco
		14	柏木	<i>Cupyessus funebris</i> Endl.
		15	福建柏	<i>Fokienia hodginsii</i> (dunn)Henry et Thomas
		16	桧柏	<i>Sabina chinensis</i> (L.)Ant
		17	刺柏	<i>Juniperus formosana</i> Hayata
		18	北美香柏	<i>Thuja occidentalis</i> L.
银杏科	Ginkgoaceae	19	银杏	<i>Ginkgo biloba</i> L.
红豆杉科	Taxaceae	20	红豆杉	<i>Taxus chinensis</i> (Pilger)Rehd.
		21	北方红豆杉	<i>Taxus cuspidate</i> Sieb. et Zucc.
南洋杉科	Araucariaceae	22	南洋杉	<i>Araucaria cunninghamia</i> Sweet
罗汉松科	Podocarpaceae	23	罗汉松	<i>Podocarpus macrophyllus</i> (Thunb.)D.Don

苏铁科	Cycadaceae	24	苏铁	Cycas revolute Thunb.
木兰科	Magnoliaceae	25	厚朴	magnolia officinalis Rehd. et wils
		26	荷花玉兰	magnolia grandiflora L.
		27	鹅掌楸	Liriodendron spp.
蜡梅科	Calycanthaceae	28	蜡梅	Chimonanthus praecox(L.)Link
木麻黄科	Casuarinaceae	29	木麻黄	Casuarina spp.
樟科	Lauraceae	30	樟树	Cinnamomum camphora (L.)Presl.
		31	黄樟	Cinnamomum porrectum (Roxb.)Kosterm.
		32	肉桂	Cinnamomum cassia Presl.
蔷薇科	Rosaceae	33	苹果	Malus pumila Mill.
		34	梨	Pyrus spp.
		35	桃	Prunus persica(L.)Batsch
		36	杏	Prunus armeniaca L.
		37	梅	Prunus mume Sieb. et Zucc.
		38	樱桃	Prunus pseudocerasus Lindl.
		39	李	Prunus salicina Lindl

		40	枇杷	<i>Eriobotrya japonica</i> (Thunb.)Lindl.
		41	海棠	<i>Malus spectabilis</i> (Ait.)Borkh.
		42	玫瑰	<i>Rosa rugosa</i> Thunb.
		43	月季	<i>Rosa chinsis</i> Jacq.
		44	山楂	<i>Crataegus pinnatifida</i> Bge
		45	花楸	<i>Sorbus pohuashanensis</i> (Hance)Hedl.
含羞草科	Mimosaceae	46	合欢	<i>Albizia julibrissin</i> Durrazz.
		47	台湾相思	<i>Acacia richii</i> A.Gray
蝶形花科	Fabaceae	48	槐树	<i>Sophora japonica</i> L.
		49	刺槐	<i>Robinia pseudoacacia</i> L.
		50	紫穗槐	<i>Amorpha fruticosa</i> L.
		51	柠条	<i>Caragana microphylla</i> Lam.
		52	毛条	<i>Caragana korshinskii</i> Kom
		53	花棒	<i>Hedysarum scoparium</i> Fisch et Mey
		54	踏郎	<i>Hedysarum leave</i> Maxim
山茱萸科	Cornaceae	55	光皮树	<i>Cornus wilsoniana</i> Wanger.
		56	山茱萸	<i>Macrocarpium officinale</i> (Sieb.et Zucc.)Nakai
金缕梅科	Hamamelidaceae	57	枫香树	<i>Liquidambar formosana</i> Hance

大戟科	Euphorbiaceae	58	油桐	Vernicia spp.
		59	乌桕	Sapium sebiferum Roxb.
悬铃木科	Platanaceae	60	悬铃木	Platanus spp.
黄杨科	Buxaceae	61	黄杨	Buxus spp.
杨柳科	Salicaceae	62	杨树	Populus spp.
		63	柳树	Salix spp.
杨梅科	Myrcaceae	64	杨梅	Myrica rubra Sieb.et Zucc.
桦木科	Betulaceae	65	赤杨	Alnus japonia (Thunb.)Stued.
		66	桤木	Alnus cremastogyne Burkill.
		67	红桦	Betula albo-sinensis Burk.
		68	白桦	Betula platyphylla Suk.
		69	光皮桦	Betula luminifera H.Winkl.
榛科	Corylaceae	70	榛子	Corylus heterophylla Fisch.
		71	毛榛	Corylus mandshurica Maxim.et Rupr.
壳斗科		72	板栗	Castanea mollissima Bl.

	Fagaceae	73	栎树	Quercus spp.
		74	栲树	Castanopsis spp.
胡桃科	Juglandaceae	75	核桃	Juglans regia L.
		76	核桃楸	Juglans mandshurica Maxim.
		77	黑核桃	Juglans nigra L.
		78	山核桃	Carya cathayensis Sarg.
		79	薄壳山核桃	Carya illinoensis K. Koch
榆科	Ulmaceae	80	榆树	Ulmus spp.
		81	榉树	Zelkova spp.
桑科	Moraceae	82	木波罗	Artocarpus heterophyllus Lam.
		83	榕树	Ficus microcarpa L.f.
杜仲科	Eucommiaceae	84	杜仲	Eucommia ulmoides Oliv.
怪柳科	Tamaricaceae	85	怪柳	Tamarix chinensis Lour.
八角科	Illiciaceae	86	八角	Illicium verum Hook.f.
椴树科	Tiliaceae	87	紫椴	Tilia amurensis Rupr.

杜英科	Elaeocarpaceae	88	杜英	Elaeocarpus sylvestris(Lour.)Pour.
山茶科	Theaceae	89	山茶	Camellia japonica L.
		90	油茶	Camellia oleifera Abel.
		91	木荷	Schima superba Gardn.et champ.
猕猴桃科	Actinidiaceae	92	猕猴桃	Actinidia chinensis Planch.
杜鹃花科	Ericaceae	93	杜鹃	Rhododendron spp.
桃金娘科	Myrtaceae	94	桉树	Eucalyptus spp.
石榴科	Punicaceae	95	石榴	Punica granatum L.
冬青科	Aquifoliaceae	96	冬青	Ilex spp.
胡颓子科	Elaeagnaceae	97	沙枣	Elaeagnus angustifolia L.
		98	沙棘	Hippophae rhamnoides L.Subsp.
鼠李科	Rhamnaceae	99	枣树	Zizyphus jujuba(L.)Meikle.

葡萄科	Vitaceae	100	葡萄	Vitis vinifera Rupr.
紫薇科	Bibgnoniaceae	101	楸树	Catalpa bungei C.A.Mey.
玄参科	Scrophulariaceae	102	泡桐	Paulownia spp.
楝科	Meliaceae	103	楝树	Melia spp.
		104	麻楝	Chukrasia tabularis A. Juss.
		105	香椿	Toona sinensis(A.Juss.)Roem.
芸香科	Rutaceae	106	黄波罗	Phellodendron amurense Rupr.
		107	桔	Citrus reticulata Blanco.
		108	橙	Citrus sinensis(L.)Osbeck.
		109	柚	Citrus grandis(L.)Osbeck
		110	花椒	Zanthoxylum bungeanum Maxim.
无患子科	Sapindaceae	111	荔枝	Litchi chinensis Sonn.
		112	龙眼	Dimocarpus longan Lour.
槭树科	Aceraceae	113	槭树	Acer spp.
柿树科	Ebenaceae	114	柿树	Diospyros kaki L.

木科	Oleaceae	115	水曲柳	<i>Fraxinus mandshurica</i> Rupr.
		116	白蜡	<i>Fraxinus</i> spp.
		117	桂花	<i>Osmanthus fragrans</i> Lour.
		118	丁香	<i>Syringa</i> spp.
		119	油橄榄	<i>Olea europaea</i> L.
漆树科	Anacardiaceae	120	漆树	<i>Rhus verniciflua</i> (Stokes)F.A.Barkl.
		121	腰果	<i>Anacardium occidentale</i> L.
棕榈科	Palmae	122	棕榈	<i>Trachycarpus fortunei</i> Wendl.
		123	椰子	<i>Cocos nucifera</i> L.
		124	槟榔	<i>Areca catechu</i> L.
		125	蒲葵	<i>Livistona chinensis</i> (jacq.)R.Br.
禾本科	Gramineae	126	竹类	Bambusoideae
茄科	Solanaceae	127	枸杞	<i>Lycium chinensis</i> Mill.
		128	宁夏枸杞	<i>Lycium barbarum</i> L.
毛茛科	Ranunculaceae	129	牡丹	<i>Paeonia suffruticosa</i> Andr.

(法 10) 林木種子生産・経営許可証管理規定

2002 年 11 月 2 日 国家林業局令第 5 号公布

2002 年 12 月 15 日より施行

第一章 総則

第 1 条 林木種子の生産、経営許可証管理の強化のために、「中華人民共和国種子法」に関連規定に基づき、本規定を定める。

第 2 条 中華人民共和国国内で林木種子の生産、経営許可証の申請、審査、発行及び管理等の活動をする際、本規定を適用する。本規定がいう林木種子の生産、経営許可証管理とは、林木種子生産許可証と林木種子経営許可証を指す。

第 3 条 本規定がいう林木種子とは林木の栽培材料（苗木）、又は繁殖材料を指す。具体的には高木、灌木、つる植物等、木本植物及び林業生産と国土緑化に用いられる草本植物の種子、果実や根、茎、苗、芽、葉等を指す。

第 4 条 主要林木商品種子生産に従事する機関及び個人は、林木種子生産許可証を取得し、林木種子生産許可証の規定に従い生産しなければならない。林木種子経営に従事する機関及び個人は林木種子経営許可証を取得し、林木種子経営許可証の規定に従い経営しなければならない。

第 5 条 県級以上の人民政府林業行政主管部門は、主に林木種子の生産・経営許可証の受理、審査、発行及び管理業務を管理し、具体的な業務はその属する林木種苗管理機関が責任を負う。

第二章 申請

第 6 条 主要林木商品種子生産に従事する、若しくは林木種子経営に従事する機関及び個人は県級以上の人民政府林業行政主管部門、又はその所属する林木種苗管理機関に林木種子生産・許可証を申請しなければならない。 第 7 条 林木種子生産許可証を申請する団体や個人は、以下の材料を提出しなければならない。

（一）生産者の基本情報、生産品種、技術者、施設、設備状況等の内容が記されている林木種子生産許可証申請表

（二）生産用地使用証明と資金証明資料、伐採、栽培の林分証明及び生産地の検疫証明

（三）林木種子検査・生産技術者の資格証明

（四）林木種子生産、加工、検査、貯蔵施設及び計器設備の所有権、若しくは使用権の証明

植物新品種権を有する林木種子生産許可証を申請する場合、品種権利者の書面同意証明、又は国家林業局の品種権譲渡公告、強制許可決定を提出しなければならない。

林木良種の林木種子生産許可証を申請する場合、国家林業局林木品種鑑定委員会、若しくは省、自治区、直轄市林木品種鑑定委員会が発行した林木良種証書の写しを提出しなければならない。

第 8 条 林木種子経営許可証を申請する機関及び個人は、以下の資料、文書を提出しなければならない。

(一) 経営者の基本情報、経営品種、技術者、施設、設備状況等の内容が記されている林木種子生産許可証申請表

(二) 経営場所の使用証明と資金証明資料

(三) 林木種子の加工・包装・貯蔵施設、設備及び種苗検査計器設備の所有権、又は使用权の証明

(四) 林木種子検査・貯蔵・保管等の技術者資格証明。

林木良種の林木種子経営許可証を申請する場合、国家林業局林木品種鑑定委員会、若しくは省、自治区、直轄市林木品種鑑定委員会が発行した材木良種証書の写しを提出しなければならない。

選抜育種、生産、経営が一体化した林木種子経営許可証を申請する場合、所有する品種の証明、又は選抜育種目的品種の状況を説明したものを提出しなければならない。

林木種子輸出入業務の林木種子経営許可証を申請する場合、林木種子輸出入貿易許可の証明を提出しなければならない。

第三章 審査と発行

第 9 条 主要林木良種の林木種子生産・経営許可証は、種子生産、経営者所在地にある県級の人民政府林業行政主管部門が審査し、省、自治区、直轄市の人民政府林業行政主管部門が発行する。その他の林木種子（苗木を含む）の生産・経営許可証は種子生産・経営者所在地にある県級以上の地方人民政府林業行政主管部門が審査並びに発行する。選抜育種、生産、経営が一体化し、登記資本が 2,000 万元に達している企業、及び林木種子輸出入業務に携わる企業の林木種子経営許可証は、その所在地にある省、自治区、直轄市の人民政府林業行政主管部門が審査し、国家林業局が発行する。

第 10 条 県級以上の人民政府林業行政主管部門は、申請又は審査書類の受理日より 15 日以内に、提出された関連資料及び生産用地、生産機械、経営場所、貯蔵施設、検査施設、計器設備等に対して審査を行い、本規定が規定する条件に合致するものについては、審査意見に署名、若しくは林木種子生産・経営許可証を発行しなくてはならない。本規定が規

定する条件に合致しないものについては、申請者、又は審査機関に書面で通知し、理由を説明して関連資料を返却しなければならない。

第 11 条 以下の条件に合致する場合は、林業行政主管部署は林木種子生産許可証を発行しなければならない。

- (一) 繁殖種子の隔離、及び栽培条件を備えていること
- (二) 検疫対象となる病虫害がないこと
- (三) 関連基準及び規定に基づいて設立された、若しくは確定された種子園、親木林、挿し木・接ぎ木栽培地、若しくはその他採種林や苗圃地を有すること
- (四) 生産・検査に必要な施設と資金を有していること
- (五) 県級以上の人民政府林業行政主管部署の研修に合格して資格証書を取得した林木種子生産、加工、検査、貯蔵、保管の技術者を有するもの（うち主要栽培物の育苗面積 50 ムー未満の場合、技術者若しくは熟練した育苗担当者を有していなければならない。主要栽培物の育苗面積が 50 ムー以上 100 ムー以下の場合、関連の専攻で中等専門学校以上の学歴、初級以上の技術職、又は県級以上の人民政府林業行政主管部署による研修を受けた技術者を有していなければならない。容器育苗、培養、温室、ハウス栽培等先進技術設備で育苗生産する、若しくは主要栽培物の育苗面積が 100 ムーを超える場合、関連の専攻で高等専門学校以上の学歴、中級以上の技術職、又は省級以上の人民政府林業行政主管部署の研修を受けた技術者を有していなければならない）。

種子、果実等、有性繁殖材料を生産する場合は、前項が規定する条件を備えるほかに、以下の条件も備えていなければならない。

- (一) 干し場、種子加工と乾燥設備、種子倉庫を含む貯蔵施設、種子風選、及び選別機などを有していること
- (二) 恒温培養槽、照射培養槽、乾燥器、試料抽出器、天秤、冷蔵庫等、必要な種子検査計器設備を有していること

第 12 条 以下の条件に合致する場合は、林業行政主管部門が林木種子経営許可証を発行しなければならない。

- (一) 林木種子を経営する種類と数量に見合う資金を有していること
- (二) 林木種子を経営する種類と数量に見合う営業場所を有していること
- (三) 必要な経営施設を有していること
- (四) 県級以上人民政府林業行政主管部門の研修に合格し資格証書を取得した林木種子検査、加工、貯蔵、保管技術者を有していること

種子、果実等、有性繁殖材料を経営する場合は、前項が規定する条件を備えるほかに、以下の条件も備えなければならない。

(一) 種子加工と乾燥設備、種子倉庫を含む貯蔵施設、種子精選機、種子包装機などを有していること

(二) 恒温培養槽、照射培養槽、乾燥器、試料抽出器、天秤、冷蔵庫等、必要な種子検査計器設備を有していること。

選抜育種、生産、経営と合わせて行う場合は、前 2 項が規定する条件を備えるほかに、以下の条件も備えなければならない。

(一) 登記資本が 2,000 万元以上であること

(二) 固定の種子繁殖基地を有していること

(三) 省級以上の人民政府林業行政主管部署の審査で合格した種子検査担当者が 3 名以上いること

第四章 監督管理

第 13 条 林木種子生産・経営者は林木種子生産、経営許可証が承認している生産、経営地及び生産、経営の種類に基づき生産、経営を行わなければならない、範囲を超えた生産、経営をしてはならない。

第 14 条 林木種子生産・経営許可証の有効期限は 3 年とする。

林木種子生産、経営許可証の有効期限後も引き続き許可証更新を申請する場合、生産、経営者は許可証の期限満了 2 か月前に許可証を持参して許可証発行元機関に行き、許可証更新を申請しなければならない。

林木種子生産・経営許可証有効期限内に許可証に注記されている項目を変更する場合、本方法第 9 条の規定に基づき変更手続を申請し、変更項目に関する証明書類を提出しなければならない。

第 15 条 林木種子経営者で林木種子経営許可証が規定している有効区域外に支社機構を設立する場合、その支社機構の所在地で再度林木種子経営許可証手続を申請しなければならない。

第 16 条 林木種子生産、経営許可証は年検査制度を実行する。

林木種子生産、又は経営者は林木種子生産、経営許可証発行日から満 1 年後の 2 か月以内に林木種子生産、経営許可証を持参して証書発行元機関に出向き、年検査を行わなければならない。年検査に合格したものは、検証印を押す。年検査が不合格、若しくは期限切れで年検査を実施しなかった場合、その林木種子生産・経営許可証は失効となる。

第 17 条 林木種子生産、経営許可証は年報告制度を実行する。

省、自治区、直轄市林業行政主管部門は毎年 3 月末までに前年度の証書発行状況を国家

林業局に報告しなければならない。

第 18 条 林業行政主管部門は申請書類、審査発行書類、年検査書類及び関連法律・法規が規定する文書などを含む林木種子生産、経営許可証の管理保管書類を作成しなければならない。林木種子生産、経営許可証管理保管書類は、林木種子生産、経営許可証の取消し、若しくは失効日から最低 5 年までに保管されなければならない。

第 19 条 林業行政主管部門が林木良種の種子生産、経営許可証を発行する場合、林木品種査定委員会が確定した品種名を用いなければならない、同時に良種番号を注記しなければならない。林業行政主管部門がその他の種子生産、経営許可証を発行する場合、良種・優良品種・早生品種・多収品種等の字句を使ってはならない。

第 20 条 既に林木良種種子生産・経営許可証を取得しているものは、その生産、経営している良種が法によって取り消し、若しくは一時停止の決定を受けた日から 20 日以内に、既に取得した林木良種種子生産、経営許可証を発行元機関に返却するか、又は変更手続をとらなければならない。返却期限を過ぎたもの、若しくは変更手続を行わなかったものは種子生産、経営許可証を取得していないものとして処罰される。

第五章 附則

第 21 条 林木種子の生産、経営許可証、及び各種申請表の書式は国家林業局が制定する。

第 22 条 本規定の第 11 条と第 12 条が規定する資金の具体的な金額基準は、省、自治区、直轄市の人民政府林業行政主管部署が定める。

第 23 条 本規定は 2002 年 12 月 15 日から施行する。

(法 17) 国家質量監督檢驗檢疫総局令第 25 号「輸入動植物檢疫許認可管理弁法」

第 25 号

「輸入動植物檢疫許認可管理弁法(規定)」はすでに 2002 年 7 月 1 日国家質量監督檢驗檢疫総局会議の審議で可決され、ここに公布する。2002 年 9 月 1 日から施行する。

局長

二〇〇二年八月二日

輸入動植物檢疫許認可管理弁法(規定)

第一章 総則

第 1 条 輸入動植物検疫許認可管理業務を更に強化し、動物の伝染病、寄生虫病と植物の危険性のある病虫・雑草及びその他有害生物の侵入を防ぐため、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」（以下「輸出入動植物検疫法」）及び実施条例と「農業遺伝子組み換え生物安全管理条例」の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 本規定は輸出入動植物検疫法、及び実施条例と国家の関連規定により許認可が必要な輸入動物（国境通過動物を含む）、動植物製品と特別な許認可が必要な輸入禁止物、及び「農業遺伝子組み換え生物安全管理条例」が規定する輸入遺伝子組み換え製品の検疫許認可に対して適用する。

国家品質監督検査検疫総局（以下「国家質検総局」）は関連法律、法規の関連規定、及び国务院関連部門が公布した輸入禁止品リストに基づき、検疫許認可が必要な動植物及びその製品リストを制定、調整、公布する。

第 3 条 国家質検総局は本規定が規定する輸入動植物検疫許認可業務を統一管理する。国家質検総局、又は国家質検総局が授権したその他審査機関（以下「許認可機関」）は、「中華人民共和国輸入動植物検疫許可証」（以下「検疫許可証」）及び「中華人民共和国輸入動植物検疫許可証申請の未許可通知書」（以下「検疫許可証申請の未許可通知書」）の発行の責を負う。

直属の各輸出入検査・検疫機関（以下「予備審査機関」）は所轄地域の輸入動植物検疫許認可申請の予備審査業務に責を負う。

第二章 申請

第 4 条 検疫許認可手続きを申請する機関（以下「申請機関」）は独立法人資格を有し、対外貿易契約に直接調印、又は直接合意することができる機関でなければならない。

国境通過動物と国境通過遺伝子組み換え製品の申請機関は、独立法人資格を有し、対外貿易契約に直接調印、又は直接合意することができる機関、若しくはその代理人でなければならない。

第 5 条 申請機関は貿易契約に調印又は合意する前に、許認可機関に対し申請を行い「検疫許可証」を取得していなければならない。

国境通過動物又は国境通過遺伝子組み換え製品は輸入する前に、申請機関は国家質検総局に申請を行い「検疫許可証」を取得していなければならない。

第 6 条 申請機関は規定に基づき、「中華人民共和国輸入動植物検疫許可証申請表」（以下「検疫許可証申請表」）に事実に基づき記入し、一予備審査が必要な場合、輸入通関地の予備審査機関で予備審査を行う。加工、使用地が輸入通関地の予備審査機関の所轄地域内でない

貨物は、必要に応じて、更に使用地の予備審査機関により予備審査を行う場合がある。

申請機関は予備審査機関に以下の書類を提出しなければならない。

(一) 申請機関の法人資格証明書類（写し）

(二) 輸入動物が臨時隔離場で検疫する必要がある場合、「輸入動植物臨時隔離検疫場許可証申請表」に記入しなければならない。

(三) 動物の肉類、臓器、腸と腸加工品、原毛（羽毛を含む）、原皮、生の骨、角、ひずめ、蚕の繭及び水産物など、国家質検総局が公布している指定企業で生産、加工、保存するものを輸入する場合、申請機関は定点企業との生産、加工、保存の契約を、提出しなければならない。

(四) 規定に基づき消しこみできる輸入動植物製品は、同一申請機関が 2 回目申請する際、関連規定に基づき前回の「検疫許可証」（消しこみ表を含む）を添付しなければならない。

(五) 動物の国境通過手続きをする場合、通過経路を説明し、輸出国及び地域の公式検疫部門が発行した動物衛生証書（写し）と輸入国及び地域の公式検疫部門が発行した動物輸入許可証明書類を提出しなければならない。

(六) 科学研究など特別な事由により、輸出入動植物検疫法第 5 条第 1 項が輸入を禁止しているものを輸入する場合、数量、用途、輸入方法、輸入後の防疫措置、科学研究事業計画書を説明した書面、及び関連主管部門の事業計画批准証明書類を提出しなければならない。

(七) その他の提出が必要な書類

第三章 審査と批准

第 7 条 予備審査機関は審査機関の検疫許認可申請に対して以下のことについて審査を行う。

(一) 申請機関が提出した申請書類が全てそろっているか、本規定第 4 条、第 6 条の規定に合致しているか；

(二) 輸出と通過する国及び地域に関連する動植物の疫病が発生していないか；

(三) 中国の動植物検疫関連の法律、法規及び担当部門の規則の規定に合致しているか；

(四) 中国と輸出国及び地域と調印した二国間検疫協定（検疫協議・議定書・備忘録などを含む）に合致しているか；

(五) 輸入後、生産、加工過程に対して検疫監督が必要な動植物及びその製品は、その輸送、生産、加工、保存及び処理などの段階が、検疫、防疫及び監督管理条件に合致しているか、生産、加工企業の加工能力に基づきその輸入する数量を査定する；

(六) 消しこみできる輸入動植物製品は、規定に基づき前回許可された「検疫許可証」の使用・消込状況を照合しなければならない。

第 8 条 予備審査に合格したものは、予備審査機関が予備審査の意見欄に署名する。同時に審査に合格したものには、臨時隔離場が「輸入動植物臨時隔離検疫場許可証申請表」を発行する。検疫監督管理が必要な輸入動植物製品については、必要に応じて、その生産、加工、保存機関に対する審査報告を発行する。予備審査機関により全ての書類は国家質検総局に送られ審査される。

予備審査が不合格な場合、申請書類を申請機関に返却する。

第 9 条 同一品種、同一輸出国及び地域で、同一加工、使用する機関に対して、申請機関は、毎回、1 つのみの「検疫許可証」を申請することができる。

第 10 条 国家質検総局又は予備審査機関が必要だと認識した場合、関連の専門家が輸入を申請する製品に対してリスク分析を行うことができる。申請機関は関連資料とサンプルを提出し、検査を受けなければならない。

第 11 条 国家質検総局は審査状況に基づき、予備審査機関が提出した予備審査材料の提出日から 30 仕事日以内に「検疫許可証」又は「検疫許可証申請未許可通知書」に署名して発行する。

農業分野の遺伝子組み換え生物に属するものが中華人民共和国内を通過する場合、国家質検総局は規定期限内に許可する、又は許可しないかの決定を下し、申請機関に通知しなければならない。

第四章 許可証の管理と使用

第 12 条 「検疫許可証申請表」、「検疫許可証」及び「検疫許可証申請の未許可通知書」は国家質検総局が統一印刷、作成、及び公布する。

「検疫許可証」は国家質検総局により通し番号をつける。

第 13 条 「検疫許可証」の有効期限は 3 カ月、又は 1 回限りの使用とする。生きている動物に対して発行する「検疫許可証」を除き、年度をまたいで使用することはできない。

第 14 条 規定に基づき消しこみできる輸入動植物製品で、許可された数量内で分割輸入、複数の検査報告で「検疫許可証」を使用する場合、輸入通関地の検査検疫機関が「検疫許可証」に付属する検疫物輸入消しこみ表に消しこみ登記をしなくてはならない。

第 15 条 以下の状況の一つに該当する場合は、申請機関は再度「検疫許可証」を申請しなければならない。

- (一) 輸入検疫物の品種が変更になった、又は許可数量を 5%以上超過した場合
- (二) 輸出国及び地域が変更になった場合
- (三) 輸入通関地、仕向地又は輸送ルートを変更した場合

第 16 条 以下の状況の一つに該当する場合は、「検疫許可証」が失効、廃止、又は使用停止となる。

- (一) 有効期限を過ぎて自然失効した場合

(二) 許可範囲内において、分割輸入、複数の検査報告で「検疫許可証」を使用するもので、許可数量の全ての消しこみが完了し、自然失効した場合

(三) 国家が法律に基づき、検疫物輸入禁止の関連公告、又は禁止令公布後、すでに署名発行された関連の「検疫許可証」は自動的に廃止になる場合

(四) 申請機関が検疫審査の関連規定に違反した場合、国家質検総局はすでに署名発行した「検疫許可証」の使用を終了させた場合。

第 17 条 申請機関は許可証取得後、売買又は譲渡してはならない。通関地検査検疫機関は検査報告を受理した際、許可証の申請機関と検査検疫証書上の受取人、貿易契約書の契約側が一致しているかを確認しなければならない。不一致の場合、検査報告を受理してはならない。

第五章 附則

第 18 条 申請機関は、本規定に違反した場合、検査検疫機関により関連法律、法規の規定に則って処罰される。

第 19 条 検査検疫機関及び同機関の職員は、輸入動植物検疫許認可業務を行う際に、公開、公正、透明の原則を守り、法に則り行政を行い、職務に忠実で、社会の監督を受けることを自覚しなければならない。

検査検疫機関の職員は、法律、法規及び本規定違反したり、職権を濫用したり、私利により不正を働いたり、故意に嫌がらせをしたりした場合、所属機構又は上級機関より規定によって処罰される。

第 20 条 本規定は国家質検総局が解釈の責を負う。

第 25 条 本規定は 2002 年 9 月 1 日から施行する。

(法 19) 中華人民共和国農業部公告第 72 号 (「中華人民共和国植物検疫の輸入禁止品リスト」)

中華人民共和国農業部公告第 72 号

「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」第五条、及び「中華人民共和国輸出入動植物検疫法実施条例」第四条並びに第七条の規定に基づき、植物の危険性のある病気・虫・雑草及びその他有害生物の中国への侵入を防ぐため、中華人民共和国農業部は掌握している国外検疫状況に基づき、新しい「中華人民共和国植物検疫の輸入禁止品リスト」を改正し、ここに公布・施行するものである。

一九九七年七月二十九日

中華人民共和国植物検疫の輸入禁止植物リスト

玉米 (<i>Zea mays</i>) 种子	玉米细菌性枯萎病菌 <i>Erwinia stewartii</i> (E. F. Smith) Dye	亚洲：越南、泰国 欧洲：独联体、波兰、瑞士、意大利、罗马尼亚、南斯拉夫 美洲：加拿大、美国、墨西哥
大豆 (<i>Glycinemax</i>) 种子	大豆疫病菌 <i>Phytophthora megasperma</i> (D). f. sp. <i>glycinea</i> K. & E.	亚洲：日本 欧洲：英国、法国、独联体、德国 美洲：加拿大、美国 大洋洲：澳大利亚、新西兰
马铃薯 (<i>Sloanum tuberosum</i>) 块茎及其繁殖材料	马铃薯黄矮病毒 Potato yellow dwarf virus 马铃薯帚顶病毒 Potato mop • top virus 马薯金线虫 <i>Globodera rostochiensis</i> (Wollen.) Skar bilovich 马铃薯白线虫 <i>Globodera pallida</i> (Stone) Mulvey & Stone 马铃薯癌肿病菌 <i>Synchytrium endobioticum</i> (Schilb.) Percival	亚洲：日本、印度、巴勒斯坦、黎巴嫩、尼泊尔、以色列、缅甸 欧洲：丹麦、挪威、瑞典、独联体、波兰、捷克、斯洛伐克、匈牙利、保加利亚、芬兰、冰岛、德国、奥地利、瑞士、荷兰、比利时、英国、爱尔兰、法国、西班牙、葡萄牙、意大利 非洲：突尼斯、阿尔及利亚、南非、肯尼亚、坦桑尼亚、津巴布韦 美洲：加拿大、美国、墨西哥、巴拿马、委内瑞拉、秘鲁、阿根廷、巴西、厄瓜多尔、玻利维亚、智利 大洋洲：澳大利亚、新西兰
榆属 (<i>Ulmus</i> spp.) 苗、插条	榆枯萎病菌 <i>Geratocystis ulmi</i> (Buisman) Moreall	亚洲：印度、伊朗、土耳其 欧洲：各国 美洲：加拿大、美国
松属 (<i>Pinus</i> spp.)	松材线虫 <i>Bursaphelenchus xylophilus</i>	亚洲：朝鲜、日本、香港、澳门 欧洲：法国

苗、接穗	(Steiner & Buhrer) Nckle 松突圆蚧 <i>Hemiberlesia pitysophila</i> Takagi	美洲：加拿大、美国
橡胶属 (<i>Hevea</i> spp.) 芽、苗、籽	橡胶南美叶疫病菌 <i>Microcyclus</i> <i>ulei</i> (P. Henn.) Von Arx.	美洲：墨西哥、中美洲及南美洲各国
烟属 (<i>Nicotiana</i> spp.) 繁殖材料	烟叶烟霜霉病菌 <i>Peronospora hyoscyami</i> de Bary f. sp. <i>tabacia</i> (Adam.) Skalicky	亚洲：缅甸、伊朗、也门、伊拉克、叙利亚、黎巴嫩、 约旦、以色列、土耳其 欧洲：各国 非洲：埃及、利比亚、突尼斯、阿尔及利亚、摩洛哥 美洲：加拿大、美国、墨西哥、危地马拉、萨尔瓦多、 古巴、多米尼加、巴西、智利、阿根廷、乌拉 圭 大洋洲：各国
小麦(商品)	小麦矮腥黑穗病菌 <i>Tilletia controversa</i> Kuehn 小麦印度腥黑穗病菌 <i>Tilletia indica</i> Mitra	亚洲：印度、巴基斯坦、阿富汗、尼泊尔、伊朗、伊 拉克、土耳其、沙特阿拉伯 欧洲：独联体、捷克、斯洛伐克、保加利亚、匈牙利、 波兰(海乌姆、卢布林、普热梅布尔、热舒夫、 塔尔诺布热格、扎莫希奇)、罗马尼亚、阿尔 巴尼亚、南斯拉夫、德国、奥地利、比利时、 瑞士、瑞典、意大利、法国(罗讷·阿尔卑斯) 非洲：利比亚、阿尔及利亚 美洲：乌拉圭、阿根廷(布宜诺斯艾利斯、圣非)、巴 西、墨西哥、加拿大(安大略)、美国(华盛顿、 怀俄明、蒙大拿、科罗拉多、爱达荷、俄勒冈、 犹他及其它有小麦印度腥黑穗病发生的地区)
水果及茄子、辣 椒、番茄果实	地中海实蝇 <i>Ceratitis</i> <i>capitata</i> (Wiedemann)	亚洲：印度、伊朗、沙特阿拉伯、叙利亚、黎巴嫩、 约旦、巴勒斯坦、以色列、塞浦路斯、土耳其 欧洲：匈牙利、德国、奥地利、比利时、法国、西班牙、 葡萄牙、意大利、马耳他、南斯拉夫、阿 尔巴尼亚、希腊 非洲：埃及、利比亚、突尼斯、阿尔及利亚、摩洛哥、 塞内加尔、布基纳法索、马里、几内亚、塞拉

		利昂、利比里亚、加纳、多哥、贝宁、尼日尔、尼日利亚、喀麦隆、苏丹、埃塞俄比亚、肯尼亚、乌干达、坦桑尼亚、卢旺达、布隆迪、扎伊尔、安哥拉、赞比亚、马拉维、莫桑比克、马达加斯加、毛里求斯、留尼汪、津巴布韦、博茨瓦纳、南非 美洲：美国(包括夏威夷)、墨西哥、危地马拉、萨尔瓦多、洪都拉斯、尼加拉瓜、厄瓜多尔、哥斯达黎加、巴拿马、牙买加、委内瑞拉、秘鲁、巴西、玻利维亚、智利、阿根廷、乌拉圭、哥伦比亚大洋洲：澳大利亚、新西兰(北岛)
--	--	--

植物病原体(包括菌种、毒种)、害虫、有害生物体及其它转基因生物材料根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》第5条规定所有国家或地区土壤同上所有国家或地区

注： 科学研究など特別な事由で本表が列記する輸入禁止品を輸入する場合、国家品質監督検査総局の批准を経る。

(法 20) 中華人民共和国農業部公告第 862 号

(「中華人民共和国輸入植物検疫の有害生物リスト」)

中華人民共和国農業部公告

第 862 号

危険性のある植物・有害な生物が我が国に侵入するのを防ぐため、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」の規定に基づき、我が部と国家品質監督検査検疫総局は共同で「中華人民共和国輸入植物検疫の有害生物リスト」を制定した。1992 年 7 月 25 日に我が部が公布した「中華人民共和国輸入植物検疫の危険性のある病気・虫・雑草リスト」は同時に廃止する。

本公告は公布日から施行する。

附属文書：

中華人民共和國輸入植物檢疫の有害生物リスト

昆虫

1. *Acanthocinus carinulatus* (Gebler) 白帶長角天牛
2. *Acanthoscelides obtectus* (Say) 菜豆象
3. *Acleris variana* (Fernald) 黑頭長翅卷蛾
4. *Agrilus* spp. (non-Chinese) 窄吉丁（非中國種）
5. *Aleurodicus dispersus* Russell 螺旋粉虱
6. *Anastrepha* Schiner 按實蠅屬
7. *Anthonomus grandis* Boheman 墨西哥棉鈴象
8. *Anthonomus quadrigibbus* Say 蘋果花象
9. *Aonidiella comperei* McKenzie 香蕉腎盾蚧
10. *Apate monachus* Fabricius 咖啡黑長蠹
11. *Aphanostigma piri* (Cholodkovsky) 梨矮蚜
12. *Arhopalus syriacus* Reitter 輻射松幽天牛
13. *Bactrocera* Macquart 果實蠅屬
14. *Baris granulipennis* (Tournier) 西瓜船象
15. *Batocera* spp. (non-Chinese) 白條天牛（非中國種）
16. *Brontispa longissima* (Gestro) 椰心葉甲
17. *Bruchidius incarnates* (Boheman) 埃及豌豆象
18. *Bruchophagus roddi* Gussak 苜蓿籽蜂
19. *Bruchus* spp. (non-Chinese) 豆象（屬）（非中國種）
20. *Cacoecimorpha pronubana* (Hübner) 荷蘭石竹卷蛾
21. *Callosobruchus* spp. (*maculatus* (F.) and non-Chinese)
瘤背豆象（四紋豆象和非中國種）
22. *Carpomya incompleta* (Becker) 歐非棗實蠅
23. *Carpomya vesuviana* Costa 棗實蠅
24. *Carulaspis juniperi* (Bouché) 松唐盾蚧
25. *Caulophilus oryzae* (Gyllenhal) 闊鼻谷象
26. *Ceratitis* Macleay 小條實蠅屬
27. *Ceroplastes rusci* (L.) 無花果蜡蚧
28. *Chionaspis pinifoliae* (Fitch) 松針盾蚧
29. *Choristoneura fumiferana* (Clemens) 雲杉色卷蛾
30. *Conotrachelus* Schoenherr 鰐梨象屬

31. *Contarinia sorghicola* (Coquillett) 高粱瘿蚊
32. *Coptotermes* spp. (non-Chinese) 乳白蚁 (非中国种)
33. *Craponius inaequalis* (Say) 葡萄象
34. *Crossotarsus* spp. (non-Chinese) 异胫长小蠹 (非中国种)
35. *Cryptophlebia leucotreta* (Meyrick) 苹果异形小卷蛾
36. *Cryptorrhynchus lapathi* L. 杨干象
37. *Cryptotermes brevis* (Walker) 麻头砂白蚁
38. *Ctenopseustis obliquana* (Walker) 斜纹卷蛾
39. *Curculio elephas* (Gyllenhal) 欧洲栗象
40. *Cydia janthinana* (Duponchel) 山楂小卷蛾
41. *Cydia packardi* (Zeller) 樱小卷蛾
42. *Cydia pomonella* (L.) 苹果蠹蛾
43. *Cydia prunivora* (Walsh) 杏小卷蛾
44. *Cydia pyrivora* (Danilevskii) 梨小卷蛾
45. *Dacus* spp. (non-Chinese) 寡鬃实蝇 (非中国种)
46. *Dasineura mali* (Kieffer) 苹果瘿蚊
47. *Dendroctonus* spp. (*valens* LeConte and non-Chinese)
大小蠹 (红脂大小蠹和非中国种)
48. *Deudorix isocrates* Fabricius 石榴小灰蝶
49. *Diabrotica* Chevrolat 根萤叶甲属
50. *Diaphania nitidalis* (Stoll) 黄瓜绢野螟
51. *Diaprepes abbreviata* (L.) 蔗根象
52. *Diatraea saccharalis* (Fabricius) 小蔗螟
53. *Dryocoetes confusus* Swaine 混点毛小蠹
54. *Dysmicoccus grassi* Leonari 香蕉灰粉蚧
55. *Dysmicoccus neobrevipes* Beardsley 新菠萝灰粉蚧
56. *Ectomyelois ceratoniae* (Zeller) 石榴螟
57. *Epidiaspis leperii* (Signoret) 桃白圆盾蚧
58. *Eriosoma lanigerum* (Hausmann) 苹果绵蚜
59. *Eulecanium gigantea* (Shinji) 枣大球蚧
60. *Eurytoma amygdali* Enderlein 扁桃仁蜂
61. *Eurytoma schreineri* Schreiner 李仁蜂
62. *Gonipterus scutellatus* Gyllenhal 桉象
63. *Helicoverpa zea* (Boddie) 谷实夜蛾

64. *Hemerocampa leucostigma* (Smith) 合毒蛾
65. *Hemiberlesia pitysofila* Takagi 松突圆蚧
66. *Heterobostrychus aequalis* (Waterhouse) 双钩异翅长蠹
67. *Hoplocampa flava* (L.) 李叶蜂
68. *Hoplocampa testudinea* (Klug) 苹叶蜂
69. *Hoplocerambyx spinicornis* (Newman) 刺角沟额天牛
70. *Hylobius pales* (Herbst) 苍白树皮象
71. *Hylotrupes bajulus* (L.) 家天牛
72. *Hylurgopinus rufipes* (Eichhoff) 美洲榆小蠹
73. *Hylurgus ligniperda* Fabricius 长林小蠹
74. *Hyphantria cunea* (Drury) 美国白蛾
75. *Hypothenemus hampei* (Ferrari) 咖啡果小蠹
76. *Incisitermes minor* (Hagen) 小楹白蚁
77. *Ips* spp. (non-Chinese) 齿小蠹 (非中国种)
78. *Ischnaspis longirostris* (Signoret) 黑丝盾蚧
79. *Lepidosaphes tapleyi* Williams 芒果蛎蚧
80. *Lepidosaphes tokionis* (Kuwana) 东京蛎蚧
81. *Lepidosaphes ulmi* (L.) 榆蛎蚧
82. *Leptinotarsa decemlineata* (Say) 马铃薯甲虫
83. *Leucoptera coffeella* (Guérin-Méneville) 咖啡潜叶蛾
84. *Liriomyza trifolii* (Burgess) 三叶斑潜蝇
85. *Lissorhoptrus oryzophilus* Kuschel 稻水象甲
86. *Listronotus bonariensis* (Kuschel) 阿根廷茎象甲
87. *Lobesia botrana* (Denis et Schiffermuller) 葡萄花翅小卷蛾
88. *Mayetiola destructor* (Say) 黑森瘿蚊
89. *Mercetaspis halli* (Green) 霍氏长盾蚧
90. *Monacrostichus citricola* Bezzi 桔实锤腹实蝇
91. *Monochamus* spp. (non-Chinese) 墨天牛 (非中国种)
92. *Myiopardalis pardalina* (Bigot) 甜瓜迷实蝇
93. *Naupactus leucoloma* (Boheman) 白缘象甲
94. *Neoclytus acuminatus* (Fabricius) 黑腹尼虎天牛
95. *Opogona sacchari* (Bojer) 蔗扁蛾
96. *Pantomorus cervinus* (Boheman) 玫瑰短喙象

97. *Parlatoria crypta* Mckenzie 灰白片盾蚧
98. *Pharaxonotha kirschi* Reither 谷拟叩甲
99. *Phloeosinus cupressi* Hopkins 美柏肤小蠹
100. *Phoracantha semipunctata* (Fabricius) 桉天牛
101. *Pissodes* Germar 木蠹象属
102. *Planococcus lilacius* Cockerell 南洋臀纹粉蚧
103. *Planococcus minor* (Maskell) 大洋臀纹粉蚧
104. *Platypus* spp. (non-Chinese) 长小蠹 (属) (非中国种)
105. *Popillia japonica* Newman 日本金龟子
106. *Prays citri* Milliere 桔花巢蛾
107. *Promecotheca cumingi* Baly 椰子缢胸叶甲
108. *Prostephanus truncatus* (Horn) 大谷蠹
109. *Ptinus tectus* Boieldieu 澳洲蛛甲
110. *Quadrastichus erythrinae* Kim 刺桐姬小蜂
111. *Reticulitermes lucifugus* (Rossi) 欧洲散白蚁
112. *Rhabdoscelus lineaticollis* (Heller) 褐纹甘蔗象
113. *Rhabdoscelus obscurus* (Boisduval) 几内亚甘蔗象
114. *Rhagoletis* spp. (non-Chinese) 绕实蝇 (非中国种)
115. *Rhynchites aequatus* (L.) 苹虎象
116. *Rhynchites bacchus* L. 欧洲苹虎象
117. *Rhynchites cupreus* L. 李虎象
118. *Rhynchites heros* Roelofs 日本苹虎象
119. *Rhynchophorus ferrugineus* (Olivier) 红棕象甲

120. *Rhynchophorus palmarum* (L.) 棕榈象甲
121. *Rhynchophorus phoenicis* (Fabricius) 紫棕象甲
122. *Rhynchophorus vulneratus* (Panzer) 亚棕象甲
123. *Sahlbergella singularis* Haglund 可可盲蝽象
124. *Saperda* spp. (non-Chinese) 楔天牛 (非中国种)
125. *Scolytus multistriatus* (Marsham) 欧洲榆小蠹
126. *Scolytus scolytus* (Fabricius) 欧洲大榆小蠹
127. *Scyphophorus acupunctatus* Gyllenhal 剑麻象甲
128. *Selenaspidus articulatus* Morgan 刺盾蚧
129. *Sinoxylon* spp. (non-Chinese) 双棘长蠹 (非中国种)

130. *Sirex noctilio* Fabricius 云杉树蜂
131. *Solenopsis invicta* Buren 红火蚁
132. *Spodoptera littoralis* (Boisduval) 海灰翅夜蛾
133. *Stathmopoda skelloni* Butler 猕猴桃举肢蛾
134. *Sternochetus* Pierce 芒果象属
135. *Taeniothrips inconsequens* (Uzel) 梨蓟马
136. *Tetropium* spp. (non-Chinese) 断眼天牛 (非中国种)
137. *Thaumetopoea pityocampa* (Denis et Schiffermuller) 松异带蛾
138. *Toxotrypana curvicauda* Gerstaecker 番木瓜长尾实蝇
139. *Tribolium destructor* Uyttenboogaart 褐拟谷盗
140. *Trogoderma* spp. (non-Chinese) 斑皮蠹 (非中国种)
141. *Vesperus* Latreile 暗天牛属
142. *Vinsonia stellifera* (Westwood) 七角星蜡蚧
143. *Viteus vitifoliae* (Fitch) 葡萄根瘤蚜
144. *Xyleborus* spp. (non-Chinese) 材小蠹 (非中国种)
145. *Xylotrechus rusticus* L. 青杨脊虎天牛
146. *Zabrotes subfasciatus* (Boheman) 巴西豆象

软体动物

147. *Achatina fulica* Bowdich 非洲大蜗牛
148. *Acusta despecta* Gray 硫球球壳蜗牛
149. *Cepaea hortensis* Müller 花园葱蜗牛
150. *Helix aspersa* Müller 散大蜗牛
151. *Helix pomatia* Linnaeus 盖罩大蜗牛
152. *Theba pisana* Müll 比萨茶蜗牛

真菌

153. *Albugo tragopogi* (Persoon) Schröter var. *helianthi* Novotelnova 向日葵白锈病菌
154. *Alternaria triticina* Prasada et Prabhu 小麦叶疫病菌
155. *Anisogramma anomala* (Peck) E. Muller 榛子东部枯萎病菌
156. *Apiosporina morbosa* (Schweinitz) von Arx 李黑节病菌
157. *Atropellis pinicola* Zaller et Goodding 松生枝干溃疡病菌
158. *Atropellis piniphila* (Weir) Lohman et Cas 嗜松枝干溃疡病菌
159. *Botryosphaeria laricina* (K.Sawada) Y.Zhong 落叶松枯梢病菌
160. *Botryosphaeria stevensii* Shoemaker 苹果壳色单隔孢溃疡病菌
161. *Cephalosporium gramineum* Nisikado et Ikata 麦类条斑病菌

162. *Cephalosporium maydis* Samra, Sabet et Hingorani 玉米晚枯病菌
163. *Cephalosporium sacchari* E.J. Butler et Hafiz Khan 甘蔗凋萎病菌
164. *Ceratocystis fagacearum* (Bretz) Hunt 栎枯萎病菌
165. *Chrysomyxa arctostaphyli* Dietel 云杉帚锈病菌
166. *Ciborinia camelliae* Kohn 山茶花腐病菌
167. *Cladosporium cucumerinum* Ellis et Arthur 黄瓜黑星病菌
168. *Colletotrichum kahawae* J.M. Waller et Bridge 咖啡浆果炭疽病菌
169. *Crinipellis perniciosa* (Stahel) Singer 可可丛枝病菌
170. *Cronartium coleosporioides* J.C.Arthur 油松疱锈病菌
171. *Cronartium comandrae* Peck 北美松疱锈病菌
172. *Cronartium conigenum* Hedgcock et Hunt 松球果锈病菌
173. *Cronartium fusiforme* Hedgcock et Hunt ex Cummins 松纺锤瘤锈病菌
174. *Cronartium ribicola* J.C.Fisch. 松疱锈病菌
175. *Cryphonectria cubensis* (Bruner) Hodges 桉树溃疡病菌
176. *Cylindrocladium parasiticum* Crous, Wingfield et Alfenas 花生黑腐病菌
177. *Diaporthe helianthi* Muntanola-Cvetkovic Mihaljcevic et Petrov 向日葵茎溃疡病菌
178. *Diaporthe perniciosa* É.J. Marchal 苹果果腐病菌
179. *Diaporthe phaseolorum* (Cooke et Ell.) Sacc. var. *caulivora* Athow et Caldwell
大豆北方茎溃疡病菌
180. *Diaporthe phaseolorum* (Cooke et Ell.) Sacc. var. *meridionalis* F.A. Fernandez
大豆南方茎溃疡病菌
181. *Diaporthe vaccinii* Shear 蓝莓果腐病菌
182. *Didymella ligulicola* (K.F.Baker, Dimock et L.H.Davis) von Arx 菊花花枯病菌
183. *Didymella lycopersici* Klebahn 番茄亚隔孢壳茎腐病菌
184. *Endocronartium harknessii* (J.P.Moore) Y.Hiratsuka 松瘤锈病菌
185. *Eutypa lata* (Pers.) Tul. et C. Tul. 葡萄藤猝倒病菌
186. *Fusarium circinatum* Nirenberg et O'Donnell 松树脂溃疡病菌
187. *Fusarium oxysporum* Schlecht. f.sp. *apii* Snyder et Hans 芹菜枯萎病菌
188. *Fusarium oxysporum* Schlecht. f.sp. *asparagi* Cohen et Heald 芦笋枯萎病菌
189. *Fusarium oxysporum* Schlecht. f.sp. *cubense* (E.F.Sm.) Snyder et Hans (Race 4 non-Chinese
races) 香蕉枯萎病菌 (4号小种和非中国小种)
190. *Fusarium oxysporum* Schlecht. f.sp. *elaedis* Toovey 油棕枯萎病菌
191. *Fusarium oxysporum* Schlecht. f.sp. *fragariae* Winks et Williams 草莓枯萎病菌
192. *Fusarium tucumaniae* T.Aoki, O'Donnell, Yos.Homma et Lattanzi

南美大豆猝死综合症病菌

193. *Fusarium virguliforme* O'Donnell et T.Aoki 北美大豆猝死综合症病菌
194. *Gaeumannomyces graminis* (Sacc.) Arx et D. Olivier var. *avenae* (E.M. Turner) Dennis
燕麦全蚀病菌
195. *Greeneria uvicola* (Berk. et M.A.Curtis) Punithalingam 葡萄苦腐病菌
196. *Gremmeniella abietina* (Lagerberg) Morelet 冷杉枯梢病菌
197. *Gymnosporangium clavipes* (Cooke et Peck) Cooke et Peck 榲桲锈病菌
198. *Gymnosporangium fuscum* R. Hedw. 欧洲梨锈病菌
199. *Gymnosporangium globosum* (Farlow) Farlow 美洲山楂锈病菌
200. *Gymnosporangium juniperi-virginianae* Schwein 美洲苹果锈病菌
201. *Helminthosporium solani* Durieu et Mont. 马铃薯银屑病菌
202. *Hypoxyton mammatum* (Wahlenberg) J. Miller 杨树炭团溃疡病菌
203. *Inonotus weirii* (Murrill) Kotlaba et Pouzar 松干基褐腐病菌
204. *Leptosphaeria libanotis* (Fuckel) Sacc. 胡萝卜褐腐病菌
205. *Leptosphaeria maculans* (Desm.) Ces. et De Not. 十字花科蔬菜黑胫病菌
206. *Leucostoma cincta* (Fr.:Fr.) Hohn. 苹果溃疡病菌
207. *Melampsora farlowii* (J.C.Arthur) J.J.Davis 铁杉叶锈病菌
208. *Melampsora medusae* Thumen 杨树叶锈病菌
209. *Microcyclus ulei* (P.Henn.) von Arx 橡胶南美叶疫病菌
210. *Monilinia fructicola* (Winter) Honey 美澳型核果褐腐病菌
211. *Moniliophthora roreri* (Ciferri et Parodi) Evans 可可链疫孢荚腐病菌
212. *Monosporascus cannonballus* Pollack et Uecker 甜瓜黑点根腐病菌
213. *Mycena citricolor* (Berk. et Curt.) Sacc. 咖啡美洲叶斑病菌
214. *Mycocentrospora acerina* (Hartig) Deighton 香菜腐烂病菌
215. *Mycosphaerella dearnessii* M.E.Barr 松针褐斑病菌
216. *Mycosphaerella fijiensis* Morelet 香蕉黑条叶斑病菌
217. *Mycosphaerella gibsonii* H.C.Evans 松针褐枯病菌
218. *Mycosphaerella linicola* Naumov 亚麻褐斑病菌
219. *Mycosphaerella musicola* J.L.Mulder 香蕉黄条叶斑病菌
220. *Mycosphaerella pini* E.Rostrup 松针红斑病菌
221. *Nectria rigidiuscula* Berk.et Broome 可可花癭病菌
222. *Ophiostoma novo-ulmi* Brasier 新榆枯萎病菌
223. *Ophiostoma ulmi* (Buisman) Nannf. 榆枯萎病菌
224. *Ophiostoma wageneri* (Goheen et Cobb) Harrington 针叶松黑根病菌

225. *Ovulinia azaleae* Weiss 杜鹃花枯萎病菌
226. *Periconia circinata* (M.Mangin) Sacc. 高粱根腐病菌
227. *Peronosclerospora* spp. (non-Chinese) 玉米霜霉病菌 (非中国种)
228. *Peronospora farinosa* (Fries: Fries) Fries f.sp. *betae* Byford 甜菜霜霉病菌
229. *Peronospora hyoscyami* de Bary f.sp. *tabacina* (Adam) Skalicky
烟草霜霉病菌
230. *Pezicula malicorticis* (Jacks.) Nannfeld 苹果树炭疽病菌
231. *Phaeoramularia angolensis* (T.Carvalho et O. Mendes)P.M. Kirk 柑橘斑点病菌
232. *Phellinus noxius* (Corner) G.H.Cunn. 木层孔褐根腐病菌
233. *Phialophora gregata* (Allington et Chamberlain) W.Gams 大豆茎褐腐病菌
234. *Phialophora malorum* (Kidd et Beaum.) McColloch 苹果边腐病菌
235. *Phoma exigua* Desmazières f.sp. *foveata* (Foister) Boerema 马铃薯坏疽病菌
236. *Phoma glomerata* (Corda) Wollenweber et Hochapfel 葡萄茎枯病菌
237. *Phoma pinodella* (L.K. Jones) Morgan-Jones et K.B. Burch 豌豆脚腐病菌
238. *Phoma tracheiphila* (Petri) L.A. Kantsch. et Gikaschvili 柠檬干枯病菌
239. *Phomopsis sclerotioides* van Kesteren 黄瓜黑色根腐病菌
240. *Phymatotrichopsis omnivora* (Duggar) Hennebert 棉根腐病菌
241. *Phytophthora cambivora* (Petri) Buisman 栗疫霉黑水病菌
242. *Phytophthora erythroseptica* Pethybridge 马铃薯疫霉维腐病菌
243. *Phytophthora fragariae* Hickman 草莓疫霉红心病菌
244. *Phytophthora fragariae* Hickman var. *rubi* W.F. Wilcox et J.M. Duncan
树莓疫霉根腐病菌
245. *Phytophthora hibernalis* Carne 柑橘冬生疫霉褐腐病菌
246. *Phytophthora lateralis* Tucker et Milbrath 雪松疫霉根腐病菌
247. *Phytophthora medicaginis* E.M. Hans. et D.P. Maxwell 苜蓿疫霉根腐病菌
248. *Phytophthora phaseoli* Thaxter 菜豆疫霉病菌
249. *Phytophthora ramorum* Werres, De Cock et Man in't Veld 栎树猝死病菌
250. *Phytophthora sojae* Kaufmann et Gerdemann
大豆疫霉病菌
251. *Phytophthora syringae* (Klebahn) Klebahn 丁香疫霉病菌
252. *Polyscytalum pustulans* (M.N. Owen et Wakef.) M.B.Ellis 马铃薯皮斑病菌
253. *Protomyces macrosporus* Unger 香菜茎癭病菌
254. *Pseudocercospora herpotrichoides* (Fron) Deighton小麦基腐病菌
255. *Pseudopezicula tracheiphila* (Müller-Thurgau) Korf et Zhuang 葡萄角斑叶焦病菌

256. *Puccinia pelargonii-zonalis* Doidge 天竺葵锈病菌
257. *Pycnostysanus azaleae* (Peck) Mason 杜鹃芽枯病菌
258. *Pyrenochaeta terrestris* (Hansen) Gorenz, Walker et Larson 洋葱粉色根腐病菌
259. *Pythium splendens* Braun 油棕猝倒病菌
260. *Ramularia beticola* Fautr. et Lambotte 甜菜叶斑病菌
261. *Rhizoctonia fragariae* Husain et W.E.McKeen 草莓花枯病菌
262. *Rigidoporus lignosus* (Klotzsch) Imaz. 橡胶白根病菌
263. *Sclerophthora rayssiae* Kenneth, Kaltin et Wahl var. *zeae* Payak et Renfro
玉米褐条霜霉病菌
264. *Septoria petroselini* (Lib.) Desm. 欧芹壳针孢叶斑病菌
265. *Sphaeropsis pyriputrescens* Xiao et J. D. Rogers 苹果球壳孢腐烂病菌
266. *Sphaeropsis tumefaciens* Hedges 柑橘枝瘤病菌
267. *Stagonospora avenae* Bissett f. sp. *triticea* T. Johnson 麦类壳多胞斑点病菌
268. *Stagonospora sacchari* Lo et Ling 甘蔗壳多胞叶枯病菌
269. *Synchytrium endobioticum* (Schilberszky) Percival 马铃薯癌肿病菌
270. *Thecaphora solani* (Thirumalachar et M.J.O'Brien) Mordue 马铃薯黑粉病菌
271. *Tilletia controversa* Kühn 小麦矮腥黑穗病菌
272. *Tilletia indica* Mitra 小麦印度腥黑穗病菌
273. *Urocystis cepulae* Frost 葱类黑粉病菌
274. *Uromyces transversalis* (Thümen) Winter 唐菖蒲横点锈病菌
275. *Venturia inaequalis* (Cooke) Winter 苹果黑星病菌
276. *Verticillium albo-atrum* Reinke et Berthold 苜蓿黄萎病菌
277. *Verticillium dahliae* Kleb. 棉花黄萎病菌

原核生物

278. *Acidovorax avenae* subsp. *cattleyae* (Pavarino) Willems et al. 兰花褐斑病菌
279. *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* (Schaad et al.) Willems et al. 瓜类果斑病菌
280. *Acidovorax konjaci* (Goto) Willems et al. 魔芋细菌性叶斑病菌
281. *Alder yellows phytoplasma* 桤树黄化植原体
282. *Apple proliferation phytoplasma* 苹果丛生植原体
283. *Apricot chlorotic leafroll phytoplasma* 杏褪绿卷叶植原体
284. *Ash yellows phytoplasma* 白蜡树黄化植原体
285. *Blueberry stunt phytoplasma* 蓝莓矮化植原体
286. *Burkholderia caryophylli* (Burkholder) Yabuuchi et al. 香石竹细菌性萎蔫病菌
287. *Burkholderia gladioli* pv. *alliicola* (Burkholder) Urakami et al. 洋葱腐烂病菌

288. *Burkholderia glumae* (Kurita et Tabei) Urakami et al. 水稻细菌性谷枯病菌
289. *Candidatus Liberobacter africanum* Jagoueix et al. 非洲柑桔黄龙病菌
290. *Candidatus Liberobacter asiaticum* Jagoueix et al. 亚洲柑桔黄龙病菌
291. *Candidatus Phytoplasma australiense* 澳大利亚植原体候选种
292. *Clavibacter michiganensis* subsp. *insidiosus* (McCulloch) Davis et al.
苜蓿细菌性萎蔫病菌
293. *Clavibacter michiganensis* subsp. *michiganensis* (Smith) Davis et al. 番茄溃疡病菌
294. *Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis* (Vidaver et al.) Davis et al.
玉米内州萎蔫病菌
295. *Clavibacter michiganensis* subsp. *sepedonicus* (Spieckermann et al.) Davis et al.
马铃薯环腐病菌
296. *Coconut lethal yellowing phytoplasma* 椰子致死黄化植原体
297. *Curtobacterium flaccumfaciens* pv. *flaccumfaciens* (Hedges) Collins et Jones
菜豆细菌性萎蔫病菌
298. *Curtobacterium flaccumfaciens* pv. *oortii* (Saaltink et al.) Collins et Jones
郁金香黄色疱斑病菌
299. *Elm phloem necrosis phytoplasma* 榆韧皮部坏死植原体
300. *Enterobacter cancerogenus* (Urosevi) Dickey et Zumoff 杨树枯萎病菌
301. *Erwinia amylovora* (Burrill) Winslow et al. 梨火疫病病菌
302. *Erwinia chrysanthemi* Burkholder et al. 菊基腐病菌
303. *Erwinia pyrifoliae* Kim, Gardan, Rhim et Geider 亚洲梨火疫病病菌
304. *Grapevine flavescence dorée phytoplasma* 葡萄金黄化植原体
305. *Lime witches' broom phytoplasma* 来檬丛枝植原体
306. *Pantoea stewartii* subsp. *stewartii* (Smith) Mergaert et al. 玉米细菌性枯萎病菌
307. *Peach X-disease phytoplasma* 桃X病植原体
308. *Pear decline phytoplasma* 梨衰退植原体
309. *Potato witches' broom phytoplasma* 马铃薯丛枝植原体
310. *Pseudomonas savastanoi* pv. *phaseolicola* (Burkholder) Gardan et al. 菜豆晕疫病病菌
311. *Pseudomonas syringae* pv. *morsprunorum* (Wormald) Young et al. 核果树溃疡病菌
312. *Pseudomonas syringae* pv. *persicae* (Prunier et al.) Young et al. 桃树溃疡病菌
313. *Pseudomonas syringae* pv. *lisi* (Sackett) Young et al. 豌豆细菌性疫病病菌
314. *Pseudomonas syringae* pv. *maculicola* (McCulloch) Young et al 十字花科黑斑病菌
315. *Pseudomonas syringae* pv. *tomato* (Okabe) Young et al. 番茄细菌性叶斑病菌
316. *Ralstonia solanacearum* (Smith) Yabuuchi et al. (race 2)

香蕉细菌性枯萎病菌 (2号小种)

- 317. *Rathayibacter rathayi* (Smith) Zgurskaya et al. 鸭茅蜜穗病菌
- 318. *Spiroplasma citri* Saglio et al. 柑橘顽固病螺原体
- 319. *Strawberry multiplier phytoplasma* 草莓簇生植原体
- 320. *Xanthomonas albilineans* (Ashby) Dowson 甘蔗白色条纹病菌
- 321. *Xanthomonas arboricola* pv. *celebensis* (Gaumann) Vauterin et al. 香蕉坏死条纹病菌
- 322. *Xanthomonas axonopodis* pv. *betlicola* (Patel et al.) Vauterin et al. 胡椒叶斑病菌
- 323. *Xanthomonas axonopodis* pv. *citri* (Hasse) Vauterin et al. 柑橘溃疡病菌
- 324. *Xanthomonas axonopodis* pv. *manihotis* (Bondar) Vauterin et al. 木薯细菌性萎蔫病菌
- 325. *Xanthomonas axonopodis* pv. *vasculorum* (Cobb) Vauterin et al. 甘蔗流胶病菌
- 326. *Xanthomonas campestris* pv. *mangiferaeindicae* (Patel et al.) Robbs et al. 芒果黑斑病菌
- 327. *Xanthomonas campestris* pv. *musacearum* (Yirgou et Bradbury) Dye
香蕉细菌性萎蔫病菌
- 328. *Xanthomonas cassavae* (ex Wiehe et Dowson) Vauterin et al. 木薯细菌性叶斑病菌
- 329. *Xanthomonas fragariae* Kennedy et King 草莓角斑病菌
- 330. *Xanthomonas hyacinthi* (Wakker) Vauterin et al. 风信子黄腐病菌
- 331. *Xanthomonas oryzae* pv. *oryzae* (Ishiyama) Swings et al. 水稻白叶枯病菌
- 332. *Xanthomonas oryzae* pv. *oryzicola* (Fang et al.) Swings et al. 水稻细菌性条斑病菌
- 333. *Xanthomonas populi* (ex Ride) Ride et Ride 杨树细菌性溃疡病菌
- 334. *Xylella fastidiosa* Wells et al. 木质部难养细菌
- 335. *Xylophilus ampelinus* (Panagopoulos) Willems et al. 葡萄细菌性疫病菌

线虫

- 336. *Anguina agrostis* (Steinbuch) Filipjev 剪股颖粒线虫
- 337. *Aphelenchoides fragariae* (Ritzema Bos) Christie 草莓滑刃线虫
- 338. *Aphelenchoides ritzemabosi* (Schwartz) Steiner et Bühner 菊花滑刃线虫
- 339. *Bursaphelenchus cocophilus* (Cobb) Baujard 椰子红环腐线虫
- 340. *Bursaphelenchus xylophilus* (Steiner et Bühner) Nickle 松材线虫
- 341. *Ditylenchus angustus* (Butler) Filipjev 水稻茎线虫
- 342. *Ditylenchus destructor* Thorne 腐烂茎线虫
- 343. *Ditylenchus dipsaci* (Kühn) Filipjev 鳞球茎线虫
- 344. *Globodera pallida* (Stone) Behrens 马铃薯白线虫
- 345. *Globodera rostochiensis* (Wollenweber) Behrens 马铃薯金线虫
- 346. *Heterodera schachtii* Schmidt 甜菜胞囊线虫
- 347. *Longidorus* (Filipjev) Micoletzky (The species transmit viruses)

长针线虫属 (传毒种类)

- 348. *Meloidogyne* Goeldi(non-Chinese species) 根结线虫属 (非中国种)
- 349. *Nacobbus abberans* (Thorne) Thorne et Allen 异常珍珠线虫
- 350. *Paralongidorus maximus* (Bütschli) Siddiqi 最大拟长针线虫
- 351. *Paratrichodorus* Siddiqi (The species transmit viruses) 拟毛刺线虫属 (传毒种类)
- 352. *Pratylenchus* Filipjev (non-Chinese species) 短体线虫 (非中国种)
- 353. *Radopholus similis* (Cobb) Thorne 香蕉穿孔线虫
- 354. *Trichodorus* Cobb (The species transmit viruses) 毛刺线虫属 (传毒种类)
- 355. *Xiphinema* Cobb (The species transmit viruses) 剑线虫属 (传毒种类)

病毒及类病毒

- 356. *African cassava mosaic virus*, ACMV 非洲木薯花叶病毒 (类)
- 357. *Apple stem grooving virus*, ASPV 苹果茎沟病毒
- 358. *Arabis mosaic virus*, ArMV 南芥菜花叶病毒
- 359. *Banana bract mosaic virus*, BBrMV 香蕉苞片花叶病毒
- 360. *Bean pod mottle virus*, BPMV 菜豆荚斑驳病毒
- 361. *Broad bean stain virus*, BBSV 蚕豆染色病毒
- 362. *Cacao swollen shoot virus*, CSSV 可可肿枝病毒
- 363. *Carnation ringspot virus*, CRSV 香石竹环斑病毒
- 364. *Cotton leaf crumple virus*, CLCrV 棉花皱叶病毒
- 365. *Cotton leaf curl virus*, CLCuV 棉花曲叶病毒
- 366. *Cowpea severe mosaic virus*, CPSMV 豇豆重花叶病毒
- 367. *Cucumber green mottle mosaic virus*, CGMMV 黄瓜绿斑驳花叶病毒
- 368. *Maize chlorotic dwarf virus*, MCDV 玉米褪绿矮缩病毒
- 369. *Maize chlorotic mottle virus*, MCMV 玉米褪绿斑驳病毒
- 370. *Oat mosaic virus*, OMV 燕麦花叶病毒
- 371. *Peach rosette mosaic virus*, PRMV 桃丛簇花叶病毒
- 372. *Peanut stunt virus*, PSV 花生矮化病毒
- 373. *Plum pox virus*, PPV 李痘病毒
- 374. *Potato mop-top virus*, PMTV 马铃薯帚顶病毒
- 375. *Potato virus A*, PVA 马铃薯 A 病毒
- 376. *Potato virus V*, PVV 马铃薯 V 病毒
- 377. *Potato yellow dwarf virus*, PYDV 马铃薯黄矮病毒
- 378. *Prunus necrotic ringspot virus*, PNRSV 李属坏死环斑病毒
- 379. *Southern bean mosaic virus*, SBMV 南方菜豆花叶病毒

380. *Sowbane mosaic virus*, SoMV 藜草花叶病毒
381. *Strawberry latent ringspot virus*, SLRSV 草莓潜隐环斑病毒
382. *Sugarcane streak virus*, SSV 甘蔗线条病毒
383. *Tobacco ringspot virus*, TRSV 烟草环斑病毒
384. *Tomato black ring virus*, TBRV 番茄黑环病毒
385. *Tomato ringspot virus*, ToRSV 番茄环斑病毒
386. *Tomato spotted wilt virus*, TSWV 番茄斑萎病毒
387. *Wheat streak mosaic virus*, WSMV 小麦线条花叶病毒
388. *Apple fruit crinkle viroid*, AFCVd 苹果皱果类病毒
389. *Avocado sunblotch viroid*, ASBVd 鳄梨日斑类病毒
390. *Coconut cadang-cadang viroid*, CCCVd 椰子死亡类病毒
391. *Coconut tinangaja viroid*, CTiVd 椰子败生类病毒
392. *Hop latent viroid*, HLVd 啤酒花潜隐类病毒
393. *Pear blister canker viroid*, PBCVd 梨疱症溃疡类病毒
394. *Potato spindle tuber viroid*, PSTVd 马铃薯纺锤块茎类病毒

杂草

395. *Aegilops cylindrica* Horst 具节山羊草
396. *Aegilops squarrosa* L. 节节麦
397. *Ambrosia* spp. 豚草 (属)
398. *Ammi majus* L. 大阿米芹
399. *Avena barbata* Brot. 细茎野燕麦
400. *Avena ludoviciana* Durien 法国野燕麦
401. *Avena sterilis* L. 不实野燕麦
402. *Bromus rigidus* Roth 硬雀麦
403. *Bunias orientalis* L. 疣果匙荠
404. *Caucalis latifolia* L. 宽叶高加利
405. *Cenchrus* spp. (non-Chinese species) 蒺藜草 (属) (非中国种)
406. *Centaurea diffusa* Lamarck 铺散矢车菊
407. *Centaurea repens* L. 匍匐矢车菊
408. *Crotalaria spectabilis* Roth 美丽猪屎豆
409. *Cuscuta* spp. 菟丝子 (属)
410. *Emex australis* Steinh. 南方三棘果
411. *Emex spinosa* (L.) Campd. 刺苋
412. *Eupatorium adenophorum* Spreng. 紫茎泽兰

413. *Eupatorium odoratum* L. 飞机草
414. *Euphorbia dentata* Michx. 齿裂大戟
415. *Flaveria bidentis* (L.) Kuntze 黄顶菊
416. *Ipomoea pandurata* (L.) G.F.W.Mey. 提琴叶牵牛花
417. *Iva axillaris* Pursh 小花假苍耳
418. *Iva xanthifolia* Nutt. 假苍耳
419. *Knautia arvensis* (L.) Coulter 欧洲山萝卜
420. *Lactuca pulchella* (Pursh) DC. 野莴苣
421. *Lactuca serriola* L. 毒莴苣
422. *Lolium temulentum* L. 毒麦
423. *Mikania micrantha* Kunth 薇甘菊
424. *Orobancha* spp. 列当 (属)
425. *Oxalis latifolia* Kubth 宽叶酢浆草
426. *Senecio jacobaea* L. 臭千里光
427. *Solanum carolinense* L. 北美刺龙葵
428. *Solanum elaeagnifolium* Cay. 银毛龙葵
429. *Solanum rostratum* Dunal. 刺萼龙葵
430. *Solanum torvum* Swartz 刺茄
431. *Sorghum almum* Parodi. 黑高粱
432. *Sorghum halepense* (L.) Pers. (Johnsongrass and its cross breeds)
假高粱 (及其杂交种)
433. *Striga* spp. (non-Chinese species) 独脚金 (属) (非中国种)
434. *Tribulus alatus* Delile 翅蒺藜
435. *Xanthium* spp. (non-Chinese species) 苍耳 (属) (非中国种)

注記 1 : 非中国種とは中国で発生していない種を指す。

注記 2 : 非中国小種 (race) とは中国で発生していない小種を指す。

注記 3 : ウイルス媒介種とは植物のウイルスの媒介体となるセンチュウ類を指す。

(指 1) 農作物種子輸入に対する審査許可

公布日:2008 年 7 月 28 日

項目類型 : 審査後許可

審査許可内容：

1.商品種子を輸入する場合：

- ① 種子輸入業務に従事する資格を備えているか
 - ② 輸入種子が中国での栽培に適しているか、品質は合格であるか
- 2.海外向け種子繁殖のために種子を輸入する場合：対外種子繁殖契約があるか
- 3.試験用種子を輸入する場合：輸入数

法的根拠：

- 1.『中華人民共和国種子法』
- 2.『農業遺伝子組み換え生物安全管理条例』
- 3.『輸出入農作物種子（苗）管理暫定弁法』（1997年農業部令第14号公布）

手続き条件：

- 1.企業登録所在地の省級農業行政主管部門が審査意見へ署名している。
- 2.商品種子の輸入を申請する企業は、農業部が交付する種子輸出入業務に従事するための種子経営許可証および対外経済貿易部門が交付する種子輸出入貿易許可証を取得しなければならない（海外向け種子繁殖および試験用の種子を輸入する場合は、上述の条件による制限を受けない）。
- 3.輸入を申請する商品種子は、品質が国家基準または業界基準を満たしていなければならない。国家基準または業界基準を満たしていない場合は、契約で規定した基準に基づいて執行することができる。主要農作物に属する場合は、品種審定を経なければならない。
- 4.送付が必要となる書類：
 - ①『輸（出）入農作物種子(苗)審査許可表』
 - ②農作物種子経営許可証（海外向け種子繁殖および試験用の種子の輸入などの非営利性農作物種子は除く）
 - ③企業法人経営許可証
 - ④輸出入貿易許可証（輸出入権のない申請者は、輸出入権のある機関に代理を申請し、代理人の企業法人経営許可証、相応する農作物種子経営許可証および輸出入貿易許可証を提出する必要がある）
 - ⑤輸入申請を行う種子が主要農作物に属する場合は、品種審定許可証も提出しなければならない。
 - ⑥遺伝子組み換え種子の輸入を申請する場合は、農業遺伝子組み換え生物安全審査許可書またはその他農業遺伝子組み換え生物輸入許可文書も提出しなければならない。

手続き手順：

- 1.書類受理。農業部行政審査許可総合センターが省級農業行政主管部門から送付された『輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表』およびその関連資料を受理し、予備審査を行う。
- 2.項目審査。農業部種子管理局が国家の関連規定に基づいて申請書類の審査を行う。
- 3.許可書手続き。農業部種子管理局が審査意見に基づいて審査許可案を提出し、部長の審査許可を経てから許可書の手続きを行う。

取扱期限：20 業務日

手数料徴収基準：徴収せず

関連付属文書：

付属文書 1：輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表.doc

付属文書 2：輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表（記入見本）.doc

農作物商品種子輸出に対する審査許可

項目類型：審査後許可

審査許可内容：

- 1.申請者が種子の輸出入業務に従事する資格を備えているか
- 2.輸出申請する種子が国家の輸出許可範囲に入っているか

法的根拠：

- 1.『中華人民共和国種子法』
- 2.『輸出入農作物種子（苗）管理暫定弁法』（1997 年農業部令第 14 号公布）

手続き条件：

- 1.企業登録所在地の省級農業行政主管部門が審査意見へ署名している。
- 2.農作物商品種子の輸入を申請する企業は、農業部が交付する種子輸出入業務に従事するための種子経営許可証および対外経済貿易部門が交付する種子輸出入貿易許可証を取得しなければならない。
- 3.輸出申請を行う農作物商品種子は、国家が輸出を許可し、かつ品種権者または品種選別育種者（機関）の同意を経ている。
- 4.中国農業科学院作物科学研究所で品種資源鑑定を行っている。
- 5.送付が必要となる書類：
 - ①『輸（出）入農作物種子(苗)審査許可表』
 - ②中国農業科学院作物科学研究所が発行する『輸出農作物種子（苗）審査意見表』

- ③農作物種子経営許可証（写し）
- ④企業法人経営許可証（写し）
- ⑤輸出入貿易許可証（輸出入権のない申請者は、輸出入権のある機関に代理を委託し、代理人の企業法人経営許可証および輸出入貿易許可証を提出する必要がある。いずれも写しでよい）
- ⑥輸出種子の品種説明
- ⑦品種権者または品種選別育種者（機関）が同意したという証明書

手続き手順：

- 1.書類受理。農業部行政審査許可総合センターが省級農業行政主管部門から送付された『輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表』およびその関連資料を受理し、予備審査を行う。
- 2.項目審査。農業部種子管理局が国家の関連規定に基づいて申請書類の審査を行う。
- 3.許可書手続き。農業部種子管理局が審査意見に基づいて審査許可案を提出し、部長の審査許可を経ってから許可書の手続きを行う。

取扱期限：20 業務日

手数料徴収基準：徴収せず

関連付属文書：

付属文書1：輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表.doc

付属文書2：輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表（記入見本）.doc

（指2）農作物種子経営許可証に対する審査許可

- 1.選別育成、生産、経営を一体化し、資本金が3,000万元以上で、申請有効地域を全国（または一部省）とする種子企業の種子経営許可証
- 2.種子輸出入業務に従事する企業の種子経営許可証
- 3.外商投資農作物種子企業の種子経営許可証
- 4.遺伝子組み換え種子を経営する機関および個人の種子経営許可証

項目類型：審査後許可

審査許可内容：種子経営資格を備えているか

法的根拠：

- 1.『中華人民共和國種子法』
- 2.『農業遺伝子組み換え生物安全管理条例』
- 3.『農作物種子生産経営許可証管理弁法』(2001 年農業部令第 48 号公布、2004 年農業部令第 38 号改正)
- 4.『外商投資農作物種子企業設立の審査許可・登録管理に関する規定』(農農発[1997] 9 号)

手続き条件：

- 1.企業登録所在地の省級農業行政主管部門による審査意見を提出している。
- 2.送付が必要となる書類：
 - [1]企業登録所在地の省級農業行政主管部門の審査許可報告
 - [2]『農作物種子経営許可証申請表』
 - [3]種子品質検査員、貯蔵保管者、加工技術者の資格証明書
 - [4]種子検査用計器、加工設備、貯蔵施設のリスト、写真および財産権証明書
 - [5]種子経営場所の写真
 - [6]選別育種、生産、経営が一体化し、資本金が 3,000 万元以上で、申請有効地域を全国とする場合は、以下の資料も提出しなければならない。
 - ①育種機構、販売ネットワーク、繁殖育成拠点の写真または説明
 - ②自社品種証明書
 - ③育種条件、検査室条件、生産経営の状況に関する説明
 - [7]外商投資農作物種子企業の場合は、以下の資料も提出しなければならない。
 - ①プロジェクト建議書およびフィージビリティスタディ報告書の許可書
 - ②外商投資企業設立に関する契約および定款
 - ③契約・定款に関する許可書および審査許可部門が発行する『外商投資企業許可証』
 - ④外商投資農作物種子企業の取締役の名簿および各取締役の委任状
 - ⑤その他提出すべき資料
 - [8]遺伝子組み換え種子経営許可証を申請する場合は、下記資料も提出しなければならない。
 - ①専任管理者の証明書
 - ②経営予定品種の審定許可証および農業遺伝子組み換え生物安全証明書
 - ③安全管理および防備措置の状況紹介

手続き手順：

- 1.資料受理。農業部行政審査許可総合センターが省級農業行政主管部門から送付された『農作物種子経営許可証申請表』およびその関連資料を受理し、予備審査を行う。
- 2.専門家による審査。農業部種子管理局が専門家チームに申請書類の審査を行わせる。
- 3.許可書手続き。農業部種子管理局が専門家チームの審査意見に基づいて審査許可案を提出

し、部長の審査許可を経ってから許可書の手続きを行う。

取扱期限：20 業務日（専門家による評価審査は3 ヶ月以内）

手数料徴収基準：5 元/通

——『中華人民共和国種子法』第 58 条、元国家物価局、財政部の『農業系統行政事業性手数料徴収項目および基準の公布に関する通知』（価費字〔1992〕452 号）

関連付属文書：

付属文書 1：農作物種子経営許可証申請表.doc

付属文書 2：農作物種子経営許可証申請表（記入見本）.doc

（指 3）林木種子・苗木輸入に対する審査許可

第三十項 林木種子・苗木輸入に対する審査許可

一、実施機関

国家林業局。

二、請負機構

国家林業局国有林場・林木種苗事業総ステーション。

三、根拠

『中華人民共和国種子法』

四、条件

（一）申請者の資格条件

林木種子生産許可証を所持している、または林木種子・苗木の育成、繁殖に適した固定の場所および必要施設が備わっている。

（二）申請者が提出を要する書類

1、『林木種子・苗木(種用)輸入申請表』（付属表 14 を参照）

2、輸入機関所在地の省級林業行政主管部門林木種苗管理機構の審査文書、並びに『種用証明書』を添付すること。

3、輸入契約の写し

4、種子・苗木の品質説明、または契約中の品質規定

5、国家林業局が委託した輸入林木種子検査部門が発行した『林木種子・苗木品質検査受理表』

6、自社で輸入する機関または個人が初めて『国家林業局種子・苗木輸入審査許可表』の申請を行う際は、林木種子生産許可証および国务院林業行政主管部門が交付した林木種子経営許可証の写しを提出する必要がある。林木種子生産許可証がない機関または個人は、種子・苗木を育成、繁殖するための土地証明書の写しを提出する必要がある。

7、その他機構に代理を委託する場合は、委託権限を明確にした代理協議書（委託書）を提出し、代理機構の林木種子経営許可証の写しも提出しなければならない。

（三）行政許可を取得するための必要条件

- 1、申請者が本条第一項で定められた申請条件を備えている。
- 2、輸入用途が科学研究、栽培、繁殖を目的としている。
- 3、輸入する林木種子・苗木の品質が、国家基準または業界基準を満たしている。国家基準または業界基準を満たしていない場合は、契約で定められた基準に基づいて執行することができる。

五、数量

制限あり。輸入審査許可生物種の種類および数量は、財政部、国家税務総局が許可した年度計画内でなければならない。

六、手順

（一）申請者が所在地の省級林業主管部門に申請を提出する。

（二）省級林業主管部門種苗管理機構が審査後に発行した審査文書および『種用証明書』を国家林業局に提出する。

（三）審査に合格した場合は、国家林業局が法に基づいて行政許可の決定を下し、申請者に『国家林業局種子・苗木（種用）輸入許可表』を交付する。この表の有効期間は最長 90 日である。審査に不合格であった場合は、国家林業局が申請者に書面で通知して理由を説明し、再議または訴訟の権利を告知する。

七、期限

20 日以内。許可を経れば 10 日延長可能。

八、手数料徴収基準および根拠

徴収しない。

住所：北京市東城区和平里東街 18 号 国家林業局政策法规司行政許可工作管理弁公室

郵便番号：100714

問い合わせ電話：010-84238613

手続き時間：月曜から金曜 8:00～17:00（法定祝祭日は除く）

（指 4）林木種子経営許可証の交付

第二十六項 林木種子経営許可証の交付

一、実施機関

国家林業局

二、請負機構

三、根拠

(一)『中華人民共和國種子法』

(二)『林木種子生産、経営許可証管理弁法』(国家林業局令第5号、2002年11月2日公布)

四、条件

(一)申請者の資格条件

1、選別育種、生産、経営を一体化し、資本金が2,000万元以上の林木種子企業

2、林木種子輸出入業務に従事する企業

(二)申請者が提出を要する書類

1、相応の『林木種子経営許可証』申請表(付属表8-10を参照)(林木種子リストを含む)

2、経営場所使用証明書、写真および資金証明書類。経営場所には事務スペース、生産基地を含み、生産基地の使用期限は林木種子経営許可証の有効期間より短くてはならない。林木種子経営許可証の有効期間内に、許可証の注記項目を変更する必要がある場合は、変更手続きを申請し、相応の項目変更証明書類を提供しなければならない。有効期間満了に伴い延長を申請する場合は、以上の生産基地使用期限および許可証の注記項目変更の規定を適用し、種子の出所、販売先資料の写しとラベル原本を提供する

3、林木種子加工、包装、貯蔵施設設備(穀物の種子、果実などの有性繁殖材料を経営する場合、種子冷蔵施設があること)、林木種苗検査用計器設備の所有権または使用権証明書および写真。その他種苗品質検査機構に代理検査を委託する場合は、検査委託書の原本および委託を受けた種苗品質検査機構の資格証明を発行しなければならない

4、林木種子検査、貯蔵、保管などの技術者の資格証明書、法定代表者の身分証明書

5、選別育種、生産、経営を一体化した林木種子経営許可証の取得を申請する場合は、自社品種証明書または選別育種目的品種の状況紹介を提供しなければならない

(三)行政許可を取得するための必要条件

1、経営林木種子の種類、数量に見合う資金がある

2、経営林木種子の種類、数量に見合う経営場所がある

3、必要な経営施設がある

4、省級以上の人民政府林業行政主管部門の研修に合格し資格証書を取得した種子検査員および県級以上の人民政府林業行政主管部門の研修に合格し資格証明書を取得した林木種子加工、貯蔵、保管技術者がいる

穀物の種子、果実など、有性繁殖材料を経営する場合は、以下の条件も備えていなければならない

1、種子冷蔵施設、種子選別機、種子包装機などの種子加工・乾燥設備、貯蔵設備がある。

2、恒温培養器、光照射型培養器、乾燥器、サンプラー、天秤、冷蔵庫など、必要な検査計器設備がある。

選別育種、生産、経営を一体化し、資本金が2,000万元以上の場合は、以下の条件も備えて

いなければならない。

1、固定の種子繁殖育成拠点がある

2、省級以上の林業行政主管部門の審査に合格した種子検査員が 3 人以上いる

五、数量

制限なし

六、手順

(一) 申請者が所在地の省級林業行政主管部門に申請する。『林木種子経営許可証』の有効期間満了後に延長する必要がある場合は、許可証の有効期間満了の 2 ヶ月前までに、申請を提出しなければならない。

(二) 省級林業行政主管部門の審査許可後、国家林業局に申請する。

(三) 審査に合格した後、国家林業局が申請者に『林木種子経営許可証』を交付する。審査に不合格であった場合は、国家林業局が申請者に書面で通知して理由を説明し、再議または訴訟の権利を告知する。

七、期限

20 日以内。許可を経れば 10 日延長可能。

八、手数料徴収基準および根拠

(一) 手数料徴収基準

『林木種子経営許可証』取得手数料、一通 10 元。

(二) 手数料徴収根拠

1、『中華人民共和国種子法』

2、『国家計画委員会、財政部による林木種子生産許可証および林木種子経営許可証手数料徴収基準の調整に関する回答書簡』(計価格〔2002〕2672 号)。

住所：北京市東城区和平里東街 18 号 国家林業局政策法规司行政許可工作管理弁公室

郵便番号：100714

問い合わせ電話：010-84238613

手続き時間：月曜から金曜 8:00～17:00 (法定祝祭日を除く)

(指 5) 入国(通過)動植物及びその製品に対する検疫審査許可

一、項目名称：入国(通過)動植物およびその製品に対する検疫審査許可

二、手続き手順

1、申請

申請機関はデジタル方式または書面方式で、直属の検験検疫局に申請し、同時に各製品の要求に基づいて、直属の検験検疫局に関連付属証書を提出する。

2、受理

直属の検験検疫局は申請機関が提出した資料が揃っているか、法定の形式に合致しているかに基づいて受理または不受理の決定を下す。申請資料が揃っていない、または法定の形式に合致していない場合、直属の検験検疫局は付属証書を受け取ったその場で、または 5 日以内に申請機関に通知する。

受理手続きを履行した後、国家質量監督検験検疫総局動植物検疫監督管理司に申請を提出する。

3、審査、許可

動植物検疫監督管理司は、国外動植物の疫病発生状況、法律法規、公告・禁令、警報・通報、リスク評価報告、安全評価報告などに基づいて、直属の検験検疫局が提出した申請を審査し、許可または不許可の決定を下し、『許可証』または『未許可通知書』を発行する。審査許可業務は、直属の検験検疫局が受理してから 20 業務日以内に審査許可を完了する。入国（通過）動植物およびその製品に対する検疫審査許可の作業フロー図は以下のとおりである。

三、手続き規定指南

（一）適用範囲

1、入国する生きた動物および生きた動物の胚、精液、受精卵、卵およびその他動物の遺伝物質、皮革類、毛類、骨・蹄・角およびその製品、にかわ、繭、動物由来物質を含む飼料および飼料添加物、魚粉、肉粉、骨粉、肉骨粉、油脂、血粉、血液など。動物性有機肥料（魚粉など。ただし動物性廃棄物は動植物検疫法で明確に禁止されている）、果実・野菜類、タバコ類、穀物類、豆類、飼料類、芋類、植物栽培媒体などを含む。

2、通過動物

3、特別許可審査許可範囲：動植物病原体（菌、ウイルスなどを含む）、害虫およびその他有害生物、動植物疫病流行国および地域の関連動植物、動植物製品およびその他検疫物、動物の死骸、土壌。

（二）審査許可の根拠

- 1、『中華人民共和国出入国動植物検疫法』第二章第 10 条、第四章
- 2、『中華人民共和国出入国動植物検疫法实施条例』第二章、第五章
- 3、『入国植物および植物製品リスク分析管理規定』第二章第八条（国家質量監督検験検疫総局 2002 年第 41 号局令）
- 4、『入国果実検疫監督管理弁法』第二章（国家質量監督検験検疫総局 2005 年第 68 号局令）
- 5、『入国栽培媒体検疫管理弁法』第二章（国家質量監督検験検疫総局 1999 年第 13 号局令）
- 6、『出入国穀物および飼料検査検疫管理弁法』第二章（国家質量監督検験検疫総局 2001 年第 7 号局令）
- 7、『入国動植物検疫審査許可管理弁法』（国家質量監督検験検疫総局 2002 年第 25 号局令）

8、『入国水生動物検査検疫管理法』第二章（国家質量監督検験検疫総局 2003 年第 44 号局令）

9、『入国動物遺伝物質検疫管理法』第二章（国家質量監督検験検疫総局 2003 年第 47 号局令）

10、『出入国者携帯物検疫管理法』第二章第七条、第八条（国家質量監督検験検疫総局 2003 年第 56 号局令）

（三）受理条件

申請事項が本行政機関の職権範囲に属し、申請資料が揃い、法定の形式に合致している、または申請者が本行政機関の要求に基づいて補充・修正した申請資料を提出する。

1、国内生産、加工、保管企業登録資格証明書、使用地直属の検験検疫局が発行した審査報告書。申請機関と使用機関が異なる場合は、加工契約書、貯蔵協議書または輸入代理協議書も提出しなければならない（入国穀物、植物性飼料、大豆、木芋タバコ、栽培媒体、皮、毛、骨、蹄、角など）。

2、栽培媒体の出所、成分、生産技法手順など（初めて輸入する植物栽培媒体）

3、農業部飼料登記許可証、成分および加工技法説明書（入国動物由来性飼料）

4、『入国動物臨時隔離検疫場許可証』（食用の水生動物を除く生きた動物）

5、入国動物遺伝物質使用機関登録表。申請機関と使用機関が異なる場合は、輸入代理契約書または協議書の写しを提出しなければならない（動物繁殖材料）。

6、入国を禁止されている物の数量、用途、持ち込み方式、入国後の防疫措置および関係部門の科学研究プロジェクト立ち上げ計画、企業営業許可証の写し、使用地直属の検験検疫局が発行した審査報告（科学研究の必要性から持ち込む国の法律で入国を禁止されている物）

7、返送原因の説明、返送協議書、輸出時のすべての証書（返却貨物）

8、通過ルート説明書、輸出国または地域の政府検疫部門が発行した動物衛生証明書（写し）および輸入国または地域の政府検疫部門が発行した動物入国許可の証明書（通過動物）

9、指定冷凍冷蔵倉庫証明文書。申請機関と保管機関が異なる場合、登録冷凍冷蔵倉庫と締結した貯蔵協議書も提出しなければならない（入国果物）。

（四）許可条件

1、輸出および中継する国または地域に関する動植物の疫病発生状況がない。

2、中国の動植物検疫に関する法律法規および部門規則の規定に合致している。

3、中国と輸出国または地域が締結した検疫に関する二国間協定（検疫協議、議定書、覚書などを含む）に合致している。

（五）手数料徴収基準

本許可項目は手数料を徴収しない。

（六）担当部門および連絡先

受理部門：直属の検験検疫局

許可部門：国家質量監督檢驗檢疫総局動植物檢疫監督管理司

問い合わせ・苦情電話：010-82261673、82261905

（指 6）入国動植物およびその製品に対する檢疫審査許可－許可証の申請

1. 申請機関の資格

檢疫審査許可手続きを申請する機関（以下、「申請機関」とする）は、独立法人資格を持ち、直接海外と貿易契約または協議を締結している機関でなければならない。

通過動物および通過遺伝子組み換え製品檢疫審査許可手続きを申請する機関は、独立法人資格を持ち、直接海外と貿易契約または協議を締結している機関またはその代理人でなければならない。

2. 申請手続き時間

申請機関は貿易契約または協議を締結する前に、中華人民共和国入国動植物檢疫許可証管理システム（電子審査許可システム）上で『中華人民共和国入国動植物檢疫許可証』（以下、「檢疫許可証」とする）、または『中華人民共和国入国動植物檢疫許可証申請表』に記入すると同時に、関連資料を提出し、出入国檢驗檢疫機構に『檢疫許可証』を申請する。

通過動物または通過遺伝子組み換え製品の通過前に、申請機関は国家質量監督檢驗檢疫総局に『檢疫許可証』を申請且つ取得しなければならない。

2.1 貨主またはその代理人は貿易契約または協議を締結しなければならない。

2.2 国家質量監督檢驗檢疫総局は入国動物の入国檢疫許可証の手続き業務を行う。

2.3 檢疫要求に合致しない申請に対しては、直属局または国家局が『入国動植物檢疫許可証申請未許可通知書』を交付し、貨主またはその代理人に通知する。

3. 申請機関が提出すべき書類

3.1 申請機関の法人資格証明書（写し）

3.2 輸入動物が臨時隔離場で檢疫を行う必要がある場合、事前に入国動物臨時隔離檢疫場許可証を申請しなければならない。

3.3 輸入する動物の原毛（羽毛を含む）、原皮、生の骨、角、蹄、繭などは、国家質量監督檢驗檢疫総局が公布している指定企業が生産、加工、保管し、申請機関は定点企業と締結

した生産、加工、保管契約書を提出しなければならない。

3.4 規定に基づいて審査・照合が可能な入国動物製品は、同一申請機関が二回目に申請を行うとき、関連規定に基づいて前回の『検疫許可証』（審査・照合表を含む）を添付しなければならない。

3.5 動物の通過手続きを行う場合は、通過ルートを説明し、輸出国または地域の政府検疫部門が発行した動物衛生証明書（写し）および輸入国または地域の政府検疫部門が発行した動物入国許可の証明書を提出しなければならない。

3.6 科学研究などの特殊なニーズによって、出入国動物検疫法第五条第一項で入国を禁止されている物を国内に持ち込む場合は、書面で申請し、数量、用途、持ち込み方式、入国後の防疫措置、科学研究のプロジェクト立ち上げ報告書、関係主管部門のプロジェクト立ち上げ許可証明書について説明しなければならない。

3.7 提出を要するその他資料。

4. 予備審査

4.1 予備審査要求：予備審査業務は申請書類を受け取った日から 7 業務日以内に完了させ、以下の内容を審査しなければならない。

- 1) 申請表の記入が規範に合致しているか、申請機関が提出した書類がそろっているか。
- 2) 輸出および中継する国または地域に関する動物の疫病があるか。
- 3) 中国の動物検疫に関する法律法規および部門規則の規定に合致しているか。
- 4) 中国と輸出国または地域が締結した検疫に関する二国間協定（検疫協議、議定書、覚書などを含む）に合致しているか。
- 5) 入国後、生産、加工過程に対して検疫監督を実施する必要がある動物およびその製品は、その運輸、生産、加工、保管、処理などのプロセスが検疫防疫および監督管理条件に合致しているかを審査し、生産、加工企業の加工能力に基づいて、その入国数量を査定する。
- 6) 審査・照合が可能な入国動物製品は、関連規定に基づいて前回の審査許可時の『検疫許可証』の使用、審査・照合状況を審査しなければならない。

2.4.2 要求に合致しない場合の処理：予備審査に不合格の場合は、申請資料を申請機関に返却し、『検疫許可証申請未許可通知書』を交付する。

5 最終審査

5.1 予備審査に合格した場合、予備審査機構が予備審査意見に署名する。同時に、審査に合格した動物に対し、臨時隔離検疫場が『入国動物臨時隔離検疫場許可証』を発行する。検疫監督管理を実施しなければならない入国動物製品に対し、必要な場合は、その生産加工保管機関に対する審査報告を発行する。予備審査機関は、すべての資料を国家質量監督検疫検疫総局に報告し、審査を受ける。

5.2 国家質量監督検疫検疫総局または予備審査機構が必要と考える場合は、関連専門家に入国する製品のリスク分析を行わせることができる。申請機関は関連資料およびサンプルを提供して測定を受ける義務がある。

5.3 国家質量監督検疫検疫総局は審査状況に基づき、申請条件に合致しているものについて『検疫許可証』を交付し、申請条件に合致していないものについては『検疫許可証申請未許可通知書』を交付する。

5.4 農業遺伝子組み換え生物が中華人民共和国を通過する場合、国家質量監督検疫検疫総局は規定期限内に許可または不許可の決定を下し、申請機関に通知しなければならない。

添付資料 3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査—調査票

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

ある （売上に占める割合：日本 %、中国 %、その他輸入種子 %）

ない （売上に占める割合：中国 %、その他輸入種子 %）

日本の種苗を取り扱っていない場合は質問 3 へ

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【日本 2 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【日本 3 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

質問 3： どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

質問 4： 中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【中国 2 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【中国 3 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【その他輸入 2 位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人気の高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

【その他輸入3位】

種類：

販売量：

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い

〔栽培時の特徴〕 手がかからない 気候の変化に強い 病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 日持ちが良い 味が良い 色が良い 利益率がよい

収穫時期が長い 消費者の人气が高い 加工しやすい

〔販売形態〕

缶（内容量： g） 紙製の袋（ g） アルミ製の袋（ g） その他（ g）

その他（自由回答）：

質問6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：

地域（省など）：

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：

地域（省など）：

質問7：昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

添付資料 4. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査一回答票

No1(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 5%、中国 75%、その他輸入種子 20%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください(品種名ではありません)(複数回答可)

【日本 1 位】

種類：カリフラワー

販売量：200kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（内容量：10g）

その他（自由回答）：

1. プロモーションする時は価格が安い、その後は高くなる
2. 日本種子の品質がいい

【日本 2 位】

種類：ニンジン

販売量：300kg

〔栽培時の特徴〕○手がかからない

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕缶（内容量：600g）

その他（自由回答）：

1. 外皮と肉質、芯ともに赤く、国内をリードしている
2. 国内の品種と比べ、田畑から盗まれにくく、安全性が高い
3. 外観が優れている

【日本 3 位】

種類：油菜

販売量：3000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

1. 病虫害に強く、純度が高い
2. 外観がいい

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、政治環境が良好であることを望む
- 2、日本の品種の流通チャンネルが得られる利益が高いことを望む

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：キュウリ

販売量：10000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い

〔栽培時の特徴〕○病虫害に強い

〔収穫物の特徴〕○利益率がよい

〔販売形態〕缶（内容量： 50g/100g

その他（自由回答）：

1. 他の野菜との輪作がしやすい
2. 病虫害に強い
3. キュウリ所の種子の品質が国内で一流で、海外の種子の品質より高い

【中国 2 位】

種類：ハクサイ

販売量：1000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い

その他（自由回答）：

1. 種子の品質がいい

【中国 3 位】

種類：カリフラワー

販売量：2000kg

その他（自由回答）：

1. 種子の品質が日本とほぼ同じである

2. 日本のカリフラワーは供給制限経営（供給量が需要量より少ない）を行っていて、人気があるが、価格が高い。国内の種子は需要があればいくらでも供給するので、価格が低い

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：セイヨウカボチャ（アメリカ）

販売量：10000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○消費者の人気が高い

〔販売形態〕缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

- 1、色が緑色で、外観がいい

【その他輸入 2 位】

種類：中国セロリ（アメリカ）

販売量：5000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○利益率がよい ○消費者の人気が高い

〔販売形態〕缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

- 1.病虫害がよくて、外観がいい、純度が高い

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：広東良種引進服務公司を通じて輸入する

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：主に卸売りをやっている

地域（省など）：全国に向けて販売している

質問 7：昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

機密情報であるため、答えられない

№2(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 %、中国 %、その他輸入種子 %）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：油菜

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い

〔収穫物の特徴〕○色が良い

〔販売形態〕 缶（内容量：100g）

【日本 2 位】

種類：ブロッコリー

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○色が良い

その他（自由回答）：

花のつぼみが小さく、生長が早い

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

1、より多くのマーケティング活動を展開し、より多くの販売拠点を設置して展示を行う必要がある。

2、長年にわたる栽培を通じ、農民に認められて初めて取扱量が増える。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：油菜（自社生産）

販売量：4000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 紙製の袋（ 20g）

その他（自由回答）：

自社 R&D で、外観がよく、純度が高い

【中国 2 位】

種類：ハクサイ（自社 R&D、自社生産）

販売量：500 箱、1000kg

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋（20g）

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：レタス（イタリア）

販売量：500kg

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○利益率がよい

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

外観がよく、質が高く、利益が高い

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：華冠は広東良種輸入服務公司の北京販売店（北京碩源と坤力和）から仕入れる

〔販売先〕

地域（省など）：北京周辺の小売店に卸売りするか、北京周辺の農家に小売する

№3(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 1 %、中国 97 %、その他輸入種子 2 %）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：カリフラワー

販売量：10kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

その他（自由回答）：

1. 種子の価格が 130 元/10g で、高い。大規模農家に販売することが多い
2. 生産量が国内より高い
3. 害虫対抗性が国内の種子より高い
4. 種子の品質が国内の種子より高い
5. 外観が比較的にいい

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

1. ニンジンなら韓国のものを買うなど、品種の優位性を強調する。
2. 見本展示をより一層行う。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：ハクサイ

販売量：400kg

その他（自由回答）：

1. 価格が安い 10-15 元/袋
2. 農家の野菜種子に対する要求が低く、問題を起さない程度でいい
3. 収穫した果実が一般的である
4. 種子の品質、栽培の方式、特徴、及び果実のいずれも普通であるが、価格が安いのでたくさん売ることができる

【中国 2 位】

種類：ダイコン

販売量：150kg

その他（自由回答）：

- 1、価格が 5 元-10 元/袋で、安い
- 2、他の理由はハクサイと同じである

【中国 3 位】

種類：油菜

販売量：100kg

その他（自由回答）：

- 1、価格が 2-3 元/10g で、安い
- 2、他の理由はハクサイと同じである

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：ニンジン（韓国）

販売量：50kg

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕 ○利益率がよい

〔販売形態〕 缶（内容量：200g） 紙製の袋（ 20g）

その他（自由回答）：

- 1、市場でニンジンなら韓国のがいいというふうに認可されている
- 2、品質が国内のより優れている
- 3、生産量が多くて安定している
- 4、収穫した果実にあまり差がない

【その他輸入 2 位】

種類：ベビーハクサイ（韓国）

販売量：50kg

その他（自由回答）：

- 1、ベビーハクサイは基本的に韓国の種子である。中国市場で韓国の種子が独占的な地位を占めている。

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：輸入業者である香港高華種子有限公司、北京特菜種苗（北京市農業局に属する）から仕入れている

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：主に農民や大規模農家に小売している
地域（省など）：北京周辺及び河北省周辺、天津

質問 7：昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

500 万元（小麦、トウモロコシの種子を小売している）

№4(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 15%、中国 20%、その他輸入種子 65%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください(品種名ではありません)(複数回答可)

【日本 1 位】

種類：ネギ

販売量：600kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い ○寿命が長い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い

〔販売形態〕紙製の袋 (10g)

【日本 2 位】

種類：キャベツ

販売量：500kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○日持ちが良い ○利益率がよい ○収穫時期が長い ○加工しやすい

〔販売形態〕缶 (内容量：95g)

【日本 3 位】

種類：ブロッコリー

販売量：160kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○消費者の人気の高い ○加工しやすい

〔販売形態〕紙製の袋 (10g)

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？
(例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等)

価格と品質の向上

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください

ださい。(複数回答可)

【中国 1 位】

種類：セイヨウカボチャ

販売量：400kg

〔種子としての品質〕○寿命が長い

〔栽培時の特徴〕○手がかからない ○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○日持ちが良い ○味が良い

〔販売形態〕紙製の袋 (10g)

【中国 2 位】

種類：キャベツ

販売量：200kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い

〔栽培時の特徴〕○手がかからない ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○日持ちが良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕缶 (内容量：100g)

【中国 3 位】

種類：チンゲンサイ

販売量：150

〔種子としての品質〕○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○手がかからない ○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い

〔販売形態〕缶 (内容量：100g)

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。(複数回答可)

【その他輸入 1 位】

種類：ダイコン

販売量：800kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い ○寿命が長い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋 (10g)

【その他輸入 2 位】

種類：セイヨウカボチャ

販売量：600kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○収穫時期が長い

〔販売形態〕缶（内容量：50g）

【その他輸入 3 位】

種類：キャベツ

販売量：500kg

№5(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある（売上に占める割合：日本 5%、中国 95%、その他輸入種子 %）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：ミニキュウリ

販売量：1000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい

その他（自由回答）：

品質が保証できる

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

重要なのは価格で、質がよくて価格が安いのが一番である。

輸入種子の質はいいが価格が高すぎる。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：ハクサイ（自社ブランド）

販売量：1000kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕その他（10 粒、20 粒、30 粒、100 粒）

その他（自由回答）：

品質がよく、価格が安くて信頼できる

【中国 2 位】

種類：レタス

販売量：1000kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

ハクサイと同じである

【中国 3 位】

種類：油菜

販売量：1000kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

ハクサイと同じである

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：北京周辺の農民に小売する

質問 7：昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

機密情報であるため、答えられない。

№6(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 1%、中国 98%、その他輸入種子 1%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：キャベツ

販売量：10～20kg

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕 アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

種子の価格はちょっと高いが、品質がとても優れている

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、価格が安くなること
- 2、品質が優れていること
- 3、市場のニーズ、消費者のニーズにあってこそ販売量が増える

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：ダイコン

販売量：1～1.5 万 kg

その他（自由回答）：

- 1、品質がよくて価格が安い
- 2、売れ筋がいい
- 3、病虫害への対抗性が普通だが、一般の人がこれに対する要求が低い

【中国 2 位】

種類：油菜

販売量：1000kg

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

ダイコンと同じである

【中国 3 位】

種類：トマト

販売量：20kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（5g/10g）

その他（自由回答）：

ダイコンと同じである

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：トマト（オランダ）

販売量：5kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

【その他輸入 2 位】

種類：ナス（フランス）

販売量：1kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：販売店に卸売りし、北京周辺の農家に小売する

質問 7： 昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

機密情報

№7(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある（売上に占める割合：日本 5%、中国 60%、その他輸入種子 35%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：タマネギ

販売量：30kg

その他（自由回答）：

日本のタマネギを買っているのは東北地域だけである。輸入タマネギは主に西北地域で販売されているが、日本のタマネギは販売されていない。価格が比較的に高い。

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

利益率が高いのがとても重要である。

価格が安くて生産量が高いものであれば売れる。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：タマネギ

販売量：400～500kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

国産のタマネギは基本的に山東省、河北省などのところで販売されている

【中国 2 位】

種類：パクチョイ

販売量：30kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

【中国 3 位】

種類：油菜

販売量：50kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：タマネギ（アメリカ）

販売量：200～300kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（100g）

その他（自由回答）：

価格が比較的に高い

【その他輸入 2 位】

種類：ベビーハクサイ（韓国）

販売量：100kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

【その他輸入 3 位】

種類：特菜（現地の新しい野菜）

販売量：1～2kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（2g/5g）

質問 7：昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

機密情報であるため、答えられない。

№8(安徽芜湖市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 25%、中国 50%、その他輸入種子 25%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください(品種名ではありません)(複数回答可)

【日本 1 位】

種類：キャベツ

販売量：25～30kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋(10g)

その他（自由回答）：

店が引っ越した後、販売量が少なくなっている。

品質がいい

【日本 2 位】

種類：カリフラワー

販売量：10kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

販売量はもともとキャベツより多かったが、引っ越してから減少している。

純度が高い

【日本 3 位】

種類：チンゲンサイ

販売量：10kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○手がかからない

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕缶（内容量：50g/100g）

その他（自由回答）：

- 1、品質がいい
- 2、栽培しやすい
- 3、外観がいいので任期がある
- 4、基本的にこの会社のチンゲンサイしか買わない

質問 3： どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、重要なのは価格である。いくつもの販売店の手を通した後、価格が高くなってしまふことがある。例えば元々20～30 元/袋のものが 50 元に引き上げられる。直接に生産会社から買う場合、価格が低いので販売量も増える。
- 2、品質はすでに認められているので、更に向上する必要がない。
- 3、広告する必要もない。

質問 4： 中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：エダマメ

販売量：100～150kg

〔収穫物の特徴〕○消費者の人气が高い ○加工しやすい

〔販売形態〕 その他（25kg、5kg、1kg）

その他（自由回答）：

- 1、豆類製品は人気があるので、市場のニーズが大きい
- 2、製品はさまざまな豆類製品に加工されることができる

【中国 2 位】

種類：ソラマメ

販売量： 3000kg

〔収穫物の特徴〕○消費者の人气が高い ○加工しやすい

〔販売形態〕 缶（内容量：200g）、紙製の袋（200g）、アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

- 1、エダマメほどよくない
- 2、栽培するときに水がいる
- 3、加工しやすいので人気がある

【中国 3 位】

種類：チンゲンサイ

販売量：とても少ない

〔販売形態〕紙製の袋（10g）、アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

種子の品質と野菜の形とともに日本の品種より劣っている

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：ダイコン（韓国）

販売量：150kg

その他（自由回答）：

利益率はもともとよかったが、場所が変わってから土の質が変わったので、利益率が下がってきている

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

地域（省など）：広東省（カリフラワー）、北京、上海、浙江省（キャベツ）

〔販売先〕

地域（省など）：安徽省芜湖で小売する

質問 7：昨年の売上高を教えてくださいませんか？（可能であれば聞いてください）

新しいところに引っ越してからスタートしたので、販売量が多くない。

江南地域ほど土の質が野菜の栽培に適していない。

№9(江蘇省)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 15%、中国 70%、その他輸入種子 15%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：キャベツ

販売量：100kg

〔収穫物の特徴〕 ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕 アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

生長は早くて（早熟）果実の形がいい

【日本 2 位】

種類：カリフラワー

販売量：今は主に台湾の種子を販売しているので販売量が少ない

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、価格が安いこと。
- 2、品質が市場で認められ、生産量が安定していること。
- 3、価格が高すぎると販売量が減少してしまう。
- 4、品種とも関係している。例えば、徐州では、日本のキャベツを普及する価値は高いがカリフラワーを普及する価値は余り高くない。なぜかという、カリフラワーは基本的に台湾の種子に独占されている。山東省などの地域では日本の野菜種子は人気がある。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：キュウリ

販売量：100～150kg

〔種子としての品質〕 （まあまあである）

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い

〔販売形態〕 紙製の袋（50g/20g）

その他（自由回答）：

種子にはさまざまなグレードがあり、グレードの低いものは価格が安いので販売量が多い。

【中国 2 位】

種類：スイカ

販売量： 250kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕缶（内容量：50g）、アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

大きくて果実の形が丸く、品質がよい。

【中国 3 位】

種類：トマト

販売量：20kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g/5g（主に 10g））

その他（自由回答）：

硬度がいい

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：カリフラワー（台湾）

販売量：60kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○消費者の人気の高い

その他（自由回答）：

外観がいい。

以前は日本の種子が使われていたが、今は徐州では主に台湾の種子が使われている。

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：杭州三雄

地域（省など）：北京

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：主に卸売り

地域（省など）：一部は江蘇向けで、一部は全国向けである。

質問 7： 昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

500 万

№10(江蘇省)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある （売上に占める割合：日本 5%、中国 90%、その他輸入種子 5%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：キャベツ

販売量：10～20 kg

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

1、収穫の時期が農家の好きな季節であってちょうどいい

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

1、農家に認められる。例えば、農家はキャベツを二月に収穫するのが好きで、3、4 月は好きではありません。

2、チンゲンサイ（日本）は普及してみたいと思う。

3、純度がすでに高いので、病虫害に強く、口当たりが良ければ販売量が増えると思う。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：チンゲンサイ

販売量：1000 kg

〔栽培時の特徴〕 ○病虫害に強い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○色が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

1、チンゲンサイの茎が青々として、病虫害に強い

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔販売先〕

地域（省など）：南通現地

質問 7：昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

200 万

№11(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある（売上に占める割合：日本 30%、中国 40%、その他輸入種子 30%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：カリフラワー

販売量：1000 kg

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 ○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕 缶（内容量：50g/100g）、紙製の袋（10g）

その他（自由回答）：

- 1、価格が比較的に高く、流通チャンネルが得られる利益が少ない。
- 2、外観がいい。

【日本 2 位】

種類：ニンジン

販売量：3000 kg

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い ○加工しやすい

〔販売形態〕 缶（内容量：30g/100g）

その他（自由回答）：

- 1、外観がいい。
- 2、脱水しやすく、脱水した後元の色を維持できる。

【日本 3 位】

種類：キャベツ

販売量：2000 kg

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 ○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕 紙製の袋（ 10 g）

その他（自由回答）：

- 1、生産量が多い
- 2、外観がいい
- 3、貯蔵・輸送に強い

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、末端の価格を低くし、流通チャンネルの利益を高めること。
- 2、良好な政治環境は販売にいい。
- 3、日本の販売モデルが中国の環境に適し、最大限の現地化を望む。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：キュウリ（自社生産）

販売量：2000 kg

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病虫害に強い

〔販売形態〕紙製の袋（10g/20g）

その他（自由回答）：

- 1、外観がいい
- 2、価格面で優位性があり、流通チャンネルが得られる利益が高い
- 3、適応力が強い

【中国 2 位】

種類：トマト（自社生産）

販売量： 500 kg

〔栽培時の特徴〕○病虫害に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い

〔販売形態〕紙製の袋（ 5/10 g） アルミ製の袋（10 g）

その他（自由回答）：

- 1、外観がいい
- 2、トマト黄化葉巻ウイルスに対抗できる
- 3、生産量が多い

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：セイヨウカボチャ（アメリカ、オランダ）

販売量：2000 kg

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

- 1、耐低温性がいい
- 2、外観がいい
- 3、生産量が多く、1 ムーあたりが 30000 斤（15000 kg）に達する

【その他輸入 2 位】

種類：トマト（オランダ）

販売量：250 kg

〔栽培時の特徴〕○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋（5g/10g）

その他（自由回答）：

- 1、外観がいい
- 2、生産量が多い

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：

- 1、北京奥力沃公司などの代理業者から仕入れる
- 2、（北京、天津の）一次卸売業者から仕入れる

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：

- 1、全国各地の代理店に卸売してから最終的に農家に小売する。
- 2、販売店に小売りして最終的に北京周辺の農家に小売する

質問 7：昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

1500 万元

№12(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ある（売上に占める割合：日本 5%、中国 40%、その他輸入種子 55%）

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可）

【日本 1 位】

種類：キャベツ

販売量： 2000kg

〔栽培時の特徴〕 ○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 紙製の袋（10g）

その他（自由回答）：

1、独特の特徴を持っていて、口あたりがいい

【日本 2 位】

種類：ニンジン

販売量： 300kg

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い

〔収穫物の特徴〕 ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 缶（内容量：100g） その他（ばら売り）

その他（自由回答）：

1、外観がより

2、果実に差がなく、外観がよい

質問 3：こういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

1、品種が独特の優位性を備えていること。

2、品種の品質が現在の国内市場で販売されている国内外の種子よりよいこと。

3、価格が国内品種と同等かやや低いこと。

4、販売形態について、独占代理が望ましい。

5、政治環境が良好であること。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：キャベツ

販売量：15000kg

〔収穫物の特徴〕○消費者の人気の高い

その他（自由回答）：

- 1、価格が比較的安く、優位性がある
- 2、市場においてよく認められていて価格が安く、一般大衆のニーズに合致している

【中国 2 位】

種類：ハクサイ

販売量：9000kg

〔収穫物の特徴〕○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋（10g）

その他（自由回答）：

- 1、価格が低く、利益率がよい
- 2、品質が国際基準を上回っている

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：カリフラワー（オランダ）、ブロッコリー（フランス）

販売量：2700kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

- 1、果実の品質がいい。外観がきれいで口当たりもよくて、輸送に強い
- 2、種子の質が日本に劣らない

【その他輸入 2 位】

種類：キャベツ（韓国）

販売量：10000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

1、果実に差がなく、外観がいい

【その他輸入3位】

種類：ハクサイ（韓国）

販売量：20000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔収穫物の特徴〕○利益率がよい

〔販売形態〕アルミ製の袋（10g）、その他（ばら売り）

その他（自由回答）：

1、中国には春ハクサイがないのでその空白を埋められる

2、種子の質が高い

質問6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：広州輸入代理サービス（サービス）公司

地域（省など）：広州

〔販売先〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：子会社は全国の販売店、販売会社、小売店に卸売りしてからそれらのところを通じて農民に小売する.会社から全国の大規模農家（300 ムー）に販売する

質問7：昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

6000 万余

№13(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ない（売上に占める割合：中国 80%、その他輸入種子 20%）

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、品種に総合的な優位性があること。
- 2、より多くの日系企業が入ってきて多くの流通チャンネルが共存することで競争局面を構築すること。
- 3、価格がもう少し安く、流通チャンネルが得られる利益を高めること。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：トウラガラシ（自社生産）

販売量：500kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病虫害に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋（10g/20g）

その他（自由回答）：

- 1、種子の品質が国家基準を上回っていて、品質が安定している。

【中国 2 位】

種類：マクワウリ（自社ブランド）

販売量：200 kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい

〔販売形態〕紙製の袋（5g）、アルミ製の袋（10g）

その他（自由回答）：

- 1、品質がいい。

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：中国セロリ（アメリカ）

販売量：1000 kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

その他（自由回答）：

1、中国種子の発芽率はちょっと低いですが品質が安定している。

【その他輸入2位】

種類：ナス（韓国）

販売量：60 kg

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○利益率がよい ○消費者の人气が高い ○加工しやすい（脱水しやすい）

〔販売形態〕紙製の袋（10g）

その他（自由回答）：

1、収穫した果実の品質がいい。

質問7：昨年の売上高を教えてくださいか？（可能であれば聞いてください）

200 万元

№14(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ない（売上にあずめる割合：中国 100%、その他輸入種子 %）

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、少量に種子を提供し、手続きの簡略化（現在のところ、海外から輸入した種子の販売手続きが複雑である）を図り、テスト販売をする。
- 2、種子供給・販売拠点を多く設置して代理販売店が仕入れやすいようにする。
- 3、中国国内に日本種子の輸入に対してリスクを分担する組織や機関を設け、意思疎通が便利で、直接に日本と連絡せずに済むようにする。
- 4、販売する前に栽培に適宜である主な地域で拠点を設置し、展示販売を行って、販売店が品種に対して視察をしやすいようにする。
- 5、価格が安定していること（高くても安くてもかまわない。安定して上昇するかもしれない安定して下落するかのどちらでもいい）。
- 6、政治環境が日本種苗の輸出に影響するので政治環境が良好であることを望む。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：ダイコン（自社生産）

販売量：2000kg

〔種子としての品質〕○種子の純度が高い ○発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い ○病害虫に強い

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕缶（容量：50g）、紙製の袋（10g）、アルミ製の袋（10g）、その他（編み袋 25kg）

その他（自由回答）：

- 1、収穫した果実の外観がいい。
- 2、味よりも生産量のほうに関心がある。
- 3、地域によって栽培に適している品種も異なるので、リスクを回避するように慎重に選ぶべきである。

【中国 2 位】

種類：ハクサイ（自社生産）

販売量：1000kg

〔販売形態〕 その他（編み袋 25kg）

その他（自由回答）：

1、ハクサイの質に差があまりないので、同質化の程度が高い（種子に優位性があるため始めて広く普及できる）

【中国 3 位】

種類：セロリ

販売量：100kg

〔販売形態〕 紙製の袋（10g）

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【その他輸入 1 位】

種類：セイヨウカボチャ

販売量：10kg 以内（もともと取り扱っていないため、クライアントの事前の注文が必要である）

〔種子としての品質〕 ○種子の純度が高い

〔収穫物の特徴〕 ○味が良い ○色が良い ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕 缶（内容量：100g）

その他（自由回答）：

1、セイヨウカボチャは地域性が強い野菜で、この品種は他社の種子より適応性が高く、収穫物の外観もよい。

2、海外の品種は独特の適応性或いは幅広い適応性を持つべきである（日本のキャベツ、カリフラワー）。

3、日本の品種には他の品種が持っていない特性を備えている。例えば、ブロッコリーは耐寒性と安定性が高い。

4、海外の品種の質が相対的に高いが、中でも日本の品種の品質が一番高い。

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：自社加工、自社生産（日本の輸入種苗

ではなく、国内の種苗のことである)

地域(省など): 遼寧

[販売先]

会社、団体等の形態(輸入代理店、卸売業者など): 他の会社に卸売する。極一部を小売する

地域(省など): 華北、山東、山西を主とし、その他の都市にも販売している

質問 7: 昨年の売上高を教えてください。(可能であれば聞いてください)

200 万元

№15(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ない（売上に占める割合：中国 100%、その他輸入種子 %）

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

- 1、業務がプチトマトに特化しており、日本に特に優位性のある品種がない。
- 2、日本の品種は品質がいいが、輸送途中で腐りやすい。
- 3、聞いたところによると、日本にはトマト黄化葉巻ウイルスに強い品種がないようだ。

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：プチトマト

販売量：40kg（約 1 万ムー（1 ムーが 666.7 m²に相当する））

〔収穫物の特徴〕○味が良い ○色が良い ○利益率がよい ○消費者の人気の高い

〔販売形態〕60 元/袋、卸売業者

その他（自由回答）：

- 1、河北省の南部、陝西省、山東省において、トマト黄化葉巻ウイルスが深刻で更に蔓延する傾向がある。トマト黄化葉巻ウイルスに対抗できる品種であれば、相対的に販売しやすい
- 2、自社生産（四季昌盛）で、種子の価格が低く、農家が得られる利益が高い
- 3、台湾の品種（500-600 元/ムー）のプチトマトは口当たりが良くて輸送に弱い
- 4、生産量が平均して 15000 斤（1 斤が 500 g に相当する）/ムーで、買付け価格が 2—5 元/500g である

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

〔仕入元〕

会社、団体等の形態（輸入代理店、卸売業者など）：自主 R&D、自主生産

地域（省など）：山東省、広西省、陝西省

質問 7：昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

100 万元

№16(北京市)

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

○ない（売上に占める割合：中国 100%、その他輸入種子 %）

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？

（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

1、適切な製品がないので当分日本の種苗を取り扱う計画はない

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

【中国 1 位】

種類：セイヨウカボチャ（自社生産）

販売量：15000kg

〔栽培時の特徴〕○気候の変化に強い

〔収穫物の特徴〕○色が良い

〔販売形態〕 缶（内容量：400g）、紙製の袋（500g）

その他（自由回答）：

1、果実の発芽率が高い

2、外観が良い

【中国 2 位】

種類：トウラガラシ（自社生産）

販売量： 30kg

その他（自由回答）：

1、西北特有の品種で地域性のある品種である

質問 7：昨年の売上高を教えてください。（可能であれば聞いてください）

200 万

添付資料 5. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－とりまとめ表

北京市内の種苗会社、種苗店を対象とした聴き取り結果をとりまとめた表を、以下に添付する。

(添付資料5)日本の野菜種子、中国の野菜種子、その他の国の野菜種子、取扱い上位3位の種類、販売量、特徴、販売形態、その他

No.	国・順位	種類	販売量 (kg)	種子としての品質	栽培時の特徴	収穫物の特徴	販売形態	その他(自由回答)
12	日本1位	キャベツ	2,000		気候の変化に強い 病害虫に強い	味が良い 消費者の人気の高い	紙製の袋(10g)	1、独特の特徴を持っていて、口あたりがいい
11	日本3位	キャベツ	2,000		気候の変化に強い 病害虫に強い	色が良い 利益率がよい	紙製の袋(10g)	1、生産量が多い 2、外観がいい 3、貯蔵・輸送に強い
4	日本2位	キャベツ	500	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	日持ちが良い 利益率がよい 収穫時期が長い 加工しやすい	缶(内容量:95g)	
9	日本1位	キャベツ	100			色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	生長は早くて(早熟)果実の形がいい
8	日本1位	キャベツ	25～30	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	店が引っ越した後、販売量が少なくなっている。 品質がいい
6	日本1位	キャベツ	10～20	種子の純度が高い 発芽率が高い		味が良い 色が良い 利益率がよい	アルミ製の袋(10g)	種子の価格はちょっと高いが、品質がとても優れている
10	日本1位	キャベツ	10～20		気候の変化に強い	味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	1、収穫の時期が農家の好きな季節であってちょうどいい
11	日本1位	カリフラワー	1,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	色が良い 利益率がよい	缶(内容量:50g/100g) 紙製の袋(10g)	1、価格が比較的に高く、流通チャンネルが得られる利益が少ない。 2、外観がいい。
1	日本1位	カリフラワー	200	種子の純度が高い 発芽率が高い			アルミ製の袋(10g)	1. プロモーションする時は価格が安い、その後は高くなる 2. 日本種子の品質がいい
3	日本1位	カリフラワー	10	種子の純度が高い 発芽率が高い	病害虫に強い	色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い		1. 種子の価格が130円/10gで、高い。大規模農家に販売することが多い 2. 生産量が国内より高い 3. 害虫対抗性が国内の種子より高い 4. 種子の品質が国内の種子より高い 5. 外観が比較的にいい
8	日本2位	カリフラワー	10	種子の純度が高い 発芽率が高い		味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	販売量はもともとキャベツより多かったが、引っ越してから減少している。 純度が高い
9	日本2位	カリフラワー	-					
11	日本2位	ニンジン	3,000	種子の純度が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い 加工しやすい	缶(内容量:30g/100g)	1、外観がいい。 2、脱水しやすく、脱水した後元の色を維持できる。
1	日本2位	ニンジン	300		手がかからない	色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(内容量:600g)	1. 外皮と肉質、芯ともに赤く、国内をリードしている 2. 国内の品種と比べ、田畑から盗まれにくく、安全性が高い 3. 外観が優れている
12	日本2位	ニンジン	300	種子の純度が高い		色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(内容量:100g) その他(ばら売り)	1、外観がより 2、果実に差がなく、外観がよい
4	日本3位	ブロッコリー	160	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い	味が良い 消費者の人気の高い 加工しやすい	紙製の袋(10g)	
2	日本2位	ブロッコリー	-	種子の純度が高い 発芽率が高い		色が良い		花のつぼみが小さく、生長が早い
1	日本3位	油菜	3,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	病害虫に強い	色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(内容量:100g)	1. 病虫害に強く、純度が高い 2. 外観がいい
2	日本1位	油菜	-	種子の純度が高い		色が良い	缶(内容量:100g)	

(添付資料5)日本の野菜種子、中国の野菜種子、その他の国の野菜種子、取扱い上位3位の種類、販売量、特徴、販売形態、その他

No.	国・順位	種類	販売量 (kg)	種子としての品質	栽培時の特徴	収穫物の特徴	販売形態	その他(自由回答)
5	日本1位	ミニキュウリ	1,000	種子の純度が高い 発芽率が高い		味が良い 利益率がよい		品質が保証できる
4	日本1位	ネギ	600	種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い	気候の変化に強い 病害虫に強い	味が良い 色が良い	紙製の袋(10g)	
7	日本1位	タマネギ	30					日本のタマネギを買っているのは東北地域だけである。輸入タマネギは主に西北地域で販売されているが、日本のタマネギは販売されていない。価格が比較的に高い。
8	日本3位	チンゲンサイ	10	種子の純度が高い 発芽率が高い	手がかからない	味が良い 色が良い 消費者の人気の高い	缶(内容量:50g/100g)	1、品質がいい 2、栽培しやすい 3、外観がいいので任期がある 4、基本的にこの会社のチンゲンサイしか買わない
2	中国2位	ハクサイ (自社生産)	10,000			色が良い 利益率がよい	紙製の袋(20g)	
12	中国2位	ハクサイ	9,000			利益率がよい	紙製の袋(10g)	1、価格が低く、利益率がよい 2、品質が国際基準を上回っている
1	中国2位	ハクサイ	1,000	種子の純度が高い				1.種子の品質がいい
5	中国1位	ハクサイ (自社ブランド)	1,000			味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	その他(10粒、20粒、 30粒、100粒)	品質がよく、価格が安くて信頼できる
14	中国2位	ハクサイ (自社生産)	1,000				その他(編み袋25kg)	1、ハクサイの質に差があまりないので、同質化の程度が高い(種子に優位性がある始めて広く普及できる)
3	中国1位	ハクサイ	400					1.価格が安い 10-15元/袋 2.農家の野菜種子に対する要求が低く、問題を起さない程度でいい 3.収穫した果実が一般的である 4.種子の品質、栽培の方式、特徴、及び果実のいずれも普通であるが、価格が安いのでたくさん売ることができる
2	中国1位	油菜 (自社生産)	4,000	種子の純度が高い 発芽率が高い		色が良い 消費者の人気の高い	紙製の袋(20g)	自社R&Dで、外観がよく、純度が高い
5	中国3位	油菜	1,000			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	品質がよく、価格が安くて信頼できる
6	中国2位	油菜	1,000	種子の純度が高い		味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	1、品質がよくて価格が安い 2、売れ筋がいい 3、病虫害への対抗性が普通だが、一般の人がこれに対する要求が低い
3	中国3位	油菜	100					1、価格が2-3元/10gで、安い 2、他の理由は白菜と同じである
7	中国3位	油菜	50			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	
11	中国2位	トマト (自社生産)	500		病害虫に強い	色が良い	紙製の袋(5/10g) アルミ製の袋(10g)	1、外観がいい 2、トマト黄化葉巻ウイルスに対抗できる 3、生産量が多い
6	中国3位	トマト	20	種子の純度が高い 発芽率が高い		味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(5g/10g)	1、品質がよくて価格が安い 2、売れ筋がいい 3、病虫害への対抗性が普通だが、一般の人がこれに対する要求が低い
9	中国3位	トマト	20			味が良い 色が良い 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g/5g (主に10g))	硬度がいい

(添付資料5)日本の野菜種子、中国の野菜種子、その他の国の野菜種子、取扱い上位3位の種類、販売量、特徴、販売形態、その他

No.	国・順位	種類	販売量 (kg)	種子としての品質	栽培時の特徴	収穫物の特徴	販売形態	その他(自由回答)
15	中国1位	プチトマト	40			味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	60元/袋 卸売り業者	1、河北省の南部、陝西省、山東省において、トマト黄化葉巻ウイルスが深刻で更に蔓延する傾向がある。トマト黄化葉巻ウイルスに対抗できる品種であれば、相対的に販売しやすい 2、自社生産(四季昌盛)で、種子の価格が低く、農家が得られる利益が高い 3、台湾の品種(500-600元/ムー)のプチトマトは口当たりが良くて輸送に弱い
1	中国1位	キュウリ	10,000	種子の純度が高い	病害虫に強い	利益率がよい	缶(内容量:50g/100g)	1. 他の野菜との輪作がしやすい 2. 病害虫に強い 3. キュウリ所の種子の品質が国内で一流で、海外の種子の品質より高い
11	中国1位	キュウリ (自社生産)	2,000		気候の変化に強い 病害虫に強い		紙製の袋(10g/20g)	1、外観がいい 2、価格面で優位性があり、流通チャンネルが得られる利益が高い 3、適応力が強い
9	中国1位	キュウリ	100～150			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	紙製の袋(50g/20g)	種子にはさまざまなグレードがあって、グレードの低いものが価格が安いので販売量が多い。
6	中国1位	ダイコン	10,000～15,000					1、品質がよくて価格が安い 2、売れ筋がいい 3、病虫害への対抗性が普通だが、一般の人がこれに対する要求が低い
14	中国1位	ダイコン (自社生産)	2,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(容量:50g) 紙製の袋(10g) アルミ製の袋(10g) その他(編み袋25kg)	1、収穫した果実の外観がいい。 2、味よりも生産量のほうに関心がある。 3、地域によって栽培に適している品種も異なるので、リスクを回避するように慎重に選ぶべきである。
3	中国2位	ダイコン	150					1、価格が5元-10元/袋で、安い 2、他の理由は白菜と同じである
10	中国1位	チンゲンサイ	1,000		病害虫に強い	味が良い 色が良い 消費者の人気の高い	缶(内容量:100g)	1、チンゲンサイの茎が青々として、病虫害に強い
4	中国3位	チンゲンサイ	150	発芽率が高い	手がかからない 気候の変化に強い	味が良い 色が良い	缶(内容量:100g)	
8	中国3位	チンゲンサイ	-				紙製の袋(10g) アルミ製の袋(10g)	種子の品質と野菜の形とともに日本の品種より劣っている
16	中国1位	セイヨウカボチャ (自社生産)	15,000		気候の変化に強い	色が良い	缶(内容量:400g) 紙製の袋(500g)	1、果実の発芽率が高い 2、外観がいい
4	中国1位	セイヨウカボチャ	400	寿命が長い	手がかからない 気候の変化に強い	日持ちが良い 味が良い	紙製の袋(10g)	
13	中国1位	トウガラシ (自社生産)	500	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	色が良い 利益率がよい	紙製の袋(10g/20g)	1、種子の品質が国家基準を上回っていて、品質が安定している。
16	中国2位	トウガラシ (自社生産)	30					1、西北特有の品種で地域性のある品種である
12	中国1位	キャベツ	15,000			消費者の人気の高い		1、価格が比較的に安く、優位性がある 2、市場においてよく認められていて価格が安く、一般大衆のニーズに合致している
4	中国2位	キャベツ	200	種子の純度が高い	手がかからない 病害虫に強い	日持ちが良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(内容量:100g)	
8	中国2位	ソラマメ	3,000			消費者の人気の高い 加工しやすい	缶(内容量:200g) 紙製の袋(200g) アルミ製の袋(10g)	1、エダマメほどよくない 2、栽培するときに水がいる 3、加工しやすいので人気がある
1	中国3位	カリフラワー	2,000					1. 種子の品質が日本とほぼ同じである 2. 日本のカリフラワーは供給制限経営(供給量が需要量より少ない)を行っていて、人気があるが、価格が高い。国内の種子は需要があればいくらかでも供給するので、価格が低い

(添付資料5)日本の野菜種子、中国の野菜種子、その他の国の野菜種子、取扱い上位3位の種類、販売量、特徴、販売形態、その他

No.	国・順位	種類	販売量 (kg)	種子としての品質	栽培時の特徴	収穫物の特徴	販売形態	その他(自由回答)
5	中国2位	レタス	1,000			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	品質がよく、価格が安くて信頼できる
7	中国1位	タマネギ	400～500			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	国産のタマネギは基本的に山東省、河北省などのところで販売されている
9	中国2位	スイカ	250	種子の純度が高い 発芽率が高い	病害虫に強い	色が良い 消費者の人気の高い	缶(内容量:50g) アルミ製の袋(10g)	大きくて果実の形が丸く、品質がよい。
13	中国2位	マクワウリ (自社ブランド)	200			味が良い 色が良い 利益率がよい	紙製の袋(5g) アルミ製の袋(10g)	1、品質がいい。
8	中国1位	エダマメ	100～150			消費者の人気の高い 加工しやすい	その他(25kg、5kg、1kg)	1、豆類製品が人気があるので、市場のニーズが大きい 2、製品はさまざまな豆類製品に加工されることができる
14	中国3位	セロリ	100				紙製の袋(10g)	
7	中国2位	パクチョイ	30			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	
1	他国1位	セイヨウカボチャ (アメリカ)	10,000	種子の純度が高い 発芽率が高い		色が良い 消費者の人気の高い	缶(内容量:100g)	1. 色が緑色で、外観がいい
11	他国1位	セイヨウカボチャ (アメリカ、オランダ)	2,000		病害虫に強い	色が良い 利益率がよい	缶(内容量:100g)	1、耐低温性がいい 2、外観がいい 3、生産量が多く、1ムーあたりが30000斤(15000kg)に達する
4	他国2位	セイヨウカボチャ	600	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い	味が良い 利益率がよい 収穫時期が長い	缶(内容量:50g)	
14	他国1位	セイヨウカボチャ	10	種子の純度が高い		味が良い 色が良い 消費者の人気の高い	缶(内容量:100 g)	1、セイヨウカボチャは地域性が強い野菜で、この品種は他社の種子より適応性が高く、収穫物の外観もよい。 2、海外の品種は独特の適応性或いは幅広い適応性を持つべきである(日本のキャベツ、カリフラワー)。 3、日本の品種には他の品種が持っていない特性を備えている。例えば、ブロッコリーは耐寒性と安定性が高い。 4、海外の品種の質が相対的に高いが、中でも日本の品種の品質が一番
12	他国3位	ハクサイ (韓国)	20,000	種子の純度が高い 発芽率が高い		利益率がよい	アルミ製の袋(10g) その他(ばら売り)	1、中国には春ハクサイがないのでその空白を埋められる 2、種子の質が高い
7	他国2位	ベビーハクサイ (韓国)	100			味が良い 利益率がよい	アルミ製の袋(10g)	
3	他国2位	ベビーハクサイ (韓国)	50					1、ベビー白菜は基本的に韓国の種子である。中国市場で韓国の種子が独占的な地位を占めている。
12	他国2位	キャベツ (韓国)	10,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	1、果実に差がなく、外観がいい
4	他国3位	キャベツ	500					
8	他国1位	ダイコン (韓国)	150					利益率はもともとよかったが、場所が変わってから土の質が変わったので、利益率が下がってきている
4	他国1位	ダイコン	100	種子の純度が高い 発芽率が高い 寿命が長い	気候の変化に強い	色が良い 利益率がよい	紙製の袋(10g)	
11	他国2位	トマト (オランダ)	250		病害虫に強い	色が良い 利益率がよい	紙製の袋(5g/10g)	1、外観がいい 2、生産量が多い
6	他国1位	トマト (オランダ)	5	種子の純度が高い 発芽率が高い	病害虫に強い	味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	

(添付資料5)日本の野菜種子、中国の野菜種子、その他の国の野菜種子、取扱い上位3位の種類、販売量、特徴、販売形態、その他

No.	国・順位	種類	販売量 (kg)	種子としての品質	栽培時の特徴	収穫物の特徴	販売形態	その他(自由回答)
13	他国2位	ナス (韓国)	60			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い 加工しやすい(脱水し やすい)	紙製の袋(10g)	1、収穫した果実の品質がいい。
6	他国2位	ナス (フランス)	1	種子の純度が高い 発芽率が高い		味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	
1	他国2位	中国セロリ (アメリカ)	5,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い	利益率がよい 消費者の人気の高い	缶(容量:100g)	1.病虫害がよくて、外観がいい、純度が高い
13	他国1位	中国セロリ (アメリカ)	1,000	種子の純度が高い 発芽率が高い	気候の変化に強い 病害虫に強い			1、中国種子の発芽率はちょっと低い品質が安定している。
12	他国1位	カリフラワー (オランダ) ブロッコリー (フランス)	2,700			味が良い 色が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(10g)	1、果実の品質がいい。外観がきれいで口当たりもよくて、輸送に強い 2、種子の質が日本に劣らない
9	他国1位	カリフラワー (台湾)	60	種子の純度が高い	病害虫に強い	味が良い 色が良い 消費者の人気の高い		外観がいい。 以前は日本の種子が使われていたが、今は徐州では主に台湾の種子が使われている。
2	他国1位	レタス (イタリア)	500		病害虫に強い	利益率がよい	アルミ製の袋(10g)	外観がよく、質が高く、利益が高い
7	他国1位	タマネギ (アメリカ)	200～300			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(100g)	価格が比較的に高い
3	他国1位	ニンジン (韓国)	50		気候の変化に強い	利益率がよい	缶(内容量:200g) 紙製の袋(20g)	1、市場でニンジンなら韓国のがいいというふうに認可されている 2、品質が国内のより優れている 3、生産量が多くて安定している 4、収穫した果実にあまり差がない
7	他国3位	特菜 (現地の新しい野菜)	1～2			味が良い 利益率がよい 消費者の人気の高い	アルミ製の袋(2g/5g)	